

第1日目（12月5日）

○議 長 ただいまから令和4年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、黒岩揺光君から欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。また、建設工業新聞より写真撮影の願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔午前9時37分〕

○議 長 本日の日程は、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号19番・桑原圭美君、及び議席番号20番・小澤実君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月5日から12月16日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月5日から12月16日までの12日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。令和4年12月議会定例会の開会にあたりまして、まずは議員の皆様のご健勝をお喜び申し上げます。そして、日頃より市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げたいと思います。

さきに配付させていただいている資料であります。ここにちょっと書くことがまだできなかった問題につきまして、1点、私のほうからお話を先にさせていただき、本題に入ります。記載はここにございませんが、ここで1件の報告をさせていただきます。

会計年度任用職員の2名分について、実は所得税が源泉徴収されていないということが10月26日に判明をいたしました。これは事務担当職員が給与システムの登録を誤ったということが原因であります。この誤った登録によりまして、この会計年度任用職員の2名分の今年5月から10月分までの所得税、これは合計で127万5,556円が控除されておらず、税務署への納付もしていないという状況になっていたことが判明したことであります。この事務処理ミスにつきまして、直ちに税務署へ報告させていただき、税務署の指示に基づきまして未納分を11月1日に納付したところであります。

また、法の規定によりまして、12月20日付で税務署から現在のところ不納付加算税4万500円、延滞税4,300円、合わせまして4万4,800円を追加納付するよう指示があることとなっておりまして、この件に関する職員の処分につきましては、11月30日付で行ったところであります。

今回の事案を踏まえまして、今後の課題であります。給与システムの設定の変更、また登録内容のこれらは、複数の職員で確認を行うこと、給与支給時のダブルチェックなど、再発防止を徹底してまいることをお誓い申し上げます。このたびは大変申し訳ございませんでした。これから再発防止を徹底してまいること、きちんと対応してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。記載のない内容につきましては、以上でございます。

まずは、新型コロナウイルス感染症対策についてお話をさせていただきます。新潟県内では、8月に過去最多となる新規感染者数が確認されましたが、9月に入りまして6日には、7月20日以来48日ぶりに、1日当たりが949人となり、1,000人を下回るところとなりました。市内においても、8月は1日当たりの過去最多を更新し、感染は市立病院、保育園、学校や高齢者施設にも広がりを見せ、対応に追われてきたところではありますが、9月に入ってから市内感染者は二桁台が続き、9月26日には3人となり、一旦は沈静化した状況となっていました。

こうした中、国は感染者の発生届の対象を高齢者などに限定する、全数把握の簡略化を9月26日から全国一律で導入し、また、オミクロン株対応の2価ワクチンの接種を9月から開始することとなりました。

10月に入りますと、10月19日までの1週間に報告された国内の新型コロナウイルスの新規感染者数が、前週比で1.35倍となり、約2か月ぶりに増加に転じたことが厚生労働省の集計で分かり、沖縄を除く46都道府県で増加となってきたものであります。

新潟県は11月9日、新たに2,057人の感染を確認したと発表し、1日当たりの新規感染者が2,000人を超えるのは約2か月ぶりとなったところであります。

南魚沼市内においても、小・中学校及び保育園において、児童生徒また園児の陽性判明によるクラス閉鎖は減少傾向でありましたが、11月に入ってから増加傾向に転じています。ゆきぐに大和病院では、11月9日以降、院内感染が拡大し、一時的に入院制限を行わざるを得ないという状況となりました。

南魚沼市といたしましては、年末年始における感染の再拡大また季節性のインフルエンザとの同時流行が懸念されておりますので、今まで以上に市民の皆さんに基本的な感染対策の徹底などの感染防止策の取組をお願いするとともに、この急速な感染拡大に対して政府が11月11日に示しました、流行第8波に備えた2段階の対応強化策であります、外出自粛を要請する対策強化宣言、及び医療が逼迫しそうな場合に要請をさせていただく、医療非常事態宣言が、新潟県からもし発出された場合には、連携して必要な対策を取っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、地方創生について申し上げます。ふるさと納税制度をはじめ、国から地方創生に取り組む自治体への支援が非常に進んでおります。南魚沼市においても他の自治体に遅れをとることなく、これに対応していきたいということから、多方面にわたる知見を有し、中央とのつながりなどがある有識者の方を、特別顧問という形で新年度から登用したいと考えておりまして、現在準備を進めているところであります。これ以降、詳細が決まりましたら議会でもご報告させていただくとともに、報酬などの必要な経費につきまして、新年度予算に盛り込みさせていただきたいという予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、9月議会定例会以降の経過についてご報告します。第1に、保健・医療・福祉であります。高齢者のインフルエンザ予防接種事業については、新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されているという状況で、昨年度、供給が遅れていたインフルエンザワクチンの今年度については、全国的に例年以上の供給量が見込まれているところであります。本格的な流行期に向け、今後も予防接種の勧奨を進めてまいります。

新型コロナワクチン接種については、オミクロン株対応2価ワクチンの個別接種が9月26日から、集団接種については11月5日から五日町雪国スポーツ館で開始しています。また、生後6か月から4歳までの乳幼児への新型コロナワクチン接種については、個別接種を11月4日から、集団接種を11月6日からゆきぐに大和病院健友館において開始したところであります。また、5歳から11歳までの小児への3回目の接種は集団接種を10月2日からゆきぐに大和病院健友館で実施しています。

自殺対策についてであります。こころの健康につきましては、若年層や女性が相談しやすい体制づくり、これが肝要かということでありまして、9月26日にSNS等で相談事業を実施しているNPO法人ライフリンク、ここと連携自治体としての協定を締結しました。電話や面談よりも相談がしやすいSNS——例えばLINE、こういった相談を入り口として、必要により直接支援へつながるように連携していく。悩みを抱える人の命を1人でも多く救えるように体制を構築してまいります。

後期高齢者医療保険であります。今年10月から収入に応じた窓口負担として2割負担が新設されたということから、9月中に改めて全ての被保険者の皆さんに対して、10月1日適用の被保険者証を発送したところであります。

医療対策関係について申し上げます。医療のまちづくりに関する骨太の全体計画に基づきまして、10月26日の社会厚生委員会において、ゆきぐに大和病院の現地調査も含めて、健診施設の集約化及び城内診療所の市民病院附属診療所化など、医療資源の再編に向けた状況についてご報告を申し上げ、ご審議をいただいたところであります。

人生100年時代、もうそういう時代に入ってきております。これに対応した健康づくりや介護予防の実現のために施設の集約化を図り、そして効率的かつ付加価値の高い市民サービスを提供する体制を早急に構築する必要があるということから、健診施設集約化の基本設計に係る経費及び城内診療所を令和5年4月1日から市民病院の附属診療所とするための準備経費について、この12月定例会に補正予算を計上するとともに、関連する条例の一部改正に

について提案しておりますので、よろしくお願いをいたします。

令和6年4月から施行される、大変な脅威でもありますが、医師の働き方改革への対応につきましては、医師の時間外労働規制に対応した宿日直体制の確保に向けて、現在、労働基準監督署と鋭意協議を重ねているところであります。将来にわたる安定した医療サービスを継続できるように医師確保に努めておりますが、その一環である自治医科大学による寄附講座の第1期の2年間で9月末をもって終了したということから、第2期として10月1日から、これは令和6年3月までの1年6か月間について、新たに協定を締結したところであります。

また、新たな医師確保対策として、新潟県と連携した、地域枠・修学資金貸与制度によりまして、令和5年度から北里大学に1名の南魚沼市の地域枠を設けることとなったところです。地域医療を志す若手医師の確保を進めるとともに、若手医師の指導を行う中堅医師の確保が重要ですが、これにつきましても大学等関係機関との連携を進めていきたいと考えております。

病院事業の運営状況についてお話をします。ゆきぐに大和病院では、入院は9月以降、前年を上回る病床稼働率で推移してきたところですが、11月に入りまして、再び新型コロナウイルスの院内感染が発生したということから、入院制限を行うとともに、医療機能の低下を招かないように市立病院群全体として対応したところであります。外来は新型コロナウイルスの発生前の令和元年度と比較して、患者数が増加しています。

市民病院のほうでは、入院は今年4月から第3病棟を地域包括ケア病棟に転換するなど、病床機能の再編を行ったということにより、内科を中心に入院患者数が増え、病床稼働率も向上してきております。外来は、一部の診療科において、ほかの医療機関との機能・役割分担を進めているところであり、診療の効率化を図ってきております。経営改善の取組にも力が入っておりまして、病院事業全体の中間決算としては過去最高の収支差益を計上しているところです。黒字基調で推移しているところであります。

なお、今年7月末に完成した市民病院正面玄関庇の再建につきましては、令和3年度に修繕工事が完了した雁木と合わせまして、公益社団法人であります全国市有物件災害共済会による査定が終了しまして、共済金5,785万円が11月14日に振り込まれたところであります。ご報告させていただきます。

子育て支援関係についてです。コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として国が実施をする子育て世帯生活支援特別給付金、児童1人当たり5万円の支給については、ひとり親世帯分として申請が必要となる、感染症の影響で家計が急変した世帯、また新たに児童扶養手当の受給者となった対象者などに給付を行っておりまして、11月2日までにひとり親世帯分として、562名の皆さんに対する振込を完了しました。

また、ひとり親世帯以外分として、申請制度であります。申請が必要となる対象者、10月26日までに378人に対する振込を行ったところです。引き続き、支給期限となる今年度末まで給付を行ってまいります。

このほか、地方創生臨時交付金を活用した、子育て世帯生活支援特別給付金の上乗せ分、児童1人当たり5万円の支給については、年内の支給を目指して準備を進めています。

福祉関係について申し上げます。12月1日付で民生委員・児童委員の一斉改選が行われまして、再任した委員の方が77名、新しく委員となられた方が65名、計142名の皆さんに対しまして、厚生労働大臣からの委嘱を受け、新しい体制としてスタートしましたので、ご報告します。

令和4年度、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金5万円の給付につきましては、11月29日に今年度の住民税の非課税世帯に対しまして通知を発送し、12月21日から給付を開始する予定であります。

南魚沼市立総合支援学校によるMSGカフェについて、9月27日に本庁舎の市民ホールで開催されました。感染予防対策を十分に行った上で、2年ぶりとなりました試飲コーヒーの提供を再開してくれました。生徒の明るい笑顔と活気にあふれていました。今後も学校と連携しながら、次回開催に向けて準備を進めてまいります。図書館でも行われております。

障がい福祉サービスの充実であります。浦佐福祉の家の耐震補強工事が完了したところで、末永く地域福祉に活用していただきたいというために、市内の社会福祉法人への譲渡に向けて、今定例会に関係条例の廃止などにつきまして提案しておりますので、よろしくお願いをいたします。

公営住宅につきましては、11月2日に2回目の住宅委員会を開催しました。公募戸数は28戸ありましたが、これに対して9件の申込みがあり、最終的に6戸への入居を決定したところであります。

介護保険関係については、9月25日にふれあい支援センターにおいて、健康ポイント対象事業と位置づけ、介護予防フェアを開催しました。市の介護保険情報や米ねっと、また健康ポイントなどの活動、介護予防の口腔ケアや認知症の方のための見守りシール——今進めているわけではありますが、これらのPRのほか、地域の薬剤師さんや筋力づくりサポーターの皆さんからご協力をいただきまして、骨密度や血管年齢測定、また筋力づくりの体験教室などを実施したところです。高齢者の権利擁護につきましても、市報11月1日号から4回にわたって記事を掲載していますので、よろしくお願いいたします。

次に、教育・文化について申し上げます。南魚沼市立学校の学区再編について、平成20年度の学区再編等検討委員会による最終答申というのがありまして、これに基づいてこれまで小学校、中学校の統合を進めてまいりましたが、想定以上に進む人口減少と少子化によりまして、既に統合した学校においても、将来、適正規模を満たさなくなるというふうに推計しております。

また、社会の急速な変化により、学校教育とそれを取り巻く環境、これらも大きく変化しようとしています。これらを踏まえまして、学校の適正規模や適正配置などにつきまして再度検討したいとしまして、市民の皆さんや地域の方々、学校や保護者の方々に加えまして、市議会からも参画をいただいて学区再編等検討委員会を設置したところです。令和という新

しい時代に合った教育を進めるために、将来的な課題を整理して協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

学校教育施設の整備について申し上げます。小学校・中学校の図書室また特別教室へのエアコンの設置工事及び塩沢中学校の洋式トイレへの改修工事が完了したところです。昨今の資材不足また価格の高騰などの影響を考慮する必要もありますが、今後ともこれらにつきましては、学校と連携して教育環境の改善に取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

社会教育について申し上げます。コロナ禍によって延期されていましたが、棚村基金事業であります、日生劇場ミュージカルが2年越しで開催されたことをはじめ、それぞれの公民館事業で成果発表の機会が設けられるなど、活動の充実が図られてきています。市の図書館でも、読み聞かせやミニコンサートなども実施が開始され、コロナ禍前の活動を少しずつですが、取り戻しつつあります。今後も感染症対策を継続しながら、市民の学習機会の充実また文化・芸術活動の支援に取り組んでいきます。

コミュニティホールさわらびの舞台吊物装置更新工事についてですが、これはどうしても使っていますので、利用者の少なくなる12月下旬から集中的に現場工事を行うこととしました。工事期間中は、ホール等の使用ができなくなるということから、市ウェブサイトなどにより施設の利用制限などについて周知をするとともに、計画的な工事の進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

おめくりいただきまして、生涯スポーツの推進について申し上げます。統合の後、空き校舎になっております、旧第二上田小学校体育館の室内練習場への改修工事が完了しました。11月4日に上田雪国スポーツセンターという名称で開館しました。開館に先立ちまして、11月1日から3日間、内覧会を開催、またスポーツ関係者や市民などから施設を見学していただくなどしました。

既に野球やテニスなど、これに限りませんが、スポーツ団体による定期的な利用が始まっております。指定管理者の自主事業やイベントなどでも有効に活用していく予定としています。冬の期間に入り降雪により屋外での練習が難しくなることから——これまでできなかったわけではありますが、球技スポーツでの利用など、これらを中心として、この施設が練習メニューの充実また練習機会の拡大につながることを期待しているところであります。

自転車を活用したまちづくり事業であります。第4回となりました全国シクロサミット——自転車のサミットですが、これが9月17日に南魚沼市で開催されました。翌日のサイクリングツアーも含めまして、全国の多くの自治体からご参加いただきました。また、9月18日には、全日本実業団自転車競技連盟——JBCFであります、この連盟さんの主催によりまして、六日町市街地を周回する、第2回JBCF南魚沼クリテリウムが開催され、翌日の19日には三国川ダム周辺で開催された、第7回JBCF南魚沼ロードレースとともに大変大勢の方々が見戦にも訪れてくださいました。

シクロサミットに参加した自治体からは、ロードレースとクリテリウムの両方とも南魚沼

市で実施されていることに加えまして、その運営に多くの市民が関わり、地域が一体となって協力しているということに対して、非常に高い評価をいただいたところであります。今後も生涯スポーツと健康づくりの両面から市民の関心を高める事業に取り組んでいき、自転車の普及促進に努めるとともに、広域連携によりまして、雪国魚沼ゴールデンサイクルルートの魅力を全国に向けて発信してまいろうと思っております。

次に、環境共生であります。有害鳥獣対策事業については、今年度もクマの出没件数は比較的であります。10月末現在で41件、大量出没がありました令和元年そして令和2年を除けば、ほぼ平年並みか少ない状況となっております。出沒抑制対策では昨年に続き、大変ありがたかったですが、六日町商工会青年部の皆さんからボランティアの申出がありまして、大変クマの出没時、危険にさらされていた六日町小学校付近のやぶの草刈りを行っていただきました。大変広大な面積です。小学生及び周辺住民の安全・安心につながるものとして本当に感謝しています。

また、今年度は県の環境整備事業によりまして、泉田橋から二日町橋までの間の魚野川河川敷のやぶの草刈りが実施されました。河川敷の刈払い整備は、野生鳥獣の出沒経路を、道筋を断つというか、そういうところもありまして、被害防止対策として非常に有効であったと考えております。感謝申し上げたいと思います。

今後も、これから出沒の危険性が若干少なくなる降雪期に入りまして、関係機関と連携して被害防止に努めてまいろうということでもあります。よろしくお願いします。

地盤沈下事業です。7月1日に南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正が施行されたところですが、今年度の井戸掘削の許可申請の受付件数は、昨年同時期と比較して微増となっております。許可に伴う事務処理も含めて、おおむね順調に推移しています。

この冬にかけての長期予報では、冬半ばにかけて日本海側に寒気が流れ込みやすい、気温が低めで雪が多くなる確率が高いと言われております。多くの地下水の利用が見込まれるということから、地盤沈下量を市の目標とする年間2センチメートル以内に抑えるために、冬期間は地下水変動データを市ウェブサイトなどで日々更新し、地下水位の低下や回復の状況を目に見える形にして市民の皆さんへ情報提供してまいります。

これと合わせまして、引き続きFMゆきぐにの放送また広報車での巡回広報などを効果的に行い、さらなる節水意識の醸成を図り、地盤沈下の抑制に努めてまいりたいと思います。

今年度の上半期におけるごみの量について申し上げます。可燃ごみ、不燃ごみともに搬入量全体では減少傾向にあるものの、前年度比ではほぼ横ばい状態です。このうち、家庭系のごみの量は前年度を下回っていますが、事業系ごみについては南魚沼市、湯沢町ともに増加傾向であることから、人の流れが出てきたのだというふうに思います。新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことによる、観光客の増加が関係しているものと考えます。

ごみ処理施設につきましては、これまで大きな故障も今年度はなく、順調に稼働しています。引き続き延命化対策を進め、施設への負担軽減を図りながら安定稼働に努めてまいります。

す。

新ごみ処理施設整備状況について申し上げます。施設整備の計画などについて、ご意見をいただき、新ごみ処理施設検討委員会を新たに設置いたしました。この委員会では、現在取り組んでいる基本計画また今後予定している基本設計などの内容について、専門的な知見また市民目線による幅広い観点、これらのご意見をいただき、今後の計画策定につなげていくことを目的としています。また、循環型社会形成推進地域計画——以前から地域計画と言われている計画であります、12 月中に予定どおり国へ提出できるよう作業を進めています。

加えて、施設の整備を行う上で必要となる基本事項を定めるための新ごみ処理施設整備基本計画につきましても、年度内の策定を目指して検討を進めているところであります。今後も整備工程に沿って、着実に事業の推進を図ってまいりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

次に、都市基盤であります。道路関係の社会資本整備総合交付金事業また国庫補助道路事業につきましても、9 億 9,859 万円の配分がありました。10 月末現在の除雪費を除いた発注率が、今、78.2%となっております。なお、令和 3 年度繰越予算を加えた発注率では、81.3%となっております、年度内の工事完了に努めてまいりますので、よろしくお願いします。

克雪・利雪関係のお話をさせていただきます。11 月 14 日でありますが、南魚沼市民会館を会場として、第 37 回となります雪シンポジウムが開催されました。日本雪工学会と南魚沼市の共催であります。405 人の参加がありました。衆議院議員、小泉進次郎元環境大臣をお迎えしてご講演をいただいたほか、地元企業の皆さんなどとパネルディスカッションを行うなど、雪の産業化へのさらなる飛躍またカーボンニュートラルの実現に向けた非常に有意義なシンポジウムとなったものと考えております。

水道事業について申し上げます。発注しました水道施設工事や管路工事は順調に進捗しています。非常用水源の開発につきましては、中之島非常用水源と既にある既設の送水管を接続する送水管の新設工事に着手しています。

水道料金改定につきましては、大変大きい課題ではありますが、上下水道審議委員会より集約していただいた意見として先般、答申を私宛てにいただきました。今後は、南魚沼市水道給水条例の改正に必要な手続や水道使用者の皆さんに対する説明を進めてまいります。

下水道事業については、新潟県との広域化事業である農業集落排水の流域下水道への接続工事として、現在、城内地区での接続工事を進めています。浸水対策事業の寺裏雨水幹線改修工事も順調に進捗しています。また、下水道ストックマネジメント計画に基づくマンホール蓋の更新工事につきましては、市内全体で 233 か所を施工しているところであります。

次に、産業振興について申し上げます。農業振興ですが、令和 4 年産の水稻の作柄概況、これは 9 月 25 日現在の話ですが、全国の 10 アール当たり予想収量が 537 キログラムと前年に比べて 2 キログラム減少、作況指数は 100 となる見込みであります。

また、県内での 10 アール当たりの予想収量は前年比 18 キログラム増の 527 キログラムでありまして、作況指数は 100、平年並みとなる見込みであります。当地域は今年度から中越地

域で集約表記されていまして、10 アール当たりの予想収量は518 キログラムで、作況指数は100 と見込まれています。

品質面については、市内 J A の集計によるコシヒカリの1 等米比率、これが10 月28 日現在の話ですが、カントリーの集荷分を含めて89.6%でありまして、登熟期の異常高温がなかったということから1 等米比率が90%に近い品質を確保することができた年となりました。

しかしながら、9 月中旬以降、高温乾燥が続いたということや刈り遅れの圃場があったということがありまして、胴割粒が生じ、一部格落ちが生じていると報告をいただいています。今後も需要に応じた米生産を継続するとともに、最高級ブランド米の産地として、消費者から求められる高品質また良食味な米作りの推進と販売促進活動に、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。よろしくお願いをいたします。

林業振興について申し上げます。森林環境譲与税を活用して、適切な森林の経営管理を進めるため、城内そして五十沢地区での現在、航空レーザー計測そして森林長期計画策定の業務委託を7 月に契約をしました。森林・林業を取り巻く現状また課題を整理をさせていただいて、豊かで活力のある森づくりに向けて取り組んでまいります。今年から始めております、ふるさと里山再生整備事業では、これまでに10 件の交付申請がありまして、面積では20 ヘクタールの森林において里山整備を現在、進めております。

観光振興については、市内において開催されます観光誘客を目的とした、これまで中止を余儀なくされてきました各種のイベントの復興、また新たに実施する取組これらを対象とした、南魚沼市ががんばるイベント応援補助金について、既に12 件を採択して実施していただいているところですが、12 月12 日から令和5 年3 月19 日までに実施される冬の期間、冬季のイベントについて追加募集を行い、7 件の申請を受け付けたところであります。

観光誘客キャンペーン、南魚沼市宿泊者限定雪恋プレミアム旅行券、いわゆる雪恋についてであります。今年度はグリーンシーズンから誘客を図るため、この限定雪恋 Summer プレミアム旅行券として、7 月23 日から10 月1 日まで利用できる夏季の旅行券を発行しましたが、11 月12 日から利用開始をした雪恋と合わせまして、引き続き市内の宿泊施設や飲食店などに新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底にご協力をお願いしながら、観光復興に向けた、継ぎ目のない観光誘客を進めていますので、よろしくお願いをいたします。

商工振興についてであります。8 月から販売を開始しています、市のプレミアム付商品券、これは10 月末現在で6 万8,969 冊を市民の皆さんからご購入いただいておりますが、販売予定冊数に余裕がまだあるということから、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の皆様への支援として、11 月1 日から市民1 人につき1 冊の追加販売を開始しました。10 月末までに5 億5,625 万円が換金されていまして、換金率は62%であります。令和5 年1 月末までの使用期限に向けて、利用率また換金率が上がっていくように、利用勧奨に取り組んでまいりたいと思います。

イノベーション推進事業であります。六日町駅の事業創発拠点 M U S U B I - B A において、スタートアップアクセラレーション南魚沼の一環としまして、起業家や学生などを対象

とした各種セミナーまたワークショップも開催しました。現在、女性の起業家の勉強会が始まっていることも、非常に喜ばしいことと考えております。

次年度に向けました、チャレンジ支援事業補助金——例の 100 万円のやつですが、この補助対象者の募集を開始しました。引き続き、地域産業の競争力強化や稼ぐ力を高める人材の育成に努めてまいりたいと思います。

次に、行財政改革・市民参画です。総合防災訓練について、例年は7月の第1日曜日に実施してきたところですが、今年度はここがちょうど参議院議員の通常選挙があるということから、9月4日にちょっと期間をずらしまして、このたびは、おおまき小学校を主会場として実施しました。主会場のおおまき小学校では、感染症予防対策を行いながらですが、消防本部の濃煙体験——煙の体験ですね——そして児童の体験訓練などを実施しました。市役所内では、災害想定に基づきまして、職員を対象とした現実即した災害対策本部の訓練を実施したところであります。

マイナンバーカードの普及促進であります。9月末までとされていましたが、マイナポイント第2弾のカード申請期限が12月末まで延長されたということに伴いまして、各庁舎での申請件数・交付件数が大変増加しています。年内の申請手続の利便性を図るため、本庁舎で行っています月2回の水曜日の延長窓口及び日曜日の休日窓口に加えまして、大和また塩沢の両市民センターでは、土曜日に月1回ずつ臨時の申請窓口を開設したところであります。

南魚沼市DX推進計画については、令和3年2月に国が策定しました、自治体DX——デジタル・トランスフォーメーション——推進計画を踏まえまして、策定を現在進めているところでありますが、10月にパブリックコメントを実施しまして、その後の修正を加えた上で、12月中の公表を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

人権啓発事業につきまして申し上げます。11月15日に元新潟産業大学教授の秋山正道さんを講師に迎えまして、南魚沼市人権教育また啓発推進委員会の委員、男女共同参画推進委員会の委員の皆さん、人権擁護委員の皆さん、保護司の皆さんそして市職員が参加もしまして、部落差別問題に関する研修会を開催したところであります。

魚沼地域定住自立圏については、9月22日に共生ビジョン懇談会を開催しまして、連携事業の進捗状況また見直しに伴う共生ビジョンの変更について審議をいただきまして、10月に公表したところです。医療、教育、産業振興また市民生活など、大変幅広い分野での連携事業を、引き続き当市そして湯沢町、魚沼市の2市1町で協力して進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

地域活動支援について申し上げます。地域おこし協力隊員を本年度当初から募集しておりましたが、9月に応募がありまして、審査の上で隊員にふさわしい方であると判断をさせていただき、11月1日付で委嘱を行いました。地域おこし協力隊員からは、浦佐地域づくり協議会を中心としたまちづくり活動に従事していただいております。今後はまた隊員について拡充していきたいと考えております。

ふるさとワーキングホリデー事業、これは大変新しい事業であります、これが8月8日

から9月20日までの間、2週間ずつ3回の期間に分けて実施されました。全国から13の大学から33名の大学生が南魚沼市に参加してくれまして、市内で7つの事業所の方々からご協力いただき、そこでの勤務をしていただきました。勤務日以外には、地元の中高生や、また大学教授さん、そして観光協会の職員や県の振興局の皆さん、地元の農業者の方々などと語り合う場を設定しまして、大変好評をいただいたところでもあります。次回は、2月の休暇に合わせて、春季プログラムの実施を予定しているところです。大変、活性化が進んできていると考えております。

ふるさと納税推進事業について申し上げます。10月20日に東京都港区赤坂にあります乃木神社そして乃木會館、同じ場所にございますが、大変由緒ある神社と会館であります。ここを会場として、ふるさと応援隊感謝祭というものを開催しました。初開催です。この感謝祭は、日頃から南魚沼市を応援いただいている応援隊に加盟している皆さん、首都圏会の皆さん、この皆さんを対象として行われまして、総勢91名の方から参加いただきました。コロナ禍ということで限定的だったことは残念でありましたが、91名の方から参加をいただいた。

大変荘厳な雰囲気漂う乃木神社での雅楽を鑑賞した後に、乃木會館において、南魚沼市交流大使の鈴木Q太郎さんや藤波辰爾さん、オスマン・サンコンさんの3名の皆さんのトークイベントなども交えた中で、当市の食材を味わっていただくなど、大変好評のうちに終わることができたと思います。引き続き、当市を応援していただける方を増やすことができるように、取組を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

市民の健康づくりの推進です。10月28日に足高薬品株式会社——大変長い歴史を持ち当市で活動されている会社さんであります、足高薬品さんと包括連携協定を締結しました。今後は、セルフメディケーションの強化また健康情報の発信、高齢者や児童などの見守り、そして災害対策などで連携・協力することにより、地域の活性化の実現を目指してまいります。大変すばらしい協定が進んだと思います。

今定例会に一般会計補正予算（第8号）を提出しました。主な内容は、概要に記載の項目のとおりであります。詳細につきましては、議案の提案理由の中でそれぞれご説明を申し上げてまいりますので、よろしくお願いします。歳入歳出総額に5億3,482万5,000円を追加、総額を365億7,790万7,000円としたいものであります。どうぞよろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に加えまして、エネルギー価格や物価の高騰、急激な為替変動による円安ドル高が進行したということから、世界中が大変だと思いますが、当市民生活についても市内経済にも大きな影響を与えています。

そうした中ではありますが、明るい兆しも見え始めてきていると考えております。私の公約でもありました、ふるさと納税額の新潟県内1位の達成、また起業・人材育成の拠点である六日町駅における事業創発拠点MUSUBI-BAの完成など、若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと南魚沼を目指して一步一步、着実に歩みを進めてきております。特に、ふるさと納税額が県内で1位になったことは、今県内や他県などからの注目度の高まりを、日々、肌で実感しているところでありまして、これほど変わるのかということを身をも

って実感しています。見つめられているとも思っております。この機を逃さずに、全国に南魚沼市を知っていただくことができるよう、市の名前を高められるように、取組を進めてまいります。

また、12月に入り、当市の基幹産業の一つでもあるスキー場などのオープンが始まりました。新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行が懸念されている昨今ではありますが、観光と人流の再開を期待しているところであります。

課題はなお、山積しておりますが、議員各位をはじめ、多くの方々のご意見を尊重しながら、この混沌の時代を乗り切っていきたいと考えております。何とぞご指導、ご協力を賜りますように、切にお願いを申し上げまして、私からの12月定例会に向けた所信表明といたします。ご清聴いただきまして、大変ありがとうございました。

○議 長 以上で、市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を10時40分といたします。

〔午前10時29分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前10時40分〕

○議 長 日程第5、報告第8号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 おはようございます。それでは、議会運営委員会に付託されました継続調査についてご報告いたします。

期日は令和4年11月25日、委員の出席状況は7名全員出席、正副議長からも出席いただきました。

調査の内容ですが、執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、1、令和4年12月南魚沼市議会定例会の運営について。2、閉会中の議会運営委員会の開催について。3、その他でありました。

令和4年12月南魚沼市議会定例会の付議事件に関し、執行部より説明がありました。会期及び議事日程、一般質問の取扱いについて事務局より説明があり、閉会中の議会運営委員会の開催については、従来どおり申し出ることといたしました。

請願及び陳情についてであります。介護保険制度の改善を求める請願、物価上昇に見合う高齢基礎年金等の改善を求める請願を、社会厚生委員会に付託することと決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 総務文教委員長・寺口友彦君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○寺口総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会管外調査についてご報告を申し上げます。

期日は、令和4年10月5日から6日の2日間であります。調査先及び調査内容は、千葉県匝瑳市。匝瑳市においては移住・定住促進と生涯活躍のまちづくりについて。埼玉県戸田市。戸田市においてはICT教育の取組についてを行いました。

参加でございますが委員6名、議長、教育部長、U&Iときめき課長、議会事務局次長が帯同いたしました。

それではまず、匝瑳市であります。匝瑳市では令和2年3月に人口ビジョンの改定を行いました。人口減少対策や地域活性化を推進してきたところでありますが、合計特殊出生率の低下、人口流出に歯止めがかかっていないという状況の中で、人口の維持確保を図る目的として、転入者マイホーム取得奨励金、空き家バンク事業、生涯活躍のまち形成事業、Zoomを使ったオンラインの移住相談、お試し住宅、結婚支援、移住・定住のイベントなどへの参加、シティプロモーション活動の実施、観光などの他分野、外部団体との連携を展開しているということでありました。

まず、移住・定住促進パンフレットの作成をしたということについてであります。今まで移住・定住についても観光パンフレットしかなくて、説明の資料が足りないというところで、これを作成したということでありました。

ただ、どういう人たちを目的としたのか、ニーズはどういうものか、子育て世代、シニア世代、田舎暮らしを志向するナチュラル派の人々、そういった人たちをターゲットにしたこれからの移住・定住が課題であるということが見えてまいりました。

続いて、お試し住宅の成果であります。この住宅については、匝瑳市の市民病院で所有管理しております医師住宅の利用していない期間中に、お試し住宅として活用するという事業でありました。

利用件数は令和元年度に2件、2名ということでありましたが、課題としては医師住宅でありますので、本来の目的外で使用しているので、医師住宅として利用しているときには利用できないという状況でありました。

そして、3つ目が転入者マイホーム取得奨励金と空き家バンク事業でありました。この取得事業については、奨励金として最大100万円を交付すると。基礎額としては新築40万円、中古住宅20万円、加算措置もされているということでありました。令和3年度の実績では、交付決定が35件、交付金1,575万円、転入者は合計で86人であったということでありました。

そして、空き家バンク事業でありますけれども、こちらも民間の不動産業者、宅建業者と協定を締結して、業者による仲介を行っているということでありました。空き家バンクを通じて成約した場合には、空き家所有者に成約助成金として5万円を交付しているというもの

でありました。

令和3年度末までの実績では、登録物件44件、このうち買い求めるお客さんが89名であった。そして、成約が20件であったということでもあります。空き家バンク登録をきっかけに、自分でもお客さんを探して結果的に自らが売買したと。結果的に空き家を解消できたという例もかなりあったということでありました。

ただ、課題としては、登録物件が現在全て売れてしまい、残りはないというところであり、また空き家を求める人とのニーズのミスマッチが課題であるということでありました。

そして、現在の匠瑤市の人口動態を踏まえた新たな移住・定住策としては何か。それはシティプロモーションの展開、関係人口創出の取組であるということでありました。

続いて、生涯活躍のまち形成事業であります。これは平成29年度から令和3年度までの事業でありまして、事業実施主体は社会福祉法人九十九里ホームでありました。

ハード事業として特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、幼保連携型認定こども園、地域交流拠点施設の4施設を新たに整備し、ソフト事業としては地元の関係者でつくる飯倉駅前まちづくり協議会の運営、事業の様々なプロモーション活動、移住相談等の対応、移住を推進するための橋渡し役となるコーディネーターを設置したということでありました。

このサービス付き高齢者向け住宅でありますけれども、令和4年2月にオープンしたばかりでありまして、今現在14名の方が居住されているということでありました。この生涯活躍のまち事業の事業地内4つの施設で延べ143人の新規雇用があり、移住相談では合計161人の相談があったということでありました。

成果としては、この施設を整備いたしました飯倉駅前の東側にありました既存の病院等や取組との相乗効果が拡大されたということでありました。

最後に、生涯活躍のまち形成事業計画についてでありますけれども、この計画を策定することによって関連する法律の特例措置、老人福祉法や旅館業法等の特例を受けられるようになり、サービス付き高齢者向け住宅の入居要件、年齢の引下げというところを行ったということでございました。主な質疑応答については、記載のとおりであります。

次に、9ページの戸田市。ICT教育の取組についてであります。戸田市は平成27年4月1日に、新しい教育長が拝命されて着任したわけですが、それ以前の戸田市は小中学校ともに学力が低い、体力がない、非行問題がすごくあると。非行問題に絡んだ不登校が多い。そういった状況の中で、戸田市を希望する教職員がほとんどいなかった。そういう状況でありました。この中で、新しく着任された教育長は、教育改革のコンセプトとして4つの提案をいたしました。

1つ目は、AI人工知能では代替できない能力と人工知能を活用できる、そういう力を育てていこう。2つ目は、産官学と連携した知能、知識のリソースの活用。3つ目が、3Kと言われています教育界での経験、勘、気合、この3Kで教育が語られることが、その当時はもちろんですけれども、今でも若干そういう傾向があるが、そういうことではない教育を行お

うと。4つ目は、授業や生徒指導を科学するということが、4つのコンセプトとして出されている。教育長を先頭に、教育改革を行ってきたというところでありました。

その中でも、一番なのは、回答のない、正解のない、そういう問題を子供たちが自ら解決していくという、そういう力をつくり出そうとしていたということでありました。

そうした中でのGIGAスクール構想でありまして、戸田市のICT教育ということについては、まず一番はやはりプリント学習からの離脱を目指しているということでありました。そしてこのICT教育を進めていくに当たっては、関心を持った時期に時間を多く割いている。子供たちにどうしてこういうことをするのだろう、どうしてこういうことが起きるのだろうと、そういうことを考えさせるということ、大きく時間を取ってやったということでありました。

また、ICT教育を進めるについては、ネットワークの環境はきちんと整備されていなければならないということでありましたし、驚くべきは学校のデジタル化による働き方改革があります。電話がほとんど鳴らない、クラウド上とメールとでやり取りをするという、そういう学校のほうの運営であるということでありました。

そして、子供たちがデジタルシチズンシップということで、いかに責任ある主体者になるかが子供にとって大事であり、使いながら考えるという、そういう教育をしているということでございました。ちょっと長くなって申し訳ございません。ボリュームのある調査でございました。

最終的には、35人の子供がクラスにいれば、いろいろな子がいる。35人の個性がある。その個性をいかに伸ばすか。そのときに、道具としてタブレットを使っているということがこれから大事なのであればと。誰一人、取り残されない教育を目指しているということでございました。主な質疑応答については記載のとおりでありました。

以上で、報告を終わります。

○議長 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 次に、産業建設委員長・吉田光利君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○吉田産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会の管外調査の件につきまして、報告いたします。要点のみ報告いたします。

期日は、令和4年10月14日、調査先は長野県小諸市、調査内容は企業誘致ということで管外調査を行いました。参加者は委員7名全員、議長、執行部については2名、事務局2名の計12名でした。

長野県小諸市は、人口が社会増になった自治体の一つで、その取組の中には企業誘致を積

極的に行っています。市民法人税は大体 5 億円で、小諸市の市税の多くを占めていることもあり、企業誘致に力を入れています。

近年、誘致に成功した企業には、自然派化粧品製造のハーバー株式会社、軽井沢蒸留酒製造株式会社などがあります。企業誘致における小諸市の強みは、東京から新幹線で 1 時間 30 分の距離にあること、日照率が高いこと、災害の少ないことであり、担当はそれらをアピールして営業活動をしています。

誘致に成功した企業の中には、BCP——これは事業継続計画の略でございます——対策の面や企業のブランディングを高めるため、小諸市の自然環境や景観を気に入って進出する事例が多いとのことでございます。

小諸市は、千曲川から浅間山に向かって標高が高くなる傾斜地にあるために、新たに工場を建設する場合には、造成費がかかるようです。そのため、土地取得に係る費用の助成については、造成費も含めた費用を見ることが特徴です。担当者は、企業は補助金があるから立地を決断するというのではなく、企業の譲れないものと小諸市の強みが合致することが先で、補助金は立地への背中を押すものであるというお話がありました。

現在、小諸市はコロナ禍にかかわらず引き合いが多くありますが、手持ちの土地がないため、企業を逃がしてしまう苦い経験があった。そのため、新しい産業団地の造成に向け、令和 4 年度に本格的に着手し、次年度の早いうちに用地交渉に入り、早めに整備し、企業誘致につなげていくようです。

当日の質疑応答では、助成制度の財政負担のやり方について、例えば土地取得に関わる支援制度として最大 1 億 5,000 万円を支援する工場棟用地取得事業助成金は、3 年に分けて支給している。1 年目は大半が補正予算を組み、2 年目、3 年目は当初予算に計上している。規模の大きい設備投資は、その後に固定資産税が大きな金額で納税されることが確約されている。後の税收につながっていく観点から、市としてはあえて初期投資を支援して企業誘致を行っているとの説明がありました。

その他の質疑については、報告書をご覧ください。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

**○議 長** 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

**○議 長** 社会厚生委員長・目黒哲也君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

**○目黒社会厚生委員長** それでは、社会厚生委員会の報告をさせていただきます。

最初に管外調査でございますが、期日は令和 4 年 10 月 18 日から 19 日の 2 日間でございます。委員の出席は 7 名全員でございます。医療対策課長も帯同いただきました。

今回の調査は2か所で、1日目は神奈川県三浦市にある三浦市立病院、2日目は埼玉県ふじみ野市にあるふじみ野市・三芳町環境センターに視察に行っていました。

配付資料に基づき、要点のみご報告いたします。最初に三浦市立病院についてご報告いたします。三浦市は現在、人口4万943人、世帯数1万7,214世帯、高齢化率40.8%でございます。2014年に発表されました消滅可能性都市に、神奈川県内の市ではただ一つ入った市でございました。

三浦市立病院は、一般病床136床、診療科目は13診療科であり、平成16年に新病院を建設いたしました。新医師臨床研修制度により、横浜市立大学附属病院から派遣されていた常勤医師が、平成19年に引き上げられ、最大22名いた医師が10名まで減ってしまったこともあり、赤字経営となり、平成19年度決算では地方財政上の資金不足が、平成18年度末の7.0%から平成19年度末には26.5%となり、平成20年度からは許可団体となってしまいました。

そこで、平成20年度に民間手法を取り入れようと、民間から事務長を公募で採用したことを契機に病院改革が始まりました。元金融機関勤務で病院経営の経験もある事務局長のもとでリバイバルチームをつくり、100項目以上の経営改善に生き残りをかけて全職員で取り組んだそうでございます。

視察当日、私たちが病院内の視察会場に向かう階段の壁に掲示板がございました。この階段は、病院の職員や医薬品などの業者らが行き来する階段でございます。その掲示板上に経営天気予報という、今現在の病院の経営状況が一目で分かる紙が貼られておりました。月一度の会議で年度の決算見込み、赤字の場合は今後の達成目標が更新されるたびに貼り換えられるそうでございます。職員や業者に経営状況を浸透させるのが狙いとのことでした。

以前、年度内に黒字が厳しそうな見通しの際には、全職員が自分の持ち場で一人1日5,000円稼ぐ、5,000円キャンペーンという目標を掲げたところ、自分の職場は自分で守ろうという意識が爆発し、見事に黒字を達成したエピソードもあったそうでございます。

この原動力は、小澤総病院長の自己完結型から地域完結型の三浦ならではの地域医療を守るという理念を、全職員に浸透されていたからこそと感じました。小澤総病院長が標榜する大きな病院に必要な人材と、小さな病院に必要な人材は違い、大きな病院は病気を治し、小さな病院は一人一人の生活を支える医療をするといった完全に機能分化を地域で完結するために、持つべき機能と持たざる機能を明確にして運営してきたことが、一時は再生不能とまで言われた三浦市立病院が、数年後には経常収支の黒字化を達成し、地方財政上の資金不足額を解消した奇跡とも言われる復活を果たしたことができたものと考えます。

病院改革の具体的な施策や質疑等に関しましては、内容が資料に掲載されておりますのでご覧ください。

続いて、ふじみ野市・三芳町環境センターについてご報告いたします。ふじみ野市と三芳町と共同で平成25年から3年7か月の工事を経て完成した広域ごみ処理場は、71トンの炉が2基あり、1日142トンのストーカー方式の焼却炉の熱回収施設と、1日21トン規模のリ

サイクルセンター、そして環境学習館、加えて焼却により発生する熱エネルギーを利用した環境に優しく、ふれあい・交流・健康増進をテーマに、幅広い年代層が楽しめる余熱利用施設を併設している環境センターでございます。

建設費は当初予算から約 15 億円ほど増額したようでございますが、総額約 130 億円、運営費は 15 年間で約 90 億円との説明がありました。設計・建設から運営まで行う D B O 方式を採用し、10 億円の削減効果があり、運営ノウハウを持ち合わせトータルコストも下がり、メリットが大きいようであるとの説明がありました。D B O 方式のデメリットはないと断言されたのが印象深かったです。

売却電気料は、年間約 1 億円と予想を超えた売却電気料でございました。ごみ分別辞典やごみ分別アプリの活用等で徹底したごみの分別を実施しておりました。また、家庭生ごみ処理機の販売、リサイクル工房でのリサイクル品の販売等、3 R の意識の高さも感じられました。

あわせて、小学 4 年生には環境学習として施設見学が必須となっており、市民向けには年間 30 講座を開講し、子供の頃から環境問題に関心を持たせる取組や、市民への啓発活動が積極的に行われておりました。その成果で、ふじみ野市は家庭ごみ減量率県内 1 位が継続していると説明がありました。市民への啓発活動の重要性を強く感じました。

施設の詳細や質疑等に関しましては、内容が資料に掲載されておりますのでご覧ください。

続きまして、管内調査のご報告をいたします。期日は令和 4 年 10 月 26 日、委員の出席は 7 名全員でございます。議長からも出席をいただきました。

今回の調査事件は、病院事業の医療資源の再編についての 1 点とし、執行部より出席を求め、現地調査も含めて調査を行いました。配付資料に基づき、要点のみご報告いたします。

冒頭に、市長より市民そして市の将来を見渡したとき、病院事業をどう進めていくべきかということ、寝ずの思いで考え続けてきているとの挨拶がございました。

その後、ゆきぐに大和病院及び健友館の現地調査を行った後に、執行部より説明がございました。医療再編の改革の手順としましては、1 つ目として、市民病院の基盤整備ということで病棟の再編。2 つ目に、城内診療所を市民病院の附属診療所化。3 つ目に、健診施設等の移転。4 つ目に、ゆきぐに大和病院の医療機能の移転という構想で考えていると説明がございました。

施設整備の第 1 弾として考えている健診施設等の移転については、令和 6 年度に適用が開始される医師の働き方改革に対応するために集約化を図り、労働環境の改善を一刻も早く対応する必要があること、また住民サービスの不均等の是正、加えて病院と一体となった健診等の施設で先進的な取組を行うことで、消化器系の医師や婦人科の医師の確保につなげていく狙いがあると説明がございました。

新たな健診施設は、健友館の約 2 倍の機能を持たせ、今後到来する人生 100 年時代に対応する予防医学と介護予防に注力するもので、今後の S D G s への方向性から、Z E B 対応を行い、移転先を市民病院に隣接することで様々な効果を生ませ、加えて障がい者等の活躍の

場をつくる。さらに災害時には、市内に不足する福祉避難所としての活用をするといった6つの機能を考えていると説明がございました。

健診施設等の事業費については、設計建設費33億円を一般会計、検査機器費用4億円を病院事業会計に計上し、総額37億円と想定し、補助金は有利な国土交通省の都市構造集中再編支援事業を活用する予定であると説明がございました。

城内診療所は、令和5年4月から市民病院の附属診療所化として12月議会での条例改正を目指し、今、準備を進めており、集約化の実施に向けて電子カルテの回線設置や施設内の整理も必要になってくるとのことでございました。

労働法制については、令和6年度から適用される医師の働き方改革や、市立病院群が直面する医師不足の課題が残っているとの説明がございました。

足元の経営状況は、上半期で約1億2,000万円あまりの純利益を出し、この好調が続いており、令和4年度は補正せずに黒字になる見通しとの説明もございました。引き続き、今後も経営改善によって一般会計からの繰入れを減らしていく方向で、その上で生産性の高い健診施設整備体制を新たに構築し、さらに生産性や効率を高めて病院事業経営を持続可能なものにしていく考えであるとの説明がございました。

その他としまして、市民生活部長から新ごみ処理施設建設の進捗状況についての報告がございました。

以上、長くなりましたが社会厚生委員会の報告を終わります。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 報告いたします。新潟日報社より写真撮影の願いが出ておりますので、これを許可いたします。

○議 長 次に、議会改革特別委員長・小澤実君の報告を求めます。

議会改革特別委員長。

○小澤議会改革特別委員長 おはようございます。それでは、議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会は2月28日に設置されました。それ以降、11月29日までに11回の委員会を開いてまいりました。6月23日には先進事例として、柏崎市議会様に管外調査を行い、タブレット端末の導入と通年議会それから議会基本条例について、真貝議長様より説明をいただきました。

また、8月8日にはペーパーレスシステム、モアノートのデモンストレーションを議員の皆様に行いました。現在、タブレット端末の導入検討と議会基本条例の制定に向け、必要に応じて会派に持ち帰っていただく中で進めておるところでございます。詳細については、お

手元に配付の資料のとおりでございます。

以上で、議会改革特別委員会の報告といたします。

○議 長 議会改革特別委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の請願を除く付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の請願を除く付議事件は、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第 6、請願第 3 号 介護保険制度の改善を求める請願書を議題といたします。

請願第 3 号を社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 7、請願第 4 号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願を議題といたします。

請願第 4 号を社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 なお、本日は第 92 号議案までを終わらせるというふうな日程を組んでおりますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○議 長 日程第 8、第 76 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 76 号議案であります、令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 8 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

主な内容としましては、歳出では、新型コロナウイルスワクチンの接種関連として、実績見込みにより減額し、今後は補正予算第 6 号でご承認いただきました、秋開始の接種分の事業に一本化して実施するものであります。

また、医療等対策費には、医療のまちづくりに関する骨太の基本方針に基づき、病院事業における医療資源再編の第 1 弾として検討を進めてきました、健診施設集約化に向けた健友館移転に係る基本設計の実施に必要な経費を計上いたしました。

土木費では、国の社会資本整備総合交付金による令和4年度第2次補正予算分による令和5年度事業の前倒し分を計上するものであります。

このほか、電気料金の燃料費調整上限撤廃による影響及び原油価格の高騰による燃料費などの上昇が続いている状況から、車両運行経費、庁舎管理費、可燃ごみ・不燃ごみ処理施設運営費、消融雪事業費——これは市道の消雪用の電気料が主であります。また、小学校・中学校管理一般経費など、不足分として必要な額を計上したところであります。

歳入と歳出を精査して、財源の捻出に努めてまいりましたが、このたびの燃料費・電気使用料の不足見込額、約2億1,000万円の財源は、財政調整基金を繰り入れて充当することといたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ5億3,482万5,000円を追加し、総額を365億7,790万7,000円としたいものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させていただきますので、よろしくご審議をいただきまして、決定を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第76号議案につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。

ページで12、13ページをお願いいたします。事項別明細書、2の歳入からです。最初の表、14款1項国庫負担金、1段目、1目民生費国庫負担金。説明欄1行目、保険基盤安定負担金（保険者支援分）は、額の確定による増でございます。2行目、未就学児均等割保険料負担金は、額の確定による減でございます。3行目、障がい者医療費国庫負担金の増は、人工透析などの更生医療対象者の増によるもの。

2段目、2目衛生費国庫負担金。説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金。接種に直接関わる経費で、3回目接種分及び4回目接種分は、いずれも実績見込みによる減。

2番目の表、14款2項国庫補助金、1段目、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金。説明欄1行目、地域生活支援事業等国庫補助金は、日常生活用具給付——これはストマ用装具でございます——の対象者の増によるもの。2行目、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、社会福祉法人等が行う高齢者施設等の防災・減災対策に対する補助金——これは10分の10でございますが、採択された3か所分の計上でございます。採択先ですが、健康倶楽部つどい、グループホームやまびこ、グループホーム悠々の杜でございます。

2節児童福祉費国庫補助金。説明欄、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金は、こども家庭サポートセンター支援相談員の対応時間の増によるもの。

2段目、3目衛生費国庫補助金。説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金。接種会場の整備や運営の3回目接種分及び4回目接種分も、いずれも実績見込みによる減。

3段目、5目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費国庫補助金。説明欄の3つの補助金

は、いずれも国の第2次補正に関連した追加分で、令和5年度に予定していた事業を前倒しして実施するもの。

最後の段、7目教育費国庫補助金、1節から3節、小・中・特別支援学校のそれぞれの説明欄にございます、学校保健特別対策事業費補助金は、児童生徒数の規模に対して定額が交付される感染防止のためのものですが、上限額見直しの改正があったことによる増でございます。

2節中学校費国庫補助金。説明欄、へき地児童生徒援助費等補助金は、統合石打小学校に係る遠距離通学費補助の追加決定によるもの。

4節社会教育費国庫補助金。説明欄、史跡等買上げ事業補助金は、坂戸城跡環境整備事業での土地購入に必要な用地測量、及び購入予定面積の増に伴う追加。

14、15ページをお願いいたします。最初の表、15款1項1目民生費県負担金。説明欄4行目、障がい者医療費県負担金は、国庫負担と同じく人工透析などの更生医療対象者の増によるもの。その他、説明欄記載の4つの負担金は、いずれも額の確定による増。

2番目の表、2項県補助金。1段目、2目民生費県補助金。説明欄、地域生活支援事業等県補助金は、国庫補助金と同じく、日常生活用具給付費——ストマ用装具ですね——の対象者の増によるもの。

2段目、4目農林水産業費県補助金。説明欄、基盤整備促進事業補助金は、城之入川転倒堰改修工事に対する仮設工事の追加分。

3番目の表、3項1目総務費委託金。説明欄、新潟県議会議員一般選挙交付金は、本年度中に執行する必要がある経費に対する収入見込額の計上。

4番目の表、16款2項財産売払収入。1段目、1目不動産売払収入は、土地売払収入で、城内の上原住宅跡地と六日町の旧田中町郵便局跡地等の収入でございます。

2段目、2目物品売払収入は、官公庁オークションを活用したもので、消防ポンプ車1台、消防ポンプ積載車2台、ロータリー除雪車3台の収入。

最後の表、17款1項1目一般寄附金は、説明欄記載の方からの寄附でございます。

16、17ページをお願いいたします。最初の表、2目指定寄附金。説明欄、南魚沼のおいしい湧き水売上寄附金は、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド様から、南魚沼のおいしい湧き水の売上げ1本につきまして1円を、令和4年度上半期分としてご寄附いただいたものであります。

2番目の表、18款2項1目財政調整基金繰入金は、主にこのたびの燃料費、電気料の高騰による不足見込額に対する財源としての繰入れでございます。

3番目の表、20款4項5目広域行政受託事業収入。説明欄、し尿等受入施設建設受託事業収入（魚沼市分）は、し尿受入施設建設に伴う地元対策の欠之下村中線につきまして、国の第2次補正により、令和5年度に予定しておりました事業を前倒しして実施することに伴う魚沼市の負担分でございます。

4番目の表、5項2目雑入、1節、総務雑入。説明欄、防災航空隊派遣職員人件費負担金

は、県からの決定額の計上。令和4年、5年、6年の3年間の派遣でございます。

2節、民生雑入。説明欄、新潟県後期高齢者医療広域連合負担金精算返還金は、令和3年度の療養給付費の負担金の精算による返還分。

最後の表、21款1項市債、1段目、1目総務債。説明欄、公共施設等適正管理推進事業債は、本庁舎南分館LED化改修工事に対する起債。

2段目、3目農林水産業債。1節農業債は、城之内川転倒堰改修工事に対する起債の増。2節緊急自然災害防止対策事業債は、赤坂排水路改修の工事に対する起債の増。

最後の段、4目土木債。地方道路交付金事業債は、社会資本整備総合交付金等の国の第2次補正に関連した追加分に伴いまして、前倒しで実施する工事に対する起債の増でございます。

続いて、18、19ページをお願いいたします。1段目、3節緊急自然災害防止対策事業債は、追加要望により道路橋りょう維持補修及び消融雪施設維持管理事業において前倒しで実施する工事に対する起債の増。5節公共災害関連事業債は、市野江甲地区急傾斜地崩壊対策事業に対する財源としての起債でございます。

2段目、5目消防債。説明欄、緊急防災・減災事業債は、指定避難所施設である、ふれ愛支援センター改修事業費の増によるもの。

3段目、6目教育債、2節中学校債。説明欄、学校教育施設等整備事業債は、六日町中学校第一体育館床改修工事費の増によるもの。3節社会教育債。説明欄、一般補助施設整備等事業債は、坂戸城跡整備事業費の増によるもの。

最後の段、10目災害復旧債。説明欄、農林施設災害復旧事業債は、林道一之沢滝之又線に対するもので、補助災害に認められたことによりまして、設計委託も起債可能になったためその分を計上するもの。

以上が歳入の補正内容であります。

続きまして、20、21ページ、3、歳出でございます。

最初の表、2款1項総務管理費、1段目、1目一般管理費は、歳入の補正に伴う財源更正。

2段目、4目車両集中管理費。説明欄最初の丸、車両管理一般経費は、公用車や庁舎駐車場用のロータリー除雪車等の点検・整備の増。2番目の丸、車両運行経費、燃料費は、原油価格等高騰の影響。

3段目、6目財産管理費。説明欄最初の丸、庁舎管理費は、電気料及び原油価格の高騰による増。2番目の丸、普通財産管理費は、電気料に関して消雪井戸等の不足が見込まれる額の増。

最後の段、9目バス運行対策費は、歳入の補正に伴う財源更正でございます。

2番目の表、2項2目賦課徴収費。説明欄丸、賦課徴収一般経費は、端末の入替えによる、ソフトウェアの設定作業委託。

最後の表、4項4目新潟県議会議員一般選挙費は、選挙日程が4月9日と決定されたことによりまして、説明欄記載のとおり本年度中に執行する必要がある経費を計上するもの。

22、23 ページをお願いいたします。2 番目の表、3 款 1 項社会福祉費、1 段目、1 目社会福祉総務費。説明欄丸、国民健康保険対策費、1 行目、2 行目、保険基盤安定は、額の確定による増。3 行目、人件費は、決算見込み。4 行目、財政安定化支援事業は、額確定による増。5 行目、出産育児一時金は、出産数増によるものでございます。6 行目、未就学児均等割保険料は、額の確定による増。

2 段目、2 目心身障がい福祉費。説明欄最初の丸、障がい者自立支援事業費は、人工透析などの更生医療対象者の増。2 番目の丸、障がい者地域生活支援事業費は、ストマ用装具などの日常生活に必要な用具の給付で、対象者の増。

3 段目、3 目老人福祉費。説明欄最初の丸、介護基盤整備等事業費は、歳入でご説明しましたとおり、社会福祉法人等が行う高齢者施設等の防災・減災対策のための改修事業に対する補助金 10 分の 10 で、3 つの事業採択に伴う計上でございます。2 番目の丸、後期高齢者医療対策費は、令和 4 年度基盤安定負担金の確定による増。

最後の段、8 目老人ホーム魚沼荘管理運営費。説明欄、指定管理者委託料は、介護保険事業の特定施設入居者生活介護の導入によりまして、介護保険事業収入を見込んでおりましたが、介護人材を確保できず断念し、そのための収入の不足分を増額するもの。

24、25 ページをお願いいたします。最初の表、3 款 2 項児童福祉費、1 段目、1 目子育て支援費。説明欄丸、子ども家庭総合支援拠点事業費、こども家庭サポートセンター支援相談員の対応時間増によるものでございます。

2 段目、3 目児童福祉施設費。説明欄丸、常設保育園管理運営費は、暖房機などの修繕料。

2 番目の表、4 款 1 項保健衛生費、4 目予防費。説明欄丸、予防対策事業費は、次の 26、27 ページにわたりまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業の 3 回目接種及び 4 回目接種に係る経費を実績見込みにより減額するもの。今後は補正予算第 6 号の際ご説明申し上げました、秋開始接種分の事業として一本化して実施するものであります。

続いて、26、27 ページ、2 段目、5 目医療等対策費。説明欄最初の丸、病院事業対策費、1 行目、病院事業会計補助金（市民病院）は、2 番目の丸、地域医療対策事業費の医療のまちづくり活性化支援事業補助金の一部を、市民病院内の医師の環境整備——これはソフトウェアの関係でございますが、その事業として実施することに伴い、病院で資産計上する必要があるため、繰出金に組み替えるもの。2 行目、城内診療所特別会計繰出金は、令和 5 年 4 月 1 日から市民病院の附属診療所となることに伴いまして必要な準備経費を追加で繰り出すもの。なお、第 95 号議案に関連条例が上程されてございます。3 番目の丸、健診施設等建設事業費は、健診施設集約化に向けた健友館移転に係る基本設計業務委託料の計上。

2 番目の表、4 款 3 項清掃費、3 目し尿塵芥処理施設費。説明欄最初の丸、廃棄物処理施設一般管理費、これは端末の入替えによるソフトウェアの設定作業委託。2 番目の丸、可燃ごみ、3 番目の丸、不燃ごみ処理施設運営費、これはいずれも燃料費などの上昇の影響により、額の計上でございます。

最後の表、5 款 1 項 1 目労働諸費。説明欄丸、職員費は、扶養手当及び児童手当の増。

28、29 ページをお願いいたします。最初の表、6 款 1 項 5 目農地費。説明欄丸、土地改良事業費、1 行目、施設改修工事費は、城之入川転倒堰改修事業の追加分。2 行目、排水路改修工事費は、赤坂排水路改修工事の追加分。

2 番目の表、7 款 1 項 3 目観光振興費は、歳入の補正に伴う財源更正。

3 番目の表、8 款 2 項道路橋りょう費、1 段目、2 目道路橋りょう維持管理費。説明欄最初の丸、道路橋りょう維持管理一般経費、道路照明等電気料は、今後の不足見込額の計上。

2 番目の丸、道路橋りょう維持補修事業費、1 行目、舗装工事費は、国の補正による追加で、令和 5 年度事業を前倒しで行うための増。2 行目、道路橋りょう修繕工事費は、事業債の追加要望による法面对策工事費の増。

2 段目、3 目道路橋りょう除雪事業費。説明欄最初の丸、機械除雪費、除雪車修繕料は、経年劣化による部品交換の増加や、部材の高騰による増。2 番目の丸、消融雪事業費は、電気料の今後の不足見込額の計上。3 番目の丸、消融雪施設維持管理事業費、1 行目、消融雪施設修繕工事費は、消雪パイプ井戸ポンプの交換を、事業債を追加要望し実施するもの。2 行目、消融雪施設工事費は、国の補正による追加で、さく井更新事業を前倒しで行う増。最後の丸、消融雪施設新設改良事業費も、国の補正による追加で、さく井及びメーンパイプの新設を前倒しの増。

30、31 ページをお願いいたします。最初の表、4 目道路橋りょう新設改良費。説明欄最初の丸、道路新設改良事業費は、国の補正による追加。1 行目、測量設計等委託料は、通学路における交通安全対策事業に係る分。2 行目、市道改良工事費は、道路改良事業に係る分。次の丸、街路新設改良事業費も同様に、国の補正によるものでございます。

2 番目の表、3 項 1 目河川総務費。説明欄丸、河川補助・負担金事業は、市野江甲地区で行われている対策事業に係る負担金。

3 番目の表、5 項住宅費、1 段目、1 目住宅管理費は、歳入の補正に伴う財源更正。

2 段目、2 目住環境整備事業費。説明欄丸、住宅システム管理費は、端末の入替えによるソフトウェアの設定作業委託。

最後の表、9 款 1 項 1 目常備消防費。説明欄、貸与被服購入費は、令和 5 年 4 月採用職員 2 名に対する分。

32、33 ページをお願いいたします。最初の表、10 款 1 項 1 目教育委員会費。説明欄丸、教育委員会一般経費、部活動改革検討委員会において設置している専門部会に、種目別の部会を立ち上げるようになったことによる増でございます。

2 番目の表、2 項 2 目小学校教育運営費。説明欄最初の丸、小学校管理一般経費、1 行目、燃料費、3 行目、光熱水費（電気）は、価格の高騰による不足が見込まれる額の増でございます。2 行目、修繕料は、不足が見込まれる額の増。2 番目の丸、小学校授業運営費は、新型コロナ対策に係る経費で、補助金の改正により、上限額の見直しがあったことからその分を増額。

3 番目の表、3 項中学校費、1 段目、2 目中学校教育運営費。説明欄最初の丸、中学校管理

一般経費は、小学校費と同じ理由によるものでございます。2番目の丸、中学校授業運営費も、小学校費と同じく新型コロナ対策に係る経費。

2段目、3目中学校整備費は、歳入の補正に伴う財源更正。

34、35 ページをお願いいたします。最初の表、4項特別支援学校費、2目特別支援学校運営費。説明欄最初の丸、特別支援学校管理一般経費、1行目、燃料費、2行目、光熱水費（電気）は、小学校、中学校費と同じ理由によるもの。

3行目、光熱水費（上下水）は、使用水量の実績から今後の不足見込額を増。2番目の丸、特別支援学校授業運営費も、小学校、中学校費と同じく新型コロナ対策に係る経費。

2番目の表、6項社会教育費、1段目、2目公民館費。説明欄丸、公民館施設管理費、1行目、光熱水費は、電気料の不足見込額分。2行目、除雪等業務委託料は、大和公民館周辺や駐車場の早朝の除雪作業をシルバーに委託する経費の計上。

2段目、3目図書館費。説明欄丸、図書館管理運営費、1行目、共益費等負担金は、井戸掘り替え及び防火設備修繕工事等に係る追加。2行目、光熱水費負担金は、原油価格等高騰の影響に伴う追加分。

3段目、4目文化行政費。説明欄丸、坂戸城跡整備事業費は、歳入でご説明のとおりで、土地購入に必要な用地測量及び購入予定面積の増によるもの。

最後の段、5目文化施設費。説明欄丸、市民会館大規模改修事業費は、冷却水ポンプの故障によりまして、ポンプの入替え及びホワイエ天井裏空調ダクトの修理に必要な工事費の計上。

最後の表、7項2目体育施設費。説明欄最初の丸、体育施設一般管理費は、大原運動公園に配備しております除雪機の定期点検及び修理費に不足が見込まれる額の増。2番目の丸、体育施設整備事業費は、大崎体育館のバスケットゴールの修繕。

36、37 ページをお願いいたします。最初の表、11款1項1目農林水産施設災害復旧費は、歳入の補正に伴う財源更正。

最後の表、14款1項1目予備費は、歳入歳出差額の調整を行うもの。

以上が、歳入の補正内容であります。

なお、9月定例会報告以降の予備費充用額につきましては、11月25日までで11件、1,101万9,000円であります。主な内容ですが、落札価格により不足が生じた、官公庁オークション手数料に140万円。ふれ愛支援センターの空調設備が故障し、急遽入替えが必要となったため、空調設備改修工事に392万円。八海山麓スキー場で使用している2台の圧雪車の修繕に251万円などであります。

ページを戻っていただきます。7ページでございます。第2表の債務負担行為補正であります。通学バス運行事業につきまして、運行開始の1か月前までに、運行計画等を陸運局に届出をしますと、陸運局が定める基準の約3割減で契約ができる制度がございます。この制度を円滑に利用できるようにするため、令和5年度の業務を債務負担行為により2月中の入札としたいものであります。

続いて8ページ、第3表、地方債補正であります。歳入の説明で申し上げましたように、9つの起債におきまして、事業費の増や対象事業の追加等により、表最下段の合計欄で、補正後の限度額を1億4,780万円増額し、15億4,140万円としたいものであります。

以上で、第76号議案の説明を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を1時15分といたします。

[午前11時44分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時12分]

○議 長 第76号議案に対する質疑を行います。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 項目は2項目で、多分3点近くになると思いますのでお聞きします。まず26、27ページの健診施設等建設事業費の基本設計業務委託料です。これは午前中にあった社会厚生委員会の報告書を見ましても、結構な額の補助金が必要になる事業だと思いますが、逆に言うとこれは補助金がもし取れなかった場合は、計画自体が白紙になると考えてよろしいのでしょうか。その点を一つお願いしたいと思います。

それと下がりまして、4款衛生費の可燃ごみ処理施設運営費、光熱水費と燃料費のところです。説明にもありましたとおり、最近の物価高とか、電気代の高騰や燃料の高騰によってかなり上がっているのですけれども、これを見ると大体、当初予算からすると40%以上上がっているわけなのですが、単に本当に物価高によって上がったのか、それとも施設の老朽化とかありまして、そういったところの不具合も関係しているのか。ちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

以上になります。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 健友館の移転の事業につきましては、国土交通省の補助事業の採択が事業実施の条件でございます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 可燃ごみの燃料と電気であります。今年——去年もそうなのですが、今年も整備費等をかけさせていただいているものでありまして、運転そのものは順調に推移しております。その中で特に、例えば燃料費ですと使用する量、ボリュームの点では、運転が順調だった分、ややボリュームとしては少し多くなっておりますが、単価も2割ほど上がっているという実績がありまして、合わせて3割以上の上昇になっております。

電気のほうは順調に運転している分、買わなければいけない電気の量は、ボリュームは減っているのですけれども、いかんせん単価が今のところで45%ぐらい上がっていたりするところもありますので、ボリュームは若干減ですが、単価が上がっている関係がありまして上がっているということになります。

これら運転の状況などによって、どうしてもまだちょっと先を見込めないところがありま

すが、ここまでちょっと様子を見ながらきたというところでご理解いただきたいかと思えます。

○議 長 3 番・大平剛君。

○大平 剛君 分かりました。1 番目のほうは、となれば多分、今回の設計で基本設計プラス雪冷熱に関する設計と測量費の 3 つを合わせて 4,000 万円ぐらいだと思うのですが、基本設計の中で雪冷熱のものもやって、それが通るか通らないかによって今後の動きが変わるとい、大体そんな流れだということで認識しましたが、間違いございませんかどうかということと。

それと、あと燃料費のほうは分かりました。ただ、今これだけ上がっている中でさらに情勢は、今の国際情勢も含めまして読めない中で、これで今からこんな心配してもどうしようもないという話もあるので、3 月いっぱいまで果たして大丈夫なのかというのがあるのですが、それは当然計算に入れた上で予算の計上に踏み切っておられると、そういうことで考えればよろしいでしょうか。

その 2 点をお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 国土交通省の補助金は、実際には令和 6 年度、令和 7 年度の設計に対する補助金でございます。ただ、その事業の採択はもっと前に決まるわけでありましてけれども、今回の 4,000 万円の基本設計の中に雪冷熱分がありますが、これは令和 4 年度中にできればやりたいと——基本設計でやることになりますので、基本設計の事業そのものが国土交通省の補助金の要件というのはちょっと時間的にずれますが、当然この基本設計の中に S D G s、Z E B 対応の部分について国土交通省の補助金の採択が行われなければ、それは当然変わってくるだろうと思っております。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 家庭用の電気等と違いまして、ちょっと大量なものですので、特に燃料費などは L P G の単価の設定の仕方が、毎月の輸入したときの国内に流通する価格——C P 価格というのがあるのですが、月末時点での価格が毎月毎月変動しますので、ちょっとこれで大丈夫かと言われると、不安な点はあろうかと思えます。今最新の一番上がっているところでは見ているのですが、ここからまた上がると、またちょっと不足が出てくる可能性があります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 同じく 27 ページの健診施設の費用です。Z E B 対応をするということで補助金額を上げたいという意図が見受けられるのですが、それは分かっているのですが、Z E B 設備ということで 6 億円実際かかるだろうと見越していて、国庫から 3 億円、自主財源で 2 億 7,000 万円というところでいくはずなのですが、これだと 5 億円多く補助

金をもらうために、5億円以上支出するということにならないか、その辺りと。

もう一つ、太陽光パネルを使うのに7,000万円くらいかかるのではないかとされているのですけれども、無理して太陽光パネルを雪国で使うことと、きちんと安定的な電力を病院関係のところは必要としているはずなので、7,000万円かけても太陽光パネルで発電できる発電量なんてそう大した量ではないわけです。それよりも安定的に供給を見越せるところからの電気供給を受けたほうがいいのか、それとも7,000万円ここで投資したのだけれども、将来的な電力でいったら、5年後には7,000万円分を回収できるだけの投資に見合うから太陽光にするのか。

ただ、単純に補助金を得るためなのか、それとも将来的に環境配慮まで考えているのか。環境配慮まで考えているのだったら生産から償却まで——償却は処分するところまでのカーボンフットプリントと、実際に電気を買っているときのカーボンフットプリントをペレットにしても雪冷熱にもやっていかなければいけないですよ。その辺りの算出はどういうふうになっていっているのですか。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 イニシャルコストをランニングコストの減でどの程度の年次的に回収できるかというのは、今後検討しなければいけない課題だと思っています。それでご承知のとおりソーラーパネルは非常に定着していますけれども、そのほか雪冷熱、それから地中熱、ペレット、様々なハイブリッドを検討する可能性があると思っています。この辺はやはり基本設計の段階でZEBプランナーというプロがいますので、そういった方とよく相談しながらやっていかなければいけない。

それからZEB対応というときに、そういったソーラーパネルあるいはペレットだけではなくて、建物の断熱性とかが非常に影響すると言われておりまして、その辺につきましても我々まだ経験がないものですから、その辺をよく研究しながらやっていかなければいけないと思っています。ただ、では雲をつかむような話かという、そうではございません。SDGsの対応というのは南魚沼市のみならず国家的な重要課題でありますので、これについて保健医療の施設である健診施設を、先駆的にやることによって、その辺につきましては、知見を集めながら国と一緒にやっていきたいと思っています。

それで今後、こういうふうなことを進めながら、モデル的な事業になるように心がけたいと思っています。そういった意味で議員の質問の、幾らかかって幾らで回収できるのだという計算はしてございません。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。今の説明の中で経験がないというところは理解しました。経験がない人にこれ以上迫及しても答えようがないと思うので、それ以上は言うつもりはないですけれども。ZEBプランナーという方がきちんと計算してくれるというところに期待したいと思うのですけれども、ZEB対応というところがこのお話の前提になっているのではないと思うのですけれども、万が一、ZEB対応での補助金が取れなかった場合、その

場合は今後どういう計画でいますか。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 最初の答弁で答弁漏れが1個ありまして、必ずしもZEB対応のものが全て国の補助金ではございません。応分の負担というものはあります。

それから、先ほどの大平議員のご質問にお答えしましたけれども、国土交通省の補助金の採択がなければ、ZEB対応の上乗せ分のこういった事業というのはなかなか実施は難しいのだと思います。そのときにはどういうふうな形のものを目指すのかということは、予算の今後許される範囲内で恐らくやるのだと思いますけれども、骨格の基本健診の実施すべき要素——今まず最初の課題であります環境問題もさることながら、健友館の集約化による医師の働き方改革に対応するといったことと、それから市民へのサービスです。そのところはきちんと進めなければいけないのでありまして、先話を今からいろいろ言うことはできませんが、そういうことも頭に置きながら市民の理解を得てやっていくのだと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3点ほどお願いしたいと思います。まず23ページですけれども、2番目の表の上ですが、繰出金からです。出産育児一時金が人数といいますか、の増というお話をいただきましたが、そうすると当初見積もった予算といいますか、人数が今の出生数の減少みたいなを見込んだけれども、そんなに減らなかったという意味なのか、逆にちょっと増加傾向にあるという辺りなのか。その辺の状況についてちょっとお聞かせをいただければと思います。

それから、19節の扶助費です。今、更生医療給付費の関係で人工透析の方々のところにちょっと触れられましたが、南魚沼市の場合、特に市民病院が透析のほうはかなり力を入れていただいていて、基幹病院も14床ですか、あるのですけれども、そういう意味ではかなり今人数が多くなっていったかと思っているのですけれども、また人数が増えて今後の見通しといいますか、医療体制のキャパみたいなものはどうなのか、かなりいっぱいになってきて大変な状況にあるのか。そういう意味では今このような増になってきても、一定程度まだ透析機器も含めて、あと医師やスタッフもそうですけれども、受入れの体制的にはまだ余力といいますか、があるのか、今の状況をちょっとこれについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから33ページです。一番上で教育委員会一般経費です。今度いよいよ部活がそういう意味では学校ではなくて、社会スポーツのほうに移行ということで協議をいただいていると思うのです。専門部会を立ち上げるということですが、今の状況の中で、かなり具体的にやって専門部会を立ち上げながら実現、実行に向けていっているのか。それともなかなか厳しい状況、こういう課題があって専門部会を立ち上げざるを得ないとかという、その辺のことについてどんな今状況なのか。話せる範囲で結構ですのでお願いしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

**○市民生活部長** 最初の 23 ページ、国保への繰出しの関係での出産育児一時金でございます。この見込み方ですけれども、とりあえず数字としましては当初予算 25 人を見込んでいたところでしたが、8 人分プラスをさせてもらうという予算立てになっております。その 25 人がどうかといいますと、令和 3 年度、昨年度の実績数で 17 名いらっしゃいました。その前をたどると、その前の令和 2 年が 31 件、令和元年が 25 件、平成 30 年が 31 件ということで、何となくそのぐらいをいっているところだったので、今年も当初 25 人を見込んでいたところ、それよりも案件が多いということになっております。

ただ、これは国保に加入されている方ということになりますので、それがちょっと市全体の出生状況かどうかというところには、それとは比例はしないということはお承知お願いしたいかと思います。

以上です。

**○議 長** 病院事業管理者。

**○病院事業管理者** 基幹病院のことはちょっとここで答弁すると僭越になるので、市民病院の状況を申し上げますと、透析のベッドは 40 床ございまして、今ほぼ 100 人の、主に市民の方々に対応しています。それで、ご案内のように昼間の透析と夜の透析の分がありまして、全体のやりくりを考えれば若干まだ余力はあります。ただ、ご案内のように疾病構造が変化してきて、将来そういう糖尿病とか慢性腎不全になる疾病が増えていると、高齢化が進んでおりますので。今後、対象の市民の方々は増えるだろうと思われております。

当面は医師のみならずコメディカルの働き方改革ということで、現在やっておりますのは、看護師のみならず臨床工学技士の採用を強化しておりまして、そういった形で市民の皆さんに不自由にならないような透析の医療形態といいますかを確保しながら——ただ、ご指摘のように中長期的な問題としての増加傾向も踏まえながら、必要に応じてまた対策を練っておきたいと思っております。自宅でやるのは大変ですけれども、腹膜透析というやり方もありまして、その辺につきましても対象者の状況を考えながら今後対応してまいりたいと思っております。

以上です。

**○議 長** 教育部長。

**○教育部長** 3 点目の教育委員会一般経費の中の費用弁償についてお答えいたします。こちらにつきましましては、中学校の部活動の土日の地域移行ということでお願いしている部分でございますが、その状況でございます。

今年度、部活動改革検討委員会をまずは立ち上げて検討してきたところでございますが、中学校の部活動におきましては、文化系につきましましては土日活動しているのは吹奏楽部だけということなので、まず文化系は吹奏楽部に絞り込み、スポーツ系につきましましては各種目が学校ごとに違っておりましたので、スポーツのことを考える上ではどうしても種目ごとに考えざるを得ないだろうということで、今回の種目ごとのスポーツの専門部会を設置することといたしました。

状況につきましては、今後、中学校体育連盟からも来年度の大会の参加の要綱などが発出されてくるところでございますので、それを踏まえて各種目ごとにどのような形で地域移行ができるのかという、持続可能な仕組みづくりを考えてまいりたいと思っています。

課題につきましては、全ての学校に同じ種目があるわけではないというようなところ、あと保護者の方からの意見を聞きますと、やはりこの学校はこうしているけれども、この学校はこうしていないという、それがいいのか悪いのかというようなところがやはり課題としてあるということがございます。種目ごとにそれは状況が違いますので、それをよく聞き取った上で、地域移行に向けて仕組みづくりを整えてまいりたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 4 点お願いいたします。最初に 7 ページです。債務負担行為の補正のところですけども、ここは毎年私聞いているような気がするのですが、令和元年頃から遡りますと、1,000 万円ずつ増えまして昨年が 1 億円だったのです。その内容がコースの変更があったということだったのですけれども、今回 1,000 万円下がって 9,000 万円になっています。例えば今問題になっています燃料とか、そういうものの値上がりを考えると、上がっても下がることはどうかということで、これを見て直感的に感じたのですけれども、コースの変更があったのかどうか。そこら辺が 1 点。

そして、債務負担行為ですので、予算については各年度の予算措置でやるわけでいいのですけれども、ただこういう形で見ますと、この前年は令和 3 年度、令和 4 年度、今回は令和 4 年度、令和 5 年度、来年は多分令和 5 年度、令和 6 年度になるのです。安くなるシステムは分かりますけれども、これを見ると契約はどうなっているのかというような気がしまして、もしかして随意契約的なことでずっと同じ人が、ということで動いてしまっているのかという気がしますので、その契約のところをお聞きしたいと思います。ここが 1 点目。1 点目といたしましても、ここは 2 点ありましたけれども。

次が 25 ページです。予防対策事業費です。これは実績なのでこのとおりだったのでしょうけれども、歳入とも関係するのですけれども、実績とはいえ非常に額が十分大きな額で減っています。ということは、それだけ予防接種、3 回目なり 4 回目の予防接種が見込みどおり少なかったということでしょうか。接種する人が少なかったというのか、そこら辺の実態を聞かせてもらいたい点と。

これは 9 月の専決処分で増やしたところが多いのですよね。それが多くマイナスになっている。特にタクシー等借上料といいますか、そこら辺なんて特に目立つのですけれども、そういう 9 月の専決でやっているのがここに来てドンとまた減らしているという、そこら辺の事情を併せて聞かせていただきたいと思います。

次が 27 ページ。これで 3 点目ですけども、健診施設の関係なので、いろいろな方から話も出ました。環境問題、SDGs の思いは分かりましたけれども、その中でも ZEB 対応の中身がまだあまりはっきりしていないというような話もありましたし、もう一つ心配なのは

健診施設の——この間の社会厚生委員会からすると健診施設の3パターンある位置も明確ではない中で、そういう状況の中で基本設計業務委託できる状況になっているのかというところをちょっと確認したいと思います。

もう一点が29ページです。4点目です。除雪車の修繕料のところでは、部品交換が増えたということらしいのですが、それは分かりますけれども、私が昔やっていた関係からすると、除雪車の修繕というのはシーズンが終わった時点で点検して、塗装もし直して、中身も直して、そして次のシーズンに備えるというのが昔のやり方だったのです。今ここで補正をして部品が足りないとなって、もう明日でも雪が降るかもしれないというところにこういう状態というのは、非常に間に合うかどうかということも含めてちょっとどうなのかというところがありますので、そこら辺の実情も聞きたい。4点お願いします。4点といえますか、質問事項にすると5つになるかもしれませんが。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 1点目の7ページの債務負担行為補正でございますが、通学バス運行事業につきましては、令和4年度は1億円ということで債務負担行為をさせていただきました。それが今回9,000万円ということで、1,000万円減額となっておりますけれども、令和4年度のときに説明申し上げましたのは、このときは石打小学校の統合で、旧石打小学校区の子供たちをバス通学にしたいと。それを上乗せして考えると9,000万円を越えていたので、1億円の債務負担行為をいただきましたという説明をさせていただいたところです。

今回これがなぜ9,000万円になるかということ、それらの前置きとともに、石打小学校バス通学をやってみました。そうすると小学校のバス通学というのは意外に時間表別といいますか、変更が多くて契約の中で送迎できない部分が非常に出てきていまして、その部分を今、直接市の車両班のほうで対応しているという状況もございます。

この債務負担行為というのは、制度自体が早期に契約をすると、そのバスを専属で通学バスに使うのではなくて、通学バスに使った以外の部分の時間についてはバス会社が自由に使うことができます。だから、低い金額で契約してもバスは自由に使える。そのメリットを最大限に生かすというような制度でございます。ただ、今も私が申し上げたように小学校の中で時間割がコロコロ変わって、この時間にも来てください、あの時間もお願いしますという、その契約ではちょっとできないということになってしまうため、今回というか来年度の債務負担行為の中からは、石打小学校の部分につきましては、この契約では考えないということにさせていただいて計算したところ、9,000万円を上回りませんでしたので、この金額とさせていただいたところでございます……。

失礼、もう一方で、契約のことについてでございますが、随意契約などではないのかというようなご質問もございましたけれども、入札をしておりますし、過去の例ではずっと同じ業者で契約しているわけではないという事例もありますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 25 ページ、予防接種の件ですが、今回減額をさせていただいた件につきましては、総務部長からも説明しましたとおり 3 回目、4 回目に係る部分で、その都度国からの予算によって補正をして、その中で運用してきたわけであります。当初、予算組みをした中では余裕を持たせた中で、全ての対象者が受けられるようにということで予算組みをしてきましたが、7 割程度とかそういう低い接種率になっております。その分が不用になっておりますので、その分の補正減とさせていただいております。

ご指摘のありましたタクシーにつきましては、当初タクシーにつきましては令和 3 年度の繰越予算の中で使用している分がありましたが、その分については非常に年度を越したところで利用者が少なくなっております。30 件程度の利用になっておりましたので、その分は減額ということです。その後、補正によりまして増額させていただいた分につきましては、秋以降の分ですとか、また別の予算の中で動いておりますので、非常に複雑な組立てになっていて分かりづらいのですが、今まで使えなかった分を今回はこれで減額と、精算ということになっております。

以上です。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 健診施設の Z E B 対応について、あまり中身が決まっていらないのにどうかという話がございますけれども、Z E B 対応というのは非常に複雑で、それでいよいよやはり専門家と協議しなければ分からない部分が実際あります。

本当に雪冷熱の持つ限界、マイクロチップ——木材の供給の問題、それから地中熱がどの程度コスト・アンド・ベネフィットがかかるのか、そういったハイブリッド、あるいは将来的な病院も含めたマイクログリッドのようなことも考えなければいけないと思っておりますが、要は S D G s に対応することも重要ですが、今般この世界情勢で電気料金の高騰が今後とも続くだろうということを考えますと、やはり病院あるいは医療施設、健診施設において全て S D G s 対応で電気が賄えるかという、瞬間的なことも考えなければいけませんから、それはまだ分かりません。

分かりませんが、方向性としてはそういう方向に持って行って、それも予算の限る範囲ですが、その辺をまさに研究しながらやっていかなければと思っております。したがって、今後の基本設計については、一般競争入札でそういった知見のある専門家の知見をもらえるというところで、入札にかけるとのことだろうと思っております。

それから、設置の場所が A 案、B 案、C 案とまだ固まっていらないのではないかということですが、有力な場所はあると思いますが、一番難しいのは県立六日町病院の際の地中の杭のあった場所であるとか、そういう地中の安定性ですね。もう一つは、既存の病院の接続部分をどこにどうくっつけるかによって、構造上の問題であるとか、患者さんのあるいは市民の方々の動線が大分変わってくることもあります。

その辺につきましても、現段階でこのルートのここに穴を開けてこうだということではなくて、それらにつきましてもこれから様々な角度から詰めて行って、そして万々異論のない

ような形でやっていきたいという趣旨でございまして、その辺について何か分からないけれども丸投げするのだということではございませんで、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 4点目の除雪車の関係です。佐藤議員がおっしゃるように返納整備はシーズン後に行っております。それは新年度予算を使つてのことになりますので、今回これから向かうシーズン中も修繕が予想されますので、その分の補正を行うということでございます。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 大体分かりました。

2点目の予防対策事業費のことですけれども。というようなことで、いろいろ事業の、要するに実績に合わせたということです。それにしましても国費を無駄に使つていいというわけではないのですけれども、ここにありますように国費、国県支出金1億3,600万円の不用ということですよね。これは当初の予定が——だからこれを有効に使う、有効に使える状況からして、というような見積りで立てた。なおかつ実績からすると、これだけ減つたのだというのなら分かるのですけれども、せっかく臨時交付金等で国からお金 coming しているのにこれだけ余らせるとちょっと——変な話ですけれども、もったいないという気もするので。

そこら辺、当初の予定が、そういうふうにも有効に使うような計画だったのだけれども、実際やってみたらやはりこうだったのだということであれば納得しますけれども、そこだけちょっと確認させていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 当初予算のときにつきましては、やはり先ほども申し上げましたとおり、対象者が全員受けられるように余裕を持って予算づけをしておりまして、国の補助が使える部分については、全て経費のほうに回すというような予算立てをしました。ただ、やはり議員のおっしゃるとおり、接種の人数がなかなか伸びなかったりしたということで、残念ながら返金することも多くなつてしまったということです。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 4点もしくは5点お伺いさせていただきます。

1点目であります。23ページ、ちょっと私の聞き手の粗相で恐縮ですけれども、一番下の魚沼荘の施設の件でありますけれども、介護事業の部分で特定入居者を見込んだが、人材不足で断念したという部分で、そういう報告を受けました。普通であるならば、断念したということは減るのに、予算で委託料を増やしているという、その意味というか、ちょっと私の聞き手の粗相なので、そのところがどうなっているのか、どういうことでそういうことになっているのか、お伺いさせていただきたいと思っております。

2点目であります。重複して大変恐縮ですけれども、25ページの予防接種の件であります。

予算からかなり減額されたということで、第3回、第4回の接種率が少なかったわけでございます。今第8波が到来しているという中で、やはり気になるのは若い方の接種率、また乳幼児の接種率等が今の現状を見たときに、そういう話を聞いているものですから、大変恐縮ですけれども、もし可能であれば接種率、若い方の部分の接種率はどのように当市はなっているのか。やはり皆さん、本当にこれから第8波でインフルエンザとの部分で気になっている部分でありますので、市の状況をお聞かせいただけるとありがたいと思っています。

同じくこの部分で、タクシーの部分がありました。予算の部分では少なくなったという部分ですけれども、その中でちょっと観点が違うかも分かりませんが、高齢者の足ということを考えて、今後の交通需要の、足も兼ねた中で、ある面ではこの事業をこの次に生かしていきたいと私どもは報告を受けました。ぜひ、その中で——ちょっとここへ来ていませんけれども、例えば都市計画課とのその兼ね合いですとか、こういう状況をした中で今後の私たちが、やはりどうしても高齢者の足というのは全てにかけて関わっていく部分であります。今現在で結構ですので、言われることがあったならばお聞かせいただけると、私ども議員としては大変助かりますのでよろしくお願いしたいと思っています。

次に27ページの件でございます。城内診療所特別会計繰出金でございますけれども、新年度に向けて準備経費として450万円計上したわけでございます。意向は分かりました。この450万円の捻出の詳細というか、どういう観点で450万円をして次の段階に入ろうかという部分が、もしお聞かせいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思っています。

次に、同じくその下のやはり健診施設の件であります。この基本設計の件でございますけれども、私はこういう設計の部分は全く素人でございます。先ほど来、基本設計等がこう計上されていた部分、なぜこの金額なのか、それすら私は分からない次元でいましたけれども、いろいろ聞いてみたら、なるほどというそういう金額の設定みたいでございます。

そうした中ではっきり言えることは、先ほどの同僚議員からもありましたように、基本設計というのはやはりゴールがはっきり決まっていないと基本設計を私は出せないのかな、出せないのではないかな。どういう設計をしていいのかな——例えば今言ったように駐車場はどうするのか、空調設備はどうするのか。一階建てにするのか、二階建てにするのか、そういうことすら分かっていなければ、基本設計ができないのではないかとすごく不安になって、私は逆の立場から考えるならば、そこをきちんと——社会厚生委員会のときは明確になっておりませんでした。短期間でそれが明確になったかどうかということをお伺いしたいと思っています。

最後にこれは市長ですけれども、議長が許せるならば質問させていただきたいと思っておりますけれども、今回の補正予算の中でも物価高騰、光熱費等がかなり増えて、公共施設等には補填されています。今民間事業者等もかなりなっている中で、国の補正の動き等があった場合、例えば専決してでも、そういう該当を一般市民に対してやるという、どういう考えでやられるか、もし出たならば。我々自主財源では厳しいと思います。でも国が出たならば、専決し

てでもやろうという意思なのかどうか。また、そうではなくて臨時議会を開いてやろうとしているのか。これから冬が来るので、皆さん本当に今そういう部分では不安であります。ぜひ、力強い市長のメッセージを期待したいと思っております。

以上であります。

**○議 長** 福祉保健部長。

**○福祉保健部長** そうしましたら、まず第1点、魚沼荘です。どうして指定管理料が増加になったかということですが、特定施設に指定されて、そちらに入居者さんが入ることによって、魚沼荘に入る介護の給付金が増えるという予定でした。ただ、その給付金が残念ながらなくなってしまったということで、当初予定していた——減額していた運営費の補助分ですね。その指定管理料金をここでやはり補填する必要が生じたということになります。

次、予防接種の接種率ですが、すみません。ホームページにも詳しく載せてあるのですが、私の手元にある資料で年代別の資料があります。ただ、これは1回目から5回目までそれぞれの年代別に接種率が出ておりまして、読み上げてもよろしければ、ちょっと時間がかかるかもしれないのですが、どうでしょう……（何事か叫ぶ者あり）申し訳ありません。ホームページを見ていただくと、私が持っている資料と同じ資料で詳しく出ておりますので、そちらをご覧ください。

3番目、高齢者用のタクシーということですが、今後、先ほど議員からお話がありましたとおり、都市計画課との内容の詰めになるかと思いますが、医療のまちづくりでもいろいろ対策を取っております。地域の中で協力し合っていただくということもそうですし、場面、場面においてそういうような対策を講じていく必要があるのかと、そのように考えております。

城内診療所 450 万円の繰出しにつきましては、城内診療所の補正の中でも詳しくまた説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず電算関係です。電子カルテに関する施設整備に対する資金として 150 万円程度、それと新たにリハビリで、そういう対応をしたいということで、そちらのほうの整備で 300 万円程度、そのような予定にしております。

私からは以上です。

**○議 長** 病院事業管理者。

**○病院事業管理者** 引き受けるほうの病院事業のほうでも、ちょっと城内診療所をフォローいたしますけれども、基本的な考え方は来ていらっしゃる住民の方々を引き継がなければいけない。そのためには今の段階から次の予約を入れなければいけない。そういったことで 4 月 1 日に整備するのではなくて、そういった次のフォローアップのために今紙カルテでやっておりますけれども、できるだけ電子カルテのほうに移行したいと思っておりますが、あまり大きな整備をするとお金がかかり過ぎるので、予算の範囲内で移行を適切にやりたいということと。

それから、病院事業で受けた場合は、今のように毎日店を開くというわけにはいきません。集約化しますので。そうしますと週 2 回程度でやったとしても来ていただく方々に喜んでも

らうために、待ち時間等を利用して通所リハビリというものをやりたいと考えておりまして、そのために必要な機材を——いろいろ細々とございます。それを買って、それでこの3か月の間に予行演習しながら、プログラムを組みながら準備を図って円滑なスタートを切りたいというために、一般会計のほうで補正予算をお願いしています。

それから、健診施設のほうですけれども、社会厚生委員会でいろいろな断定的なことを申し上げられませんでしたけれども、我がほうは基本設計をする際に、我がほうの今の考えている案ですね。それは申し上げるということでありまして、全く白紙でやるものではございません。健友館につきましては、骨太の全体計画あるいは総合計画における実施計画にも事項として載っておりますけれども、骨太の全体計画では令和8年度からの実施ということで、令和6年度、令和7年度の工事、それで令和4年度の基本設計、令和5年度の実施設計という形でご説明しております。そういうふうな段取りの中でやるものでございますので、精力的に詰めていきたいと思っております。

1階とか2階とか話ありましたけれども、我がほうがお薦めしましたように、できれば障がい者の今後の例えば屋根付駐車場的な機能、透析の方も一日何時間も雪が降ったときに車に雪が積もるわけです。したがって、1階をそういう災害の拠点の集まる場所にしてもいいですけれども、その際には、2階に行く際にはエレベーターを使うとかというふうに考えております。

それから、さっき言った設置場所についても、できればこの場所がいいと思っていて、協議をまず基本設計の中でしたいと思っておりますので、あくまで専門家の立場で見たときに、地盤の問題でここはまずかろうとか、いろいろな構造的なことを言われる場合があります。得るといえることなので、そこはもう専門家の意見を聞きながらやるべきだと思っております。

したがって、我々の視点としては全くぶれておりませんで、ただ貴重な財源で、決まったからこう、何が何でもこれでやらなければいけないという立場に立つのではなくて、いよいよ様々な観点から評価しながら、実効性のある基本設計、実施設計にもっていききたいと、こういうふうに思っております。

**○議長** 長 中沢議員からの6つ目の質問ですけれども、物価高に伴い国からの交付金が来たときということですが、専決でやるか臨時議会かということですが、なかなか市長の口からの答弁は難しいと思います。議員のお気持ちは多分、専決でも早く市民に渡してくれという思いだと思いますので、答弁はないということをお願いしたいと思います。

15番・中沢一博君。

**○中沢一博君** 最後の部分、市長からの本当に市民を守ろうという、多分そういう決意の思い、言葉があるかと思ったけれども、それで了解いたしました。全くそういう思いでしたら、一日も早く執行してもらいたいと。そういう思いを伝えたかったということで、お含みおきいただきたいと思っております。ありがとうございます。

では、2点だけお伺いします。本当に私が申し訳ないのですが、魚沼荘の件です。

補填をするということは、事業をされたのですか、していなかったのですか。していなくて、その部分が駄目になったから補填しようとしているのですか。事業をしたのだったら、委託料を出してもいいわけですがけれども、事業をしないのにその分が減ったから補填しようとしている、運営の部分が。それはある面では向こうの当事者の関係もあつての部分ではないのかとか——厳しい言い方をさせてもらえば。その部分をやはり私たちが確認していかなければいけないと思いますので、もう一度、再度その部分をお聞かせください。

もう一点であります。健友館の部分であります。最後1点お聞きしたいのは、本当になかなかこんな質問して大変恐縮ですけれども、病院事業が全部適用している中で、いまだかつてない建設費を一般会計から投入しようとしている。画期的な部分の今この議案であります。本当にその思いというものも本当にひしひしと伝わってきました。

そうした中で私はこれ以上一般会計からの繰入れはないと私たちはみなしていいたかどうか。いろいろの見方があるかも知れませんが。これからどんどんまた出てくるということになると、病院事業会計からどんどん出てくるということになると、やはり考えなければいけないわけであります。今現在はもうないと私たちに、そういう答えを確認した中で採決をしていきたいと感じているものですから、恐縮でございますけれども、聞きづらい質問でございますが、あえて伺いたいと思っています。

**○議 長** 福祉保健部長。

**○福祉保健部長** 魚沼荘の件です。分かりづらい答弁で大変申し訳ありませんが、特定施設にするということで先ほども申し上げましたとおり、その分の給付費が収入として施設に入るということを前提にしておりまして、それによって通常の施設の運営のほうを下げておりました。それが断念ということで、先ほど議員からお話がありましたとおり、職員の体制が整わなかったのもその事業ができなかったと、そういうことがありました。事業ができなかったことによって、その収入を得ることができずに必要な額を魚沼荘のほうで確保できなかったということになります。いいでしょうか、お分かりいただけましたでしょうか……すみません。

**○議 長** 病院事業管理者。

**○病院事業管理者** 結論から申し上げます、今後そういうふうな一般会計の負担が、健友館問題で今まで説明したこと以外に増額するということは今のところ考えておりません。というのは、一般会計の繰出しについてはご案内のように、骨太の全体計画の中で今年6月に令和4年度から令和9年度を示しましたけれども、令和4年度から令和8年度は一応9億円、令和9年度が1億円下がって8億円という計画になっておりますが、既に今年度、令和4年度の予算については、病院事業全体で8億円にセーブしております。

その中でいろいろ様々な改革があつて、これからも診療報酬の改定があつて大変ですがけれども、先ほどの三浦市立病院ではございませんが、みんなで一生懸命やって上半期で1億2,600万円の経常収支ですがけれども黒字を出しておりますと同時に、議会にお示しもしましたけれども、現有の健友館での収支についても令和3年度で4,700万円の黒字というか、収

支で黒を出しております。

そういった観点から、これまでご説明しております一般会計の負担金について、さらにこれから増えるということは考えておりません。我がほうとしては、今後、市長部局、財政課、市長さんとよく話し合っていかなければいけませんけれども、我がほうの負担は、一般会計の繰出しを徐々に骨太の全体計画を進める中で、見直す中で減らしていくと。

施設整備については、開設者の主に責任でやってもらうけれども、損益については病院事業管理者のほうで責任を持ってやると。そういう中で一般会計の繰出しの地方交付税部分とかいろいろありますけれども、今まで言われている問題点の部分については、できる限り経営の改善によって減らしていく。その結果が健友館の負担金の処理にも資するようにしてもらいたいと思っております。我がほうは一方、健友館と一体的な運営をすることによって、市民サービスも上がりますけれども、全体としての患者のフォローアップに資するために、全体として見た場合には病院事業にとってもプラスになることでございまして、健友館の移転が病院事業にとって今後マイナスになる要素は全く考えておりません。

以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 点、27 ページ、健診施設等建設事業費 4,000 万円についてですけれども、基本設計 4,000 万円の中には雪冷熱基本設計が 135 万 3,000 円入っています。今までずっと説明がありましたように、国土交通省のほうの支援事業に手挙げをするのには、このタイミングで雪冷熱基本設計も含めた中の基本設計ができていないと手挙げができないのかというところがはっきりしないところであります。

今まで、600 万円を使って場所の選定とかを調べてきたわけですが、今回また測量費で 22 万 4,000 円入っているわけで、まずは Z E B 対応というようなところは置いて、別きちんと測量をして専門家の話を聞いて、そして基本的なところの健診施設というところの基本設計をつくった上で、通るか通らないかは、通らなければその部分はできないというようなあやふやなものではなくて、最低限必要なことについてまずは場所を決め、健診施設を建てるという基本的な基本設計というふうに分けてすることはタイミング的に間に合わないものなのかどうか。そこを 1 点伺います。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 まずベースにある健友館の移転については、るる申し上げておりますように、医師の働き方改革というのがあって、できる限り早くやりたいというのと住民サービスという点がございます。今、議員ご指摘の補助金との関係ですが、既にちょっと急ピッチな話ですが、今年の 7 月に国土交通省のヒアリングを一、二回受けまして、その際に都市構造集中再編支援事業にアプローチしようということになっております。そのやり取りの中で最初 10 億円の補助金が 15 億円にまで、マックスまで上げるという話もあった関係上、我がほうとしては令和 6 年度、令和 7 年度の着工だとしても、国の予算編成の段取り等を考えますと、今の時期なのだろうというふうに、相手のことを思うと思うわけであ

ります。

それで、我がほうは都市計画審議会での都市計画というのもございますから、これは令和5年度中につくるということでございまして、そういった様々な条件付ですけれども、事業の採択という点では、そういう手順を踏むということでありまして。ただその間、ただ座してただ傍観するだけではなくて、様々なルートを通じて南魚沼市におけるこういった事業のことにつきましては、油断することなく国土交通省に新潟県を通じて常にアプローチというか、アタックしていく必要もあるわけでございます。

以上であります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 項目お願いいたします。まず、15 ページの土地売却収入 3,207 万円であります。上原住宅跡地と田中町の簡易郵便局跡地ということでありまして、面積とそれから金額であります。当然公募でやったわけですが、競争があったのかどうかというところも教えて、競争があったかどうかをお願いします。

それから、29 ページ、建設部のほうの予算でありますけれども、歳入のほうで令和5年度分の事業ということで、前倒しで1億3,000万円ほど来たと。その中でいろいろな事業が道路橋りょう費、修繕であったり、消融雪の事業だったりが出ていますけれども、これは前倒しで実施ということでありまして。雪降る手前みたいになってきましたが、令和4年度に実施して、工事を完了してしまおうということも考えているのかということをお聞きしたい。

35 ページの図書館の共益費であります。井戸の掘り替えということで負担金が249万円ということでありましたが、図書館の駐車場——下の部分とそれから建物の上の部分と2か所あるわけですが、上の部分については非常に水が少なくて機械を使って運び出しをしているというのが現状でありましたが、ここを掘り替えを行うということでありまして。金額からいって恐らく井戸1本掘り替えて何とかなるかという、そういうような考えかと思うのですが、井戸の規模自体はどの程度のものを想定してやるのかということをお聞きします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 土地の売却の関係です。今回、上原住宅につきましては7月1日に公募しまして、7月4日から29日の間に募集をかけました。郵便局跡地につきましては9月1日に公募を出しまして、9月2日から30日に募集をかけて、いずれも、両方とも結論から言いますと、1件ずつの申込みという形であります。募集の段階でも上回る場合については入札という形になっていますが、この2件については両方とも1件ずつということでありました。

以上です……すみません。面積です。上原住宅につきましては855.76平米、約258坪。旧田中町郵便局跡地につきましては、902.59平米で、約273坪であります。

以上です。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 個々の金額。

○財政課長 すみません。答弁が幾つも漏れていまして。上原住宅につきましては予定価格が 667 万円であります。そのままそれが売却価格であります。旧田中町郵便局につきましても予定価格で公募に出しているのが 2,518 万円、その価格で売却であります。

以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 令和 5 年の前倒し予算でございますけれども、令和 4 年度中に契約できるものは契約して、基本は令和 5 年度に繰り越すということでございます。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 35 ページの図書館の共益費の部分で、消雪用井戸の掘り替えのご質問でございます。井戸の規模でございますが、新規の井戸で 69 メートル掘削して、ポンプ位置は 60 メートルのところでございます。ポンプの能力は 3.7 キロワットの 8 段のポンプなので、高さを稼ぐために、駐車場まで水が上がるようにというようなことでポンプを入れているものと考えております。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 建設部長の答弁のところで再質問します。契約は令和 4 年度中で、実際は令和 5 年度に工事をやるということでありますけれども、これはあれですか、そうすると今年度予定している工事の分だけ減ということは多分ないと思いますけれども、この部分は増額になってやれるのだという、そういう感覚でいいのかどうか。そこだけお聞きします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 総額は変わらずということですので、前倒しとなると令和 4 年度ではその分が減になると今は考えております。

以上です。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 27 ページの健診施設です。いろいろな質問が出ましたけれども、私ちょっとこれが聞きたいのは、市長は一丁目一番地ということで非常に力強くやっているわけですが、それに病院事業管理者の外山さんのノウハウによっていろいろと進められていると思うのです。やはり私はこういうふうに考えて申し訳ないですけれども、非常に専門的な要素があるわけですね。それをもし——こういう言い方をすると本当に失礼かもしれないのですけれども、外山先生にもし何かあったとき、例えば途中でも進められるのかという、私はこういうふうな本当失礼なあれかもしれないですけれども、というのを思っているのです。そういう点は大丈夫ですか。変な話、36 億円かけたけれども止まってしまったよという——補助金が出ないということではなくて、あまり言うとなれですけれども。本当に失礼な質問かもしれないですけれども、ここはやはり重要だと思うので私は聞きたいです。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 そこは絶対大丈夫でございます。組織というのは上が倒れても必ず引き継ぐように全体で日々精進を重ねておりまして、血液、遺伝子、みんなつながっております。私があした倒れても大丈夫でございます。私が倒れてもというよりも、この持つ性格といますか、目指す方向性、それからこの実現性——確かに多様なまだ未知なる部分もあるのですけれども、これは恐らく誰がなっても追及すべき事柄でありまして、今、後ろに控えている、一々名前は挙げませんが、そういった分野の専門家もおりますし、大丈夫でございます。

ただ、今後進めていく中で、あいつがやっているのだとか、そんなことではなくて、みんなでこれをかわいがってもらうということが重要ではないかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 本案について、修正動議を提案いたします。

○議 長 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

〔午後 2 時 18 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 2 時 21 分〕

○議 長 本案に対しましては、寺口友彦君ほか 3 名から、お手元に配付しました修正動議が提出されました。本動議につきましては、議員 4 名で提出されておりますので、会議規則第 17 条の要件を満たしており、成立いたしました。よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 76 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 8 号）に対し、地方自治法第 115 条の 3 及び南魚沼市議会会議規則第 17 条の規定により、別紙のとおり修正案を添えて提出するものであります。

歳入歳出総額から 4,000 万円を減額し、365 億 3,790 万 7,000 円に改めたいものであります。事項別明細でご説明いたします。

資料 6 ページ、歳入であります。18 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、これを 4,000 万円減額し、1 億 9,800 万円とするものであります。

そして 7 ページ、歳出。4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目医療等対策費、説明欄一番下の丸、健診施設等建設事業費 4,000 万円を全額削除するものであります。

それでは、提案理由を説明いたします。健診施設等の移転新築について、一般会計 33 億円、病院事業会計 4 億円、合計 37 億円での建設が示されました。その実現のために今定例会に基

本設計費の委託料 4,000 万円が上程されました。基本設計費用を上程するには時期尚早であるというのが提案理由であります。

細かく 2 つございます。まず、新施設には現施設の 2 倍の健診機能を持たせる。人生 100 年時代に対応させる。ゼロエネルギーに対応させる。市民病院の隣接に建設する。障がい者等の活躍の場にする。福祉避難所としても活用するなど 6 つの機能を持たせるために、建設費が 14 億 6,000 万円から 37 億円にまで大幅に増額されました。

この点について先ほど同僚議員から多くの質疑がございました。しかしなぜ、このような機能を必要とする施設を建設しようとするのか、議会内での議論が不十分であります。住んでいる地域によって格差がある健診サービスを均衡化するため、また、健診支援を行っている市民病院の医療従事者の負担を軽減するためという目標を中心に議論されるべきであります。

そして細かな点の 2 つ目は、建設費に対する補助金、後年度負担の考え方であります。市には統合給食センター建設、新ごみ処理場建設という喫緊の 2 大プロジェクトがあります。さらには教育施設をはじめとする、公共施設の統廃合という巨額の予算を必要とするプロジェクトが控えている。建設費、維持管理費等の財政計画を議会に示すことが先である。1 つの施設を建設することの議論だけでは将来世代の負担が明確にならない。

以上、基本設計費を上程するには時期尚早であるというのが修正案提出の理由であります。

以上で、理由説明を終わります。

○議 長 修正案に対する質疑を行います。なお、この質疑は執行部に対しても行うことができます。

12 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 提出者に 1 点伺います。医療のまちづくり骨太の全体計画が今年 6 月に示されております。その都度、議会そして社会厚生委員会でも説明や、審議とか議論されてきていると思います。提出者については、この医療の骨太の方針についてどうお考えですか、質問いたします。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 市民病院開院以来、病院事業に対する一般会計の負担が非常に重い。さらにはこの人口減少の中で医師不足の中、病院事業をどう経営していくのか、非常に大きな問題であります。そうした中でこういう検討がなされたということは、大いに評価しております。

以上です。

○議 長 12 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 細かいところはまたこの次の討論等でやりたいと思っております。今提出者から説明がありました。様々な課題があるからこそ、この骨太方針を立ち上げたと思っております。そういうところを——例えば提出者の会派は 4 名のうち 2 名が社会厚生委員会に入っておられます。そういうところでの会派の議論とかそういう取りまとめとかは、私はあ

まりなかったのではないかとちょっと感じてしまうわけではありますが、その辺はどうなのでしょう。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 委員会の中での議論があったかないかということでありましょうけれども、市民クラブが受けている報告の中では報告はある。しかしながら、委員長もしっかりと聞いていらっしゃると思いますけれども、調査事項としてこれを何遍もやって、その中でいろいろな議論が交わされたというふうには私は考えておりません。

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 提出者に少し考え方を教えていただきたいのですけれども、今提案理由の中で人口減少に伴う施設の統廃合であったり、システムの統廃合について語られた点があると思います。それに関しては、今後控えているものがあると思いますので、その部分は理解しているつもりですけれども、今後その人生 100 年という時代が、私の世代からするととても恐怖で仕方ないのですね。理由は、かなりの数の高齢者を私たちの世代で、生産年齢人口でどうにか支えていかなければいけないという意味では結構ドキドキしています。

その一方で、何にドキドキしているかということ、医療費が市の予算の中でかなりかかってくるだろうと思っているのです。その対策として未病、予防という観点の中から、医療費を抑えるために健診施設をしっかり造って、その健診施設で病気を未然に防ぐことによって医療費が削減できるだろうという考え方が盛り込まれているように、原案には、私は感じ取ることができるのですけれども、その辺り、反対することによって、この施設を造ることが先送りされた場合に見越せる医療費の計算とか、その辺りはしっかりした上でこの代案を提出されているという考え方なのか、その辺りを教えてください。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 現有施設を維持した中での、要するに未病といいますか、かつて健康やまとびあの中で言われた病気にならない体、病気の早期発見と。今現在は南魚沼市健康の杜構想でありますけれども、その中でどのように考えるかということかと思っておりますけれども、私は質問者の言うとおりだと思っております。

しかしながら、これを造らずにいた場合に、どのくらいその負担が増えるのかどうかということについては、市民クラブの中でもそこまでは議論しておりません。しかしながら、こういう施設を造らなければ果たして病気を未然に防ぐとか、あるいは病気になった人たちをどう診ていくのかということは、私は病院事業会計のほかにまさに南魚沼市健康の杜構想という大きな構想の中できちんと議論して、そこから進んでいくものだと思っております。

以上です。

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。提出者の考え方は理解しました。もう一つ聞きたいのが、かつて健友館が建設されて、1 年目というのは私は存じ上げませんけれども、恐らくその時代は生産年齢人口は今よりもはるかに多かったでしょう。よって、健康である人の数のほう

が圧倒的に多かったのだらうと思うのです。

今後社会がどんどん高齢化していく中で、健診を受けるだらう人たちの数も恐らく増えていって、今の施設だとそれがなかなか回り切らないとなった場合に、今の現有施設を有効活用してパンク状態にすることが正しいのか。それとも見越せる分だけの健診需要があるだらうから、それを2倍の能力をもってして解消しようと考えているのか。その辺りもしっかり議論をしているのかと思ったら、そこまでも議論はしていないという考え方でいいのですか。もう一度、それだけ教えてください。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 今現在、旧大和町の皆さんは健友館、六日町・塩沢の皆さんは市民会館で住民健診を行っております。今後、人口が減っていった中で住民健診を受けるという方は恐らく減るであろうと。そうした場合に住民健診そのものの在り方というのはどういうものかということについては、市民クラブの中では大いに議論をしております。

以上です。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 提出者に確認、質問させていただきます。今ほど提案理由の中に、なぜこれが必要なのか議論が不足である。建設費の負担の考え方、ごみ処理施設とか給食センターの問題が出たと思います。それと財政計画を示すことが大事であるというように受け止めたのですが、その中で一つ確認、伺います。なぜ、必要とする議論が不足であるということに関してですけれども、提出者としては、議論は例えば期間的には大体1年必要だとか、あと3か月必要だとか、あるいはほかに何か物差し、メジャーがあるのかどうか、考えがあったら確認させてください。

以上です。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 議論が少ないという判断でありますけれども、8月31日、社会厚生委員会のほうに報告がございました。そこで初めて37億円という施設が示されたわけであります。その後、10月26日の社会厚生委員会の中で、病院事業医療資源の再編についてという資料をつけながら、また調査をなさったということでありまして、いろいろな機能がありながらも、それがどんどん増えていった施設をどうするのかといったところが——建設費も含めてですよ——示されたというのは8月31日の社会厚生委員会であり、10月26日の社会厚生委員会であると私は思っています。

報告なのか、質疑なのか、調査を非常に厳密にやられたと思っておりますけれども、私はそれだけで果たしてよいのかということでありまして。また、その議論についてでありますけれども、私個人の考え方ではなくて、議論をしていけば確か相当の時間を必要とするような案件だというふうに私は思っております。相当の時間を必要とする。

以上です。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君　しつこくて悪いのですけれども、その相当というのは、年単位というか何か月単位とか、そういうものは心の中に頭の中にあるのですか。その期間ですね。

○議　　長　　提出者。

○寺口友彦君　今回、社会厚生委員会で示されたように数か月というのでは恐らく駄目であろうと思っております。年単位ではないかと思っておりますけれども、それこそ議論が大いに活発化になって、いろいろなところを質疑をして、いいものを造っていこうという、そういう議論であるとすれば、私は相当な時間がかかるものだと思っております。

　　以上です。

○議　　長　　3 番・大平剛君。

○大平　剛君　すみません。提出者に一問、執行部に一問お聞きしたいと思います。まず提出者にお聞きしますが、これは確認なので簡単に答えていただければいいと思うのですが。提出者は、議論が十分でないから今回は反対だというように私はちょっと受け止めたのですが、中身については特に反対しないのか、それとも中身も含めて議論が定まっていなくて反対しているということなのか、ちょっとその辺だけ、1 点確認で教えていただきたいと思います。

　　執行部の皆様にお聞きしたいのですけれども、多分基本設計が通ると、今度実施設計になってくると思いますが、それに対しては逆に議会に対してどの程度時間を取って説明等をしてくれるのかというのは、今のところ考えがあれば教えていただきたいと思います。

　　以上、2 点です。

○議　　長　　提出者。

○寺口友彦君　健診施設そのものについてどうなのかというお尋ねだと思いますけれども、市民クラブとすれば、やはりここも議論しながら必要な施設であれば造らなければならないだろうという考えであります。

　　以上です。

○議　　長　　病院事業管理者。

○病院事業管理者　基本設計の段階で、今日いただいたご疑問のところについてクリアになると思いますので、その段階で実施設計の予算をお願いする際には、事前にどういう形かは議会のご判断もあると思っておりますけれども、我がほうとしては丁寧に説明していきたいと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議　　長　　18 番・牧野晶君。

○牧野　晶君　私も執行部にちょっと質問と、あとはやはり提出者。

　　提出者に対しては、社会厚生委員会に2名の委員がいるわけですが、その中で議論をちゃんと深めればよかったのではないかという思いが私はやはりあるのです。そういうのをしなかったから、まだできないから今日提出しているというのか。ちょっと私は分からないという、その説明がひとつ。直近にやっているわけではないですか、それなのに何で

修正案を出して、議論が進められていないからというのが私はちょっと弱いなという思いがまず1点あります。

あとそれと、執行部のほうにお聞きしたいのは、提案者はこういうふうに言っているわけです。議論が少ないとか、いろいろな話をしているわけですが、そういう説明を聞いて、例えばどういう——それを聞いて実際いろいろな説明が少ないというのだったら、逆に言ったら、もっと熱く語りたいことがひょっとしたらあるかもしれないわけですね。こういうふうに実際提出されているにしても、また執行部からの討論ではないけれども、また何かひとつ言うことがあれば、言うべきではないのかと私は思いますし、言う必要がないというのであれば、それはそれでいいと思いますので、何か思いがあれば語ってほしいなという思いがあります。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 市民クラブの中で議論が、ということでありますけれども、大いに議論しております。これが議論がしてあるのに、もう少し議会内で議論を尽くすべきではないかという理由についてどうつながるかということでありますけれども、委員会の中あるいは本会議の中での議論と、それぞれの会派、クラブの中の議論とは私は違うものだと思っております。その中でも社会厚生委員会の中で報告があった、調査があったということの回数等々を見れば、私はまだまだ大いに議論すべきものがたくさんあるのだと。この基本設計をそのまま通してしまえば、ゴーサインでありますから、その後、我々が議論することについては、この再編についてということを示されたこの案のまま進んでいくわけでありますから、私はその前にこの再編についてということについては、やはり担当委員会であったり、本会議であったり、その中で大いに議論すべきものだと思っています。

以上です。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 この37億円というのが8月31日に出てきたということは事実ですが、ご理解いただきたいのは、南魚沼市の全体の医療の再編を行う際に様々な医師不足をはじめ様々な問題点が出てきたときに、令和2年3月にまちづくりの検討委員会を行って、そして市長さんの選挙があつて、医療対策推進本部ができて、そしてそれを踏まえて物すごい回数の議論が関係者の間で行われて、そして令和4年5月に医療のまちづくりに関する基本の方針が定められたと。

それに呼応するような形で後期基本計画の中のローリングの実施計画の中にも、健友館の集約化というのが事項として載ったという段階で、次に、今の話にあります骨太の全体計画の中に様々な根っこになる市民病院の再編を含めてやってきて、そしてこの集約化についても時期を示してきたという、まず長い間の全体の議論があつたという上で、確かに37億円というのは金額として大きいわけですが、それはさっきの国土交通省の補助金のヒアリングとの関係で、7月以降にその15億円の補助金という部分が上乗せになったということでございまして、基本的な根っこの部分については全体の医療の再編の大きな部分として、長

い間をかけて関係者の間で議会にご説明しながら来た点をご理解いただきたいと思います。

上乘せ部分につきまして、確かに私どもZEBの対応とかZEBプランナーの知識はありません。ありませんけれども、今言った条件の中で人生100年時代に対応したものを南魚沼市として、国のモデルとして造っていきたいということでございますので、これ以上、私どもの知識の中で雪冷熱のこれがあるとか、地中熱がこうだとか、細かな高度の設計までご説明することはできません。できませんけれども、外的要因がございまして、医師の働き方改革をはじめ、もう一刻の猶予もならないという条件もあるものですから、ここはぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 私は今の説明を聞いた中で、やはり医師の働き方改革というのがあるわけです。時間がないという話の中で進めていかなくてはいけないというのですから、やはり議論は私も大事だと思います。議論も大事だと思うけれども、同時にスピードも大事だと思うので、何とか全員賛成でこれがいけないのかという思いがあるのですが、1点また提出者に聞いてみたいのと。

これは私のちょっと、こういうときに言っているのか分からないですけども、市民病院を造るときは30億円とかが70億円になったわけですね。それがないようにだけはしっかりとしてほしいという思いがあります。これはこれで答弁は要らないので。ちょっと最初のほうだけ質問したいです。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 この医療問題、どう解決していくのか。速やかに解決しなければというそういう思いで、そこところは、市民クラブはどうなのかというところの質問かと思えますけれども、そこについては全く同意見です。しかしながら、スピードを上げるということは、いろいろなことをきちんと一つずつ議論をして解決して行って、そしてやっていかなければ、後になって、ああ、あのときこうしていればよかったということにならないようにしない、そういうために議会というものがあるものだ。

市民病院のときの本当に苦い経験がございます。やはり細かなところをきちんと議論をしていけば、今のような一般会計から大きな持ち出しをするということは、少なくとももう少し抑えられたのではないかという思いがございますけれども、スピード感というものについては思いは同じであります。しかしながら、細かいところをきちんと議論をして進めていくという、それは議会として取る本当に基本的な立場だと私は思っています。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、修正案に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、第76号議案 令和4年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）の

原案及び修正案に対する質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。討論は、原案に賛成者、原案及び修正案の両方に反対者、原案に賛成者、修正案に賛成者の順に行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

12 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 第 76 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 8 号）、原案について、南魚みらいクラブを代表いたしまして賛成の立場で討論いたします。

原油高、円安等で必要経費がかさむ状況の中、可燃ごみ処理施設の燃料費や電気代をはじめ、これからの降雪前の除雪車の整備費や、消雪パイプ関連の維持整備、電気代に係るこの予算は市民の暮らしに直結いたします。そして、福祉の関係では出産一時金の増、出生数が増加したということは大いに喜ぶべきであります。

今ほど修正動議が出されました。医療等対策費の部分、健診施設等建設事業費の基本設計業務委託料 4,000 万円が反対ということです。私はこの修正動議が出たときに、昨年の 6 月定例会、6 月 11 日にも修正動議が出されたことを思い出しています。このときはコロナ対策第 7 弾と、ゆきぐに大和病院と健診施設健友館を移転新築とする場合の基本計画案の調査費 600 万円でありました。賛成 11、反対 10 だったな、なんて思っております。このときの基本計画のための調査があったからこそ、議会としても議論のたたき台ができたのかなと思っています。

やはりこの健診施設の——先ほどの質疑でもいろいろ出てまいりました。ZEB 対応、やはり専門家の知識を借りなければならない。そして敷地の場所については様々な角度で専門家、そして六日町の旧六日町県立病院の跡地の問題等、いろいろ出てきたのだなと感じております。これは削除できない大事な予算だと考えております。

当然、議会としても健診施設の移転新築については大きな事業です。施設の規模や予算などの議論は大事であります。10 月 26 日の社会厚生委員会でも調査項目にあがって、議会内というか調査も行って、議論の場も与えられております。修正案を出された会派からも 2 名おられます。

南魚みらいクラブは、健診施設の移転計画の資料や健診施設等の建設プロジェクトチーム及び分科会等での会議録などの資料を基に課題について調査、議論をしてきました。まずは示されたスケジュールで進むために、この基本設計の調査をするべきということであります。健診施設の移転は医療のまちづくりの骨太の全体計画を構成する 3 本の柱の一つで、施設整備の第 1 弾として、健診施設の移転を実施するためのものであります。課題はたくさんあります。常勤医の確保、老朽化した健友館、大和病院、経営改善と市民サービスの両立、立ちほだかる医師の働き方改革と労働関係の法規などを全て解決しなければなりません。

医療再編の全体像を考えると、やはり順番でまず健診施設から前に進むべきです。今日の市長の所信の中にありました病院事業全体の中間決算としては、過去最高の収益を計上している、黒字基調で推移していると心強い所信がありました。少しずつ医療再編が進んでいる

のを感じ取ることができました。健友館のみでなく、大和病院も含めた事業費の再編の収支とか、全体のいろいろな収支の話もございました。現時点では順番で進めていかなければなかなか難しいと考えております。新しい健診施設を新しい時代に先駆け、全国から注目になるような取組を行う施設にすれば、必ず医師確保にもつながると確信しています。そうしなければならないと思います。

施設、規模、事業費について少し触れます。現在の健診施設と健友館の機能を人生 100 年時代に対応して予防医学プラス介護予防に注力し、保健・医療・福祉が連携する施設として乳幼児から高齢者まで基礎健診、がん検診、婦人科検診までを全てができる施設として整備、人間ドックの充実は必須だと思います。託児所、宅老所、障がい者等の活躍の場、いざとなったときの福祉避難所の考えは、ぜひ、計画に組み入れていただきたいと思っております。

事業費につきましては、当初の 10 億円から 37 億円と示されました。国庫補助金、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル——Z E B 対応、ソーラーパネル、ペレットボイラー、雪冷房の活用、国土交通省の都市構造集中支援事業の活用を考えるということです。S D G s への対応はこれからの時代、ぜひやるべきです。それらを活用することで実質的負担は 7 億 6,500 万円になり、現在の健友館の収支差引き 5,000 万円の利益で計算すれば、20 年で十分対応できます。市民の健康と命を守る観点で、まずは基本設計の予算が必要です。何とか令和 8 年 4 月に向けて、新たな健診施設の夢と姿を描きましょう。

以上で、令和 4 年南魚沼市一般会計補正予算（第 8 号）、原案について、予算を追加計上した 5 億 3,482 万 5,000 円は反対するところはないと判断いたして賛成討論といたします。

**○議 長** 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

2 番・川辺きのい君。

**○川辺きのい君** 日本共産党議員団を代表して、第 76 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 8 号）及び修正案に反対の立場で討論に参加いたします。

反対理由は 2 点です。1 点目は健診施設等建設事業費 4,000 万円が計上されていることです。これは修正案でも出ましたが、これにも反対ということで討論させていただきます。

健診施設等建設事業費については、9 月議会で説明不足だと一旦引込めたものです。その後、社会厚生委員会の調査で説明、質疑が行われましたが、その場でも市長は挨拶の中で、これから一番大事なときを迎えると思うが、大いに議論があってしかるべきと思っている。調査も今回だけでなく、またあれば、ぜひ開いていただきたいと述べていますが、その後の議論がどう進展し、住民が望む健診施設のありようと、市の方針がどのように折り合いがついているのか全く見えません。市長が常々おっしゃっておられるとおり、病院関係、地域医療問題は本当に大きな課題です。地域住民の暮らしと願いにもっと寄り添って進めるべきです。現在の状況はその点で極めて不十分と考えます。よって、今議会への健診施設等建設事業費の基本設計事業委託料の計上には反対です。

2 点目は、城内診療所特別会計繰出金 450 万円の計上です。市長の所信表明によれば、令和 5 年 4 月 1 日から市民病院の附属診療所とするための準備経費だとしています。社会厚生

委員会の調査では、ベッドを持つ市民病院の附属とすることで、いつでも入院できるという安心を持っていただくと説明しています。附属診療所にしないと、いつでも入院できないのでしょうか。附属診療所にすることと、いつでも入院できることは別問題です。重要なのは、委員会説明で診療所の診療日を週2回に減らすとしていることです。これは明らかに診療体制の後退です。これのどこが安心感を持っていただく、につながるのでしょうか。高齢者の割合が多い南魚沼市の住民にとっては身近に診療所があることが、在宅生活を可能とする重要な要素となっているのではないのでしょうか。

もう一つは送迎体制です。委員会での説明で現在16%の患者を送迎しており、この送迎によって患者が集まっている部分もある。つまり通院できている。当面の間、送迎は維持するが、としながら、あえて人工透析の方の送迎の改善を検討していきたいということを抱き合わせで述べておられます。これは人工透析の送迎を改善するために城内診療所の送迎体制を後退させることを示唆しているのではないのでしょうか。看過できません。

城内地域の方にお話を伺ったところ、附属診療所とする方針について住民の意向を聞く機会とか、説明会とかはない。城内診療所の今後についてはいつも心配している、とのことでした。城内診療所の今後について市が住民の暮らしや、願いに寄り添った対応をしているとは言えません。市民病院の附属診療所とするための準備経費として提案された城内診療所特別会計繰出金450万円は、診療所体制を縮小し地域医療体制を後退させるものだと考えることから、反対です。

以上の理由から、健診施設等建設事業費4,000万円と城内診療所特別会計繰出金450万円が計上されている第76号議案 令和4年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）には反対をいたします。

以上です。

○議長 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、第76号議案 令和4年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）について、未来創政会を代表しまして賛成討論に参加いたします。

少し皆さんと違った目線で議論に参加したいと思っていますのですけれども、一昨日、息子16歳の誕生日を迎え、16年前を思い起こしながらいろいろ考えていました。驚くことに16歳にして私の体格を越えまして、あっという間に16年過ぎたなというところを感じたのですけれども、16年前の私たちの市の人口は今よりももっと多く、これから15年先の私たちの市の人口は恐らく今よりももっと少なくなっていくということは、息子の姿を見て私は感じたところであります。

人口が少なくなってきた。そして人口が少なくなっていく私たちの市にとって、何が必要なのかを考えていくと、様々なシステムをコンパクトにしていき、施設をさらにコンパクトにしていかなざるを得ないというようなことが予想されます。それは学校にしても医療のことにしてもそうだというふうに考えています。

では、医療のことについて少し深く考えてみると、市民病院があります。基幹病院があります。その他、一般的な医院がある中で私たちの市の中には多くの医療施設がある。これは移住・定住という視点からいくと極めて優れた機能であり、これから移住・定住というところが人気だという話のニセコであったり、白馬だったりというところとヒアリングして比べてみると、医療施設がないことによって今後の社会の心配をしているという声を私は多く聞いています。その中で私たちは医療についてもしっかり設備を整えて、これからシステムも構築し、これから人口減少が予想できる社会に向けて、そして人口は減少していくのだけでも、年齢はどんどん高くなっていく。人生 100 年。私にしてみればかなりドキドキするような社会の構造になってしまいます。恐らく私と同年代の議員も同じようなことを考えていらっしゃるのではないかと思います。

その医療を支えていく中で、医療は機械が行ってくれるわけではありません。医療を行ってくれるのは人であります。医療に関わる人々の働き方の改革も含めて、今回は大和にある医療施設を中心市街地に移転してコンパクト化することにより、より働きやすい環境を整え、医療の質を変えていこう、高めていこうという意味も捉えていくことができます。

そういった意味では、多くの費用がかかるとはいえ、今後人生 100 年ということを踏まえて考えていくと、これはしっかり整えていかなければいけない施設ではないのかなと感じております。住民サービスの不均衡の是正ということであったり、これからの医師確保のことであったり、様々なことが複合的に考えられなければいけない社会を私たちは目指さなければいけないと感じています。

最後に、今回の議案に対して質問のときも答弁があった中で、補助金がかかり建設に対して大きな鍵を握っているという部分があると思います。現在の計画どおりに補助金が取れば、それはそれでよろしいと思うのですけれども、万が一、計画どおりでなかった場合に関しては、さらに議論を深める必要があると思いますので、今回の賛成討論に関しては、この計画に対して必要な設計をするということに対する予算が組み込まれていることに対して賛成するものであって、建設自体にもっとお金がかかるというようなお話が出てくるようであれば、それはもっと議論を深めていく必要があると私は感じています。

以上をもちまして、賛成討論といたします。

○議長 長 次に、原案及び修正案に反対者の発言を求めます。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、第 76 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 8 号）に対する修正案に賛成の立場で討論に参加いたします。

この修正案は提案説明にもあったとおり、健診施設建設の想定事業費 37 億円を前提にした基本設計委託料 4,000 万円の部分であります。基本設計は建設ビジョン、建設構想に沿って設計するものでありますので、前提となる健診施設の内容の把握と検討が必要であり、その

上で基本設計が進められるべきということと言うまでもないことであります。

今までの経緯のことでいろいろな話が出ていますので、経緯からお話をさせていただきたいと思いますので、ちょっと時間がかかるかもしれないのですが、聞いていただきたいと思います。6月に医療のまちづくりに関する骨太の全体計画が策定されました。先ほどから随時こう出ていますけれども。この中の健診施設は建設費約15億円、現健友館機能を市民病院に隣接した形で移転し、そうすることで市民の健診についてのサービスの均衡と、市民病院から健診の都度、健友館に派遣している医師の負担も軽減されるという内容でありました。

議会の関係ではこのことにつきまして、6月9日と7月28日の社会厚生委員会の中で、その他の中でこの形の健診施設の計画の考えが説明といいますか、報告といいますかがされています。また、市民向けには、8月1日にはウェブフォーラムでもこの内容で説明されています。したがって、8月1日時点には、議会の報告も市民への意見聴取という観点からも15億円の計画でありました。ところが、二十日後の8月22日のウェブフォーラムでは、15億円が一気に36億円に変更の話が出ました。その内容は先ほど来出ていましたように、健診業務の充実ということと併せて、福祉避難所や障がい者等の活躍の場スペースなどなど、骨太の全体計画の健診施設の計画からは大分用途を広げた内容になりまして、そして20億円以上が上積みになったわけであります。

議会には8月31日の社会厚生委員会の決算認定の委員会のときに、その他の中でこの計画の変更の報告がされました。それを受けまして9月議会には先ほども話がありましたように、この内容で基本設計費用4,000万円を出す予定で議会運営委員会にも諮られましたけれども、議会への説明も不足しているということで、市長自らの判断で取り下げられた経緯があります。ここまでご承知のとおりだと思います。

それで、10月26日には社会厚生委員会で調査を行いました。先ほどそういう中で会派のほうでいろいろ議論不足のところは話を出さなかったのかということでありましたけれども、その中では健診施設の位置、そしてまた問題になっています全市民が受診できる体制——足ですよ。そういうのはまだ決まっておらなかったし、将来の財政運営のことも、そしてまた健診施設としてこのようにいろいろな用途を加える、設備機能を加える必要性にしても、今までと同様な話でありまして、委員会の中では理解が深まる話にはならず、その後は特に議会全体への話や説明はないわけであります。

そこで、今までの質疑等聞いておりますと、やはり一番の懸念は財政的な問題です。これは議員共通の心配事だと思います。そして補助金です。先ほどから話が出ています。都市構造集中再編支援事業を活用する予定であります。この補助金は先ほどから説明してもらっていますけれども、立地適正化計画に基づいた都市機能誘導区域内またはそれに基づいた居住誘導区域内ということが前提条件でありまして、立地適正化計画は六日町地区は令和5年策定を目指して今進めている段階であります。策定を見込んで交渉して感触もつかんでいるのか分かりませんが、あくまでも立地適正化計画策定が前提でありますので、まずこの

計画の策定が必要です。だから国土交通省のほうもこの計画がない限り、はっきりしたことは話は出てこないのだと思います。だから私は、立地適正化計画の策定がまずはじめだと考えております。

それで、この条件付の制度で、今度は補助金の内容ですけれども、10億円を見込んで、それで13億円を起債、残りの5億円は一般財源という試算であります。そして起債の半分は後年度国から交付金として補填があるから大丈夫だという見通しであります。ただ、起債が——これは私の勘違いかもしれませんが、あれですけれども、起債がほかの病院関係と同じで、5年据置きで30年償還の起債だとしますと、ちょっと細かい話ですけれども、6年目から30年間、元金だけでみれば1年約4,300万円償還しまして、そしてその半額の約2,200万円弱が国から交付税措置されるわけです。

この30年、35年の間、推定では人口も相当減ります。したがって、交付税も減っていきまして、先ほどから出ていますように生産年齢人口の減で、就業者人口減、そしてまたそれに伴って税収の伸びも期待できない中で、30年間4,300万円の負担は大変私はきついのだと思います。そしてそれが年2,200万円ずつ返ってくると言われても、交付税全体が減っている中で、その金額が補填だよと言われても、実感としてそんな感覚はないのだろうと私は思っています。

ただ、これだけではなくて、先ほど来話がありますように、これから給食センター、ごみ処理場も目前に迫りました。これも話が出ました、公共施設の総合管理計画の長寿命化事業も、個別に計画していますので計画的に始まります。学校の建て替えもあります。そしてインフラの更新もあります。今あるインフラの内容を全部更新とした場合に、今後30年間に993億円の更新事業費が必要だという試算が、市の公共施設等総合管理計画の17ページにちゃんと出ているわけです。

この庁舎だって、今1階ロビーは雨が激しいときは雨漏りがしまして、バケツを置いて対応していますけれども、いつか建て替えをしなければならないという話も出るでしょう。その合併特例債もうないわけですし、そして起債に対する交付税措置も、庁舎建設にはこの措置はないわけです。だからといって、何でもできないのかということではなくて、やらなければならないことは、何とか財源を確保してやらなければならないわけですので、それが政治であります。そのために今ずっと話をしています起債制度や交付税措置もあるわけです。ただ、むしろこの制度は、ちょうどいい補助金があって、そして起債を考えて、そして交付税措置をすれば、当面は市の単独の持ち出しなんて本当に少なくて——変な話ちょっと語弊があるかもしれませんが、何でもできてしまうのです。

だからこそ、私はこういうのは——それが1つだったらいいのだけれども、先ほど言いましたようにいろいろなことが積み重なれば、大変な将来負担になるわけでありますから、将来的な財政運営の見通しと、個々の事業の内容の見極めを冷静にしなければならないのが、私は議会の役目だと思っています。

そういう状況の中で、福祉避難所や障がい者等の活躍の場など必要な施設であれば、この

健診施設に含めるよりも、別個対応の選択のほうが財政的にも事業効果的にもいいのではないかという考えだってできるわけです。議会にも市民代表を含むフォーラムにも示しました骨太の全体計画の位置づけ——それは15億円ですね。その位置づけはどうなっているのだということも含めまして、健診施設本体よりも多い20億円を増額して、これらを健診施設に含めるということの必要性和効果の具体的な説明や議論は、私はもっと必要だと思います。

質問の中で多分、どなたかの質問の中に、この施設によって保健を充実させて、病気にならないようにして、そして医療費を抑える。まさに私もそのとおりだと思っていまして、私がずっと言っていることですし、これは大和病院でかつて実践したことです。そして医療費も大分、県下でも下がりました。だけれども、ちょっと時代が違うのです。昔は一病院完結型ということで、大和病院だけでそれができましたけれども、今それが通らなくなった。地域完結型医療の中でやらなければならない。

だから、1つの施設の中にそれを施設的に組み合わせても、それだけではなかなか保健・医療・福祉の連携というのはできない。今必要なのは、形ではなくてシステムですよ。だから、そういうシステムのほうに重きを置きながらそれは考えなければならない。私も全部要らないと言っているのではないですよ。だから、今最低限必要なところを考えていこうではないかというようなことを言っているわけであります。

以上のことから、今ほど言いましたように健診施設丸々反対ということではなく、37億円の健診施設を前提とした基本設計費用を改めて12月議会に出されても、議会の役割として、よし分かった、とはなかなか言えない。最終的にそうなるにしても、判断に至るまでには内容理解と議論がまだまだ必要と考えまして、今回の補正から基本設計費用4,000万円を減額した修正案に賛成いたします。

皆さん、重要問題ですので、会派の中で十分話し合いもしてきたと思うのですが、やはり議会の、そしてまた議員の役割として、財政事情は市民にはなかなか見えづらいことでもありますので、そういう将来的な負担のことも考えまして、一人でも多くの方に修正案に賛同してもらいますようお願いいたしまして、討論にさせていただきます。

**○議長** 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番・牧野晶君。

**○牧野 晶君** 第76号議案 令和4年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）について、私は賛成の立場で討論したいと思います。

市ではやはり必要なことをやっていくことが大事だと思います。私は例えば先ほどから言われている焼却場だとか、そして給食センターは当然、大事なことだと思います。そして今言われているのは、市がなぜこれを提案してくるかというのは、やはり医者はどうやって確保するか。やはり病院は、南魚沼市にありますけれども、その病院がどういうふうになっていくか分からないということで、私は市民病院、そして南魚沼に医師からも魅力のある病院、健診施設を造って医者と呼び込んでおく。一丁目一番と市長は言っています。そして経験——こういうふうにまちづくりに関わってきた、医療改革等に関わってきた外山さんのほうも

一生懸命やっていくと、命を賭してやっていくというふうに私は聞きました。

こういうふうな状況でありますので、私はぜひ賛成していきたいと思います。全員賛成で、一步また新たな南魚沼市に進んでいけるようお願いしたいと思います。本当にただ一言言わせていただきますのは、やはり市民病院を造ったときみたいに金額がバコーンと上がるのだけは勘弁してほしい。これがないように無駄なことは省いて、これからもしろいろな今反対している方たちもいるのですから、精査して本当にお金のかからなくて、そして魅力ある病院施設、健診施設となるようにご祈念申しまして、この補正予算に賛成したいと思います。

以上になります。

○議 長 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

まず、修正案について採決いたします。第 76 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 8 号）に対する、寺口友彦君ほか 3 名から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、修正案は否決されました。

○議 長 次に、原案について採決いたします。第 76 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 8 号）、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 76 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 3 時 40 分といたします。

〔午後 3 時 24 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 3 時 40 分〕

○議 長 日程第 9、第 77 号議案 令和 4 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 77 号議案 令和 4 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金の額の確定及び令和 3 年度

財政調整交付金の返還額の確定などによるものであります。

主な内容としましては、歳入では、一般会計繰入金に 1,792 万円を増額し、歳出では、過年度国県補助金等返還金に 1,504 万円を増額するものであります。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 1,792 万 6,000 円を追加し、総額は 54 億 6,211 万 1,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議を賜りまして、決定いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、事項別明細書でご説明をいたします。8 ページ、9 ページをお願いします。

歳入です。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金に 1,792 万 6,000 円の増です。1 節の保険基盤安定繰入金は、令和 4 年度保険基盤安定負担金の確定によるもので、保険税軽減分に 1,222 万 2,000 円の増、保険者支援分に 420 万 8,000 円の増。

2 節その他一般会計繰入金の未就学児均等割保険料繰入金につきましては、これは今年度からの制度であります。昨年 10 月の試算時の対象者見込数と実際の確定対象者数に変化があり、試算のときと比較しまして 25 人、約 10%減少していること。また、6 月議会に国保税の条例改正の 4 月専決のご報告を差し上げましたが、予算の編成のときには詳細が明らかとなっておらなかった減免額の計算方法が明らかとなり、2 割、5 割、7 割の減額対象世帯の場合、減額後の均等割額をさらに 2 分の 1 にするという制度となったことから、その計算方法により減額分が確定したこと。この 2 点によりまして、合わせて 228 万円の減となりました。

人件費繰入金は、人事異動等により増。出産育児一時金繰入金は、支給件数が予算編成時より増となる見込みから、3 分の 2 に当たる 224 万円の増となります。財政安定化支援事業繰入金は、普通交付税算入額の確定により増となります。

続いて 10、11 ページ、歳出をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費は 97 万 4,000 円の増で、人事異動等に伴う職員給与費の増によるものです。

続く、2 款 4 項 1 目出産育児一時金は 336 万円の増で、当初予算時には直近の実績等から年間 25 件と見込んでおりましたが、年度末まで合計 33 件となる見込みであることから、8 件分の増額をするものです。

3 款 1 項医療給付費分の 1 目一般被保険者医療給付費分は、繰入金の補正による財源の変更で、その下の 2 目退職被保険者医療給付費分は、退職被保険者の過年度医療費追加分の額確定により、21 万 4,000 円の増であります。

7 款 1 項 3 目償還金、過年度国県補助金等返還金は、前年度分の実績精算によりまして、普通交付金分、特定健診等交付金分、特別調整交付金分、合わせて 1,504 万 8,000 円を増額するものであります。

12、13 ページです。予備費につきましては、以上の歳入歳出差額の調整を予備費で行うもので、167 万円を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 77 号議案 令和 4 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 77 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 78 号議案 令和 4 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 78 号議案 令和 4 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金の額の確定などによるものであります。

主な内容としましては、歳入の保険基盤安定繰入金に 48 万円を増額、同額を歳出の広域連合納付金に計上するものであります。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 71 万 3,000 円を追加、総額を 6 億 2,170 万 9,000 円としたいものです。

詳細につきましては、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、決定をいただくようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、これも事項別明細書でご説明いたします。

8 ページ、9 ページの歳入をお願いいたします。3 款 1 項 1 目保険基盤安定繰入金の保険料軽減分は、今年度の保険基盤安定負担金の確定に基づき増額となるものです。

5 款 3 項 1 目雑入の、新潟県後期高齢者医療広域連合派遣職員人件費等負担分は、23 万円

の増額で、広域連合に派遣している職員に対しては、市から当該職員には直接給与費の支払いを行っておりますが、広域連合での事務を行っているものでありまして、給与費分は広域連合から市に負担金として支払われるという形になります。

10 ページ、11 ページ、歳出をご覧ください。今の説明の分になりますが、1 款 1 項 1 目一般管理費の職員給与費 23 万円の増額で、広域連合派遣職員の給与改定等に伴う増額になります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の保険基盤安定繰入金の確定により、同額を広域連合に納付するもので、48 万 3,000 円の増額になります。

以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 78 号議案 令和 4 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 78 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 79 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 79 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、一般会計繰入金に 450 万円を増額し、歳出では、任用職員報酬の減額、原油価格の高騰に伴う電気料金の不足分の増額、備品購入費などの運営経費の精査、及び令和 5 年度からの市民病院附属診療所化に伴う準備経費などとして 450 万円を増額するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算をそれぞれ 450 万円増額し、総額を 1 億 985 万 2,000 円としたいものであります。

なお、附属診療所化に関連する条例の一部改正について、今定例会に提案しております。詳細につきましては、福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議いただき、決定い

ただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、令和４年度城内診療所特別会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。事項別明細で説明をさせていただきます。

はじめに歳入です。議案書８ページ、９ページをご覧ください。４款１項１目一般会計繰入金は、需用費の増や、病院事業附属診療所化となることの準備に伴い、歳出が増となることから、一般会計繰入金を４５０万円増額したいものです。

次に、歳出になります。１０ページ、１１ページをお願いいたします。最初の表、１款総務費、１項１目一般管理費、説明欄１つ目の丸、職員給与費は、人事院勧告の実施による常勤職員期末手当等の増及び共済費の増で、４７万円の増額となります。

次の丸、一般管理費、１行目、任用職員報酬は、医師をはじめとする任用職員の報酬について、上半期の実績による見込みで、２３８万円の減ということになりました。次の行、印刷製本費は、今年度、伝票等の印刷を発注しないとしたことによる皆減となります。次の行、光熱水費（電気）が、価格の高騰から２００万円の増。４行目、電話料、及び５行目、手数料は、附属診療所化のために市民病院等とのシステム回線を接続するため、回線使用料と変更手数料等を計上し、合わせて１０万円の増額となります。次の行、一般備品購入費（１件５０万円未満）は、附属診療所化のために病院のシステムと連携するためのパソコン等電子機器の整備で、１４０万円の増額です。最後の行、消費税及び地方消費税は、前年度課税売上高の増により、消費税の中間申告が必要となったことから不足額分の増となります。

以上により、１款総務費は２２０万円の増額となります。

次の表、２款医業費、１項１目医療用機械器具費。最初の行になります、医療機器等管理委託料は、検査委託数の減などから、３５万円の減。次の行、医療機器購入費（１件５０万円未満）は、附属診療所化に係るリハビリ室準備のため、リハビリ機器購入費として３００万円の増額となります。

次の段、３目その他医業費は、データ入力業務委託料について健診結果等の入力業務を職員が直営で行ったことから、皆減となります。

以上によりまして、２款医業費は２３０万円の増額となり、１款総務費と合わせ歳出全体では４５０万円の増額となります。

補正予算の詳細説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

１３番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 １点だけ確認です。この後、この関係の条例改正が多分出てくるのだと思うのですが、条例改正をする前にそれに向けた補正予算というのは、私の感覚からするとちょっと順序がどうかと思うのです。これは別に問題ないのかというところだけ確認させてもらいたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 同一会期内であれば、それは、順番は問題ございません。  
以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第 79 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 2 号）に、反対の立場で討論に参加します。

反対理由は、一般会計補正予算に城内診療所特別会計繰出金 450 万円を計上したことに反対した理由と同じです。診療所体制を縮小し、地域医療体制を後退させるものだと考えることから反対です。

加えて、住民への十分な説明も不安に応える対策も示さないまま、城内診療所を市民病院の附属診療所とするための準備経費を計上することには反対です。城内診療所の今後について、市は地域医療を守る立場で説明し、住民の声を聞き、不安に応えるべきであることを重ねて強調し、第 79 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 2 号）に対する反対討論といたします。

以上です。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 79 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 2 号）に、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。

先ほど反対者のほうは、診療所機能の縮小、地域医療体制の後退であると。加えて、住民への説明が不足しているということで反対だということでございました。城内診療所の診療体制については、医師が日替わりで代わるということについて、地元への定着ということが長年の懸念であったわけであります。

その中で、この 10 月末での城内診療所の患者数は、データが出ております。令和 4 年度 2,715 人、昨年度に比べて 263 人の減であります。大きな理由は、恐らく反対者と同じ思いだと思っております。城内診療所のほうが市民病院の附属の診療所となるということになれば、期待できるものは医師の固定であります。常に同じ先生がいらっしゃるということだろうと思っております。

それから、スタート時点では診療日は 2 日となっております。しかしながら、城内地区、五十沢地区、あるいは大和の一部等々からの患者数が増えてくるということになれば、それに合わせて体制を 1 日でも 2 日でも診療日を延ばすということが、市民病院の附属の診療所

であれば、私は可能ではないかと思っております。むしろ、あの診療所を城内地区の皆様に、全くゼロにするということではなくて、これを維持しながら、あるいは拡大もできるという方向についてのスタートかなと私は考えております。

以上、賛成討論とするものであります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 79 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 79 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 80 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 80 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員給与費等の過不足調整による所要額、及び電気料高騰に伴う動力費の不足分を調整し、追加計上するものであります。

収益的収支の支出につきましては、職員給与費等の減、動力費の増及びその他経費を調整して、不足となる所要額 1,160 万 2,000 円を営業費用に追加計上しております。

資本的収支の支出につきましては、職員給与費に 70 万 4,000 円を追加して、建設改良費に計上しました。これにより、資本的収支において、収入が支出に対して不足する額 10 億 8,647 万 5,000 円を、10 億 8,717 万 9,000 円に改めるものであります。

説明は以上でありますので、よろしくご審議をいただきまして、決定をいただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今議会に出された市長の所信表明、その資料によりますと、水道のほうの有収率が若干低下してきたと。水漏れとか大幅な工事があったかと思ったのですが、今回、資本的支出のほうでもなしでありましたので、有収率低下ということですがけれども、その原因のほうはどんなものなのか、1 点伺いたい。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 有収率に関しましては、非常に大事な指標と思っているところであります。確かに減少傾向ではありますけれども、詳細な分析までは、まだ中間でありますのでなされていないところであります。今時点での判断ですと、有収水量——使用量のほうですけれども、料金収入に絡む部分でありますので、新型コロナの関係、不景気の関係の辺りが影響しているかという、今時点での判断はそこにとどまっております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 80 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 80 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 81 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 81 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支において、市民病院正面玄関の庇の再建等に係る建物総合損害共済災害共済金額の確定による収入の増。また、資本的収支において、大和病院における新潟県医療施設等設備整備補助金の内示によりまして、超音波診断装置の更新、そして市民病院における若手医師育成に資する診療報酬分析等システムの導入につきまして、その費用と財源を計上するというものであります。

収益的収支の収入につきましては、市民病院事業において、共済金額の確定により、その他特別利益を 785 万円増額して、市民病院事業収益を 41 億 8,381 万円とし、収入総額を 56 億 3,456 万円といたしました。

資本的収支の収入については、大和病院事業において、企業債に 180 万円及び県補助金に 1,075 万円を、市民病院事業において、他会計繰入金に 242 万円を増額いたしました。支出では、建設改良費において、医療器械等購入費として、大和病院事業に 1,265 万円、市民病院事業に 484 万円を増額いたしました。

これらによって、資本的収入につきましては、大和病院事業では 9,308 万円、市民病院事

業では2億6,466万円とし、収入総額を3億5,775万円といたしました。

資本的支出につきましては、大和病院事業では1億3,822万円、市民病院事業では4億3,409万円とし、支出総額を5億7,231万円といたしました。また、企業債の限度額を180万円増額し、1億2,180万円としたいものであります。

これら詳細につきましては、病院事業経営管理部長に説明させますので、よろしくご審議いただきまして、決定いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 経営管理部長。

○経営管理部長 詳細について説明を申し上げます。

それでは、1ページをご覧ください。第1条は総則でございます。第2条の収益的収入の補正、及び第3条の資本的収入及び支出につきましては、実施計画明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをご覧ください。収益的収入でございます。収入につきましては、2款市民病院事業収益で、4項特別利益、2目1節その他特別利益におきまして、正面玄関ポーチ庇の再建等に伴う建物総合損害共済災害共済金の額が確定したことから、当初予算に計上していた5,000万円との差額785万4,000円を増額いたしました。これにより、2款市民病院事業収益を総額41億8,381万9,000円といたしました。

次に10ページ、11ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入では、1款大和病院事業資本的収入におきまして、へき地医療拠点病院の医療機器整備等に係るもので、1項1目1節企業債に180万円を、3項県補助金、1目県補助金に1,075万2,000円を増額するものです。以上により、1款大和病院事業資本的収入を1,255万2,000円増額し、総額9,308万4,000円といたしました。

2款市民病院事業資本的収入におきましては、若手医師育成環境整備に係るものとして、2項1目1節他会計繰入金に242万円を増額するものです。これにより、2款市民病院事業資本的収入を総額2億6,466万7,000円といたしました。

次に、下の表に移りまして、支出でございます。支出につきましては、1款大和病院事業資本的支出では、1項建設改良費、1目1節医療器械等購入費に、心臓疾患や消化器疾患の診断に必要な超音波診断装置の購入費として、1,265万円を計上するものであります。これにより、大和病院事業資本的支出を、総額1億3,822万円といたしました。

2款市民病院事業資本的支出では、1項建設改良費、1目1節医療器械等購入費に、研修医等若手医師育成の環境整備に係る診療報酬分析システムの購入費として484万円を計上するものであります。これにより、市民病院事業資本的支出を、総額4億3,409万4,000円としたいものであります。

ページを戻っていただき、6ページ、7ページをご覧ください。病院事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。現金の収入・支出等、資金の変動を表したもので、資金期末残高といたしまして3億9,365万円としております。

2 ページに戻っていただきまして、第 4 条の企業債の補正につきましては、企業債の限度額を 180 万円増額し、1 億 2,180 万円としたいものであります。起債の方法等は変更ございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 9 ページの底、共済金 785 万円に関してでありますけれども、これで撤去費、それから仮設ビデをつくった仮設費、それから再建費、総額が判明したわけでありますけれども、一体幾らであったかということをお聞きします。

もう一点は、新しい底の屋根雪処理についてはどういう形なのかお伺いします。

○議 長 経営管理部長。

○経営管理部長 撤去費ですけれども、これに要した費用 605 万円となっております。それから仮設に要した費用ですが、115 万 5,000 円となっております。

屋根の雪処理でありますけれども、消雪パイプで消すという方法になっております。

以上です。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 経営管理部長。

○経営管理部長 再建に要した費用ですけれども、雁木の改修、それから設計業務等を含めまして 6,821 万 9,600 円です。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 消雪パイプで屋根雪処理をするということで、今度はほぼ真っ平で 4 本柱であったので、強度的にはいいかと思っていますけれども、前回のときには監視体制が不十分であったということでありましたけれども、今後その監視体制というのはどうなるのか。相変わらず目視でやって、基準を何メートルということで作るのか、そこら辺の監視体制についてお伺いします。

○議 長 経営管理部長。

○経営管理部長 耐雪深につきましては、以前、従来のものは 1.5 メートルだったものを、新しくなったものは 2 メートルとなっております。堆雪につきましては、病院の保守を担当する者、こちら 365 日病院に交代で勤務しておりますので、そちらのほうで監視をするということとなっております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 81 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 82 号議案 令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 82 号議案 令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、農業集落排水処理場の遊休施設化に伴う会計処理に関連し、企業債の計上方法の見直しや企業債発行額の精査を行い、資本的収支から収益的収支への組替えを行うものであります。

収益的収支の収入につきましては、なお書きを加え、資本費平準化債の精査増分 7,790 万円、施設等整理債の見直し分 3,850 万円を追加するものであります。

資本的収支の収入につきましては、企業債 2,545 万円を減額し、収入が支出に対して不足する額 9 億 5,468 万 3,000 円を、9 億 8,013 万 3,000 円に改めるものであります。

また、第 4 条の企業債の限度額についてであります。下水道事業債、資本費平準化債ともに、発行額の精査により増額するものであります。

説明は以上となります。よろしくご審議いただきまして、ご決定を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 82 号議案 令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 本日の会議時間は、日程第 24、第 92 号議案までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 日程第 15、第 83 号議案 南魚沼市ふるさと応援活用基金条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 83 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

平成 29 年度から令和 3 年度までのふるさと納税寄附金に関しましては、南魚沼市ふるさと応援基金条例により基金として積立てをしております。

この基金は第 3 次財政計画に掲げた方針によりまして、令和 4 年度から令和 12 年度の 9 年間の総合計画、及び公共施設等総合管理計画で予定されている事業に計画的に充当することで管理してまいります。

一方、令和 4 年度以降のふるさと納税寄附金に関しましては、当該応援基金とは別に積立て管理し、市の施策として政策的に推進する事業や、短期間で終了する新規事業等に活用する方針でございます。この内容は、本年 4 月 19 日の総務文教委員会において、ご説明した内容でございます。

このような理由から、応援基金とは別に、新たな基金を設け積立て管理する必要があることから、当該基金条例を制定したいものであります。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたします。

第 1 条は、設置についてでございます。第 2 条では、積み立てる額は、予算で定めるとし、第 3 条では、最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ有価証券に換えることとしております。第 4 条では、運用から生ずる収益は、予算に計上して整理、第 5 条では、必要な場合は、歳計現金に繰り替えて運用することができると定めております。第 6 条では、目的達成の用途に限りまして、これを処分することができるとしてしております。

めくっていただきまして、第 7 条ですが、委任規定となっております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行したいものでございます。

なお、ふるさと納税を活用しました事業につきましては、12 月 22 日開催の総合計画審議会においてご意見をいただき、実施事業を決定する予定であります。

議会の皆様方には、総合計画審議会の傍聴案内とともに、ふるさと応援活用基金事業（案）をお知らせする予定でございます。

以上で、第 83 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 委員会では、がさっとした説明でありましたけれども、問題はその基金の積立てでありますよね。今までは果実分だけを積み立てるという積立て方法だったわけですが、新しい基金条例の基金積立てについては、入ってきたものの全てを一旦ここに入れて、この中からいろいろな費用も含めて支出していくと。そういうやり方で基金を積み立てていくのかどうかと、ここをお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今現在の基金と同様でございます。果実分をということで、その中から事業展開をしていくと。

以上でございます。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そういうやり方のほうが財政課としては分かりがいいという、そういう判断でやられたのかと思いますけれども、本来でいけばやはり寄附金でありますから、全額を一旦入れて、そこから支出していくということで、この基金条例の中のお金の出し入れを見れば、幾ら入って、幾ら出ていったというのが非常に分かりやすいわけだけれども、そこら辺は財政課としては、どういう判断で今までと同じにするということになったのか。そこだけ説明願いたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 基金の考え方です。目的基金ということで基金を設定しますので、そこに入れますと、通常の委託経費といったところの部分の管理は、その目的とまた違ってきます。ですので、今までと同様な形で、あくまでも果実分を確実に分かるようにするというので、その他の寄附金の額、あと経費については通常の予算のほうで計上して管理していくと、そういう考えであります。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点お願いしますけれども、第 6 条です。これは私の読解力の問題ですが、基金は第 1 条の目的達成の用途に限りということなんです。この第 1 条の目的というのは、南魚沼市の魅力あるまちづくりを推進するため、これが目的なのかなと思うのです。そうなりますと非常に——言葉は適切ではないかもしれないけれども、ぼやんとしたところなので、そこら辺の範囲といいますか、もう少しきちんとした何か、枠組みみたいなものが何かあるのか、そこだけ確認したい。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 こちらの活用法ですが、一応寄附コースが 8 つに分かれておりまして、おおむねそれに基づいて、まちづくりに役立てるという意味合いですので、ある程度寄附者の意向も入れた中で、そういう分類から充てていこうという趣旨でございます。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 条文ですから、この条文からそこまで推測、解釈——担当者だからできるのでしょうけれども、これでいいのですかね……いいのでしょうか。そこら辺、もう少し丁寧な条例でないと分かりづらいと思うのですけれども。考え方だけ、もう一回お願いします。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 条例に関しましては、ざっくりしたもので書いてあるのですけれども、実際は寄附者の意向を反映しないとまずいということもあります。実質問題は、この 8 つのコースのどこに当たるかということは、実務のほうで判断したいと考えておりますので、条例にはここにはあえて入れなかったということであります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 83 号議案 南魚沼市ふるさと応援活用基金条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 83 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 84 号議案 南魚沼市空家等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 84 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

平成 27 年 5 月に空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家法が施行され、当市においても空き家対策を進めてきたところでございます。しかしながら空家法では対応に限界があり、具体的には、法に特定空家に対する措置については規定がありますが、当市のように冬期、冬になりますと積雪により危険空家となるケースの単なる空き家は規定がございません。今後も増加が予想される空き家等に対して、市独自の取組ができるよう必要な事項を定め、新たに条例を制定したいものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

1 ページ、第 1 条は、本条例の制定目的。

第2条は、用語の定義を記載。

2 ページで、第3条は、当事者間における解決の原則で、空家等に係る紛争につきましては、当事者間で解決することを確認する規定となっております。

第4条は、所有者等の責務で、空家等の所有者がその所有する空家等を適切に管理しなければならない旨を規定してございます。

第5条は、市の責務で、市が良好な生活環境の保全のために空家等が適切に管理されるよう必要な施策を実施するよう努めることを規定してございます。

第6条は、情報提供で、市民等が管理不全な空家等と思われる建物を見つけた場合は、市へ情報提供をするよう努めることを規定してございます。

第7条は、立入調査で、必要に応じて空家等への立入調査をすることができる旨を規定してございます。

第8条は、特定空家等の認定等で、空家等が別に定める特定空家等認定基準に該当する場合は、特定空家等に認定することができる旨を規定しており、当該認定に当たっては所有者等にその旨を通知することとしてございます。

第9条は、特定空家等に該当しない空家等への助言又は指導で、特定空家等に認定されていないものの適切な管理がなされていない所有者等に対して、助言、指導をすることができる旨を規定しています。

3 ページ、第10条は、緊急安全措置で、管理不全な空家等によって市民等に危害を及ぼす恐れが高い空家等につきましては、市が所有者等に代わって必要最小限度の措置をとることができることを規定しています。

第11条は、委任で、この条例の施行に必要な事項は規則で定めることを規定しています。

本条例の附則です。第1項は、施行期日を公布の日からとしたいもの。第2項は、既に特定空家等に認定されている空家等は、本条例の規定によって特定空家等に認定されたものとみなしたいものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第2条、定義のところで少しお伺いします。1番で空家等、2番で特定空家等と、こういう規定を設けてはいますけれども、ただ単に住んでいないだけの空き家ではなくて、というところがみそかと思っていますが。今現在、市のほうでつかんでいる空き家等が何棟ぐらいで、特定空家等が何棟ぐらいというのが分かれば教えていただきたい。

今回こういうような条例を制定することによって、所有者に対する片づけてもらいたいというお願いですね。それにまだ法的な拘束力は何もないのだけれども、こういうことを市民に周知していったら、やはり危険なものについては早期に撤去していただきたいということのための条例かなと思っていますが、ではその市の担当課としては、それに向けて市民への

周知、早く解体していただきたいということに対する動きということになると、どのようなことをやっていこうとするのか、今と変わらないのかどうか。この2点をお伺いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 空き家等の総数でございます。これは毎年秋口に総務課の防災担当プラス数人で市内を回りまして、いろいろな区長さんからの情報などを基にそれらの確認をするところでございますが、今年の12月1日現在でございます。総数ですが154軒、ちなみに前年度が160軒でして、6軒除却によりまして減っております。このうち特定空家だと、これが14軒。いわゆる空き家等が140軒でございます。さらに条例の制定の説明の中で申し上げましたが、空き家等の中で雪による助言、指導の可能性がありというものは44軒。これが冬期間において非常に危険を及ぼすというような認定をしているところでございます。それ以外が96軒という内容になってございます。

方針については、総務課長のほうから。

○議 長 総務課長。

○総務課長 2点目につきましては、やはり趣旨としましては、先ほど寺口議員も言われたとおり、特定空家に至らない空き家。通常夏場や何かには大きな問題は起こらないのですが、積雪によってそれがまた道路、歩道等に落ちてくる危険が生じたりというので、冬になると危険になってくるようなものが非常に多くあります。今ほど部長が言いました44軒というのがそういったような類いになりまして、市としましては、この条例に基づいて、市の今後の施策として、やはり解体というのも対策の一つ大きな柱になってくると思います。

その解体に向けた補助制度ですとか、そういったようなものについても研究していく必要があると思っております。今後、その辺もまた先進事例のところを勉強しながら、何がやはり一番いいのかというところをまた研究していきたいと考えております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2点ほどお願いしたいのですが、第9条の助言または指導、これは恐らく行政指導の範囲を出ないのだと思うのですが、どの程度の内容で、どの程度の効力というか、そういう辺りを想定しているのか。今のお考えで結構ですので、少し教えていただきたいと思います。

それから第10条ですけれども、第10条第4項ですか、費用を所有者から徴収できる。これは法に基づいた特定空家なんかもそうなのでしょうけれども、市の条例で、市が認めてやった場合、どの程度の、どういうやり方で、徴収する場合というのは——例えば税みたいな形で、この条例に定めることで同じような効果というか、やり方ができるのかどうか。その辺を具体的にどんな執行を想定しているのか、少しお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず助言、指導につきましては、先ほど申し上げましたとおり、法に基づく特定空家であれば助言、指導というのができるのですが、特定空家になっていない空き家に

については根拠がないということで、今回この条例を根拠に助言、指導していくという形になります。

助言、指導については、通常はうちのほうで、特に冬場ですが、その危険の状況を確認して、除雪の依頼ですとか、必要な対策——例えば台風が来そうなときに、廃材なんかが飛びそうだった場合については、そういったような指導とかという形になります。

費用の徴収という2点目の部分については、通常であれば、助言、指導の中で当然相手方にやってもらうというスタンスで助言、指導をしていきます。最終的には私どもが助言、指導それから次に勧告というような形で進んでいくわけですが、そこにも結局応じていただけないというときに、最終的には代執行というような手段になっていくかと思っております。

通常、空き家に関しては、その費用の回収については、空き家ももう私どもがどうしても対応しなければ——例えば解体しなければいけないとか、そういったようなステップになれば、もう特定空家にその空き家移っていて、法に基づく対応という形になっていくと思いますので、通常この費用の回収については、もう特定空家のほうにいつてからの動きになるだろうと思っております。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 補足させていただきます。1番目のご質問の関係ですけれども、南魚沼市空家等対策計画というのが既にございます。令和3年4月に改訂しているところですが、その中に今のご質問の助言、指導あるいはその先に進む勧告、命令などが詳細に登載されております。それに基づいて助言、指導も行うということになります。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。そうすると、第10条で言っている費用徴収というのは、いざというときに対応できるようにあげてあるけれども、当面としては法に基づく特定空家に対する徴収が主になって、あげてあるけれども、今これに相当するような事例は、今の法体系からいえないだろうという理解でよろしいのでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 84 号議案 南魚沼市空家等の適切な管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 84 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 85 号議案 南魚沼市個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 85 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、令和 5 年 4 月 1 日から、地方公共団体の保有する個人情報は、法に基づき取り扱うこととなり、各自治体で取り決めていました個人情報に関する内容が全国一律となったことから、現行の南魚沼市個人情報保護条例を廃止し、各自治体で取り決めるべき内容である独自事項——例えば手数料、開示決定期限、及び期限の特例、こういったものを新たに条例制定して、定めたいものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたします。

1 ページ、第 1 条は、本条例の趣旨。

第 2 条は、用語の定義を記載してございます。

第 3 条は、開示請求に係る手数料は、無料としています。現行条例でも無料となっております。送付費用など、実費に係るものは費用負担となります。

第 4 条は、開示決定等の期限で、15 日以内に開示決定。第 2 項で、事務処理が困難な場合は、30 日以内に限り延長できるとするもの。

2 ページ、第 5 条は、開示決定等の期限の特例で、開示内容が著しく大量で、通常業務に支障がある場合を規定するもの。

第 6 条は、委任で、この条例の実施のために必要な事項は、規則で定めるもの。

本条例の附則でございます。第 1 項は、施行期日を法律の附則第 1 条第 7 項の規定の日、令和 5 年 4 月 1 日からとしたいもの。第 2 項は、現行の南魚沼市個人情報保護条例の廃止。第 3 項から次ページ、第 7 項までは、廃止に伴う経過措置を規定してございます。第 8 項は、南魚沼市情報公開条例の一部改正となってございまして、5 ページに移っていただきます。

5 ページにその条例の新旧対照表、南魚沼市情報公開条例第 17 条で規定する、南魚沼市個人情報保護条例を除くという文言を削除するものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 内容は分かりました。ただ、法に合わせて、法に認められた、各自治体で

改正するところは改正しなさいというところだと思うのですが、1点少し確認したいのですが、開示決定の期限ですけれども、多分、法律は30日になっているかと思うのです。ここは従来どおりの15日としたのですけれども、どちらがいいのかよく分かりませんが、何か理由がありましたら教えていただきたいということ。

そして、期限の特例というのが追加になりましたよね。中段辺りの文面がその特例の部分だと思うのですが、これは個人情報保護関係なので、情報公開の話を出すのはあまりよくないのかもしれないのですが、関連があるので聞きたいのです。情報公開条例も同じような期限がありまして、そして情報公開のほうは今段階、特例はないわけです。けれども、個人情報のほうをここで期限の特例を設けて、情報公開のほうは期限の特例を設けないというのも、公開のやり方といいますか、統一していないとやりづらいかという思いがあるのです。情報公開条例のほうの期限の特例を直すような考えというのはあるのかなのか。これは2点目ですよね。

もう一点、そして情報公開条例の関係ですけれども、情報公開条例の一部を改正するというようなことで、附則でこちらの情報公開条例の改正をここへ上げていますけれども、手続的にこれでいいのかということなのです。例えば、きちんと情報公開条例に立ち返って、ここは削除しましょうみたいな手続的なものは要らないで、附則の中で情報公開条例の削除はこれで済んでいるのかというところを、3点お願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず1点目の、現状では15日で、法ですと30日となっているのですが、これはもともとの条例が15日とありました。そういった意味では法よりも、私どもに対して、自分たちに対して厳しくといいますか、早くというような意味合いを込めまして15日。30日に延ばさずに15日のままというようにしてございます。

それから、2つ目の情報公開条例の期限との関係ですが、これを可決していただきました折には、これで運用させていただいて、必要に応じてといいますか、今のところはもう一つの条例のほうは考えてございません。

それから、3つ目の附則で改正のご質問ですが、これは関連条例でありますので、ほかにもこういった例規整備の仕方といいますか、そのもの自体の改正を上げるのではなく、附則の中でというのはルール的にございます。そういったルールにのっとって今回その一部改正をしているということでございます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 日本共産党議員団を代表して、第 85 号議案 南魚沼市個人情報保護法施行条例の制定について、反対の立場で討論に参加いたします。

自公政権は 2021 年 5 月に成立させたデジタル関連法で、国や自治体を持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業に A I ——人工知能で分析させ、もうけのネタにさせることをデジタル改革の名で進めようとしています。日本共産党は国会でこの関連法に対し、個人のプライバシー侵害、地方自治法の侵害、国民生活への影響、利益誘導、官民癒着の拡大といった多くの問題があるとして反対しました。

関連法の中の重要な柱の一つが、個人情報保護法の改正です。自治体の個人情報保護条例がそれぞれ設けてきた個人情報保護の規制がデータの流通の支障となるとして、改訂された個人情報保護法の全国的な共通ルールの下に一元化するとしました。国は自治体に 2023 年 4 月の改正法施行に間に合うよう、条例の改廃を求めています。自治体の条例が築いてきた優れた到達点をリセットさせようというのです。

自治体が保有する個人情報は公権力を行使して取得したり、申請、届出に伴い義務として提出されたものです。介護、子育て、教育、健康など、自治体を持つ膨大な住民サービスに関わる情報は、企業から見れば自分が保有する顧客情報とは比べものにならない個人情報の宝庫です。それを企業のもうけのために外部提供していくことが、行政の仕事といえるでしょうか。また、個人情報の漏えいなどの事件は最近でも相次いでいます。国が自治体に押しつけているのは、漏えいへの不安に応えることとは正反対で、加工したとはいえ、個人に対する個人情報を外部に流通させ、目的外利用させることです。

今回の条例制定では、南魚沼市個人情報保護条例を廃止するとしています。この間、南魚沼市が独自に築いてきた個人情報保護制度の到達点を白紙にさせるものであり、看過できません。国の方針をそのまま受け入れ、自治体として自主的に住民の不安に応える措置が取られていないことを指摘し、市民目線での慎重な検討を求めて、第 85 号議案 南魚沼市個人情報保護法施行条例の制定について反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私は賛成の立場で討論に参加したいと思います。

反対者が心配していますように、個人情報保護条例というのは非常に取扱いが難しい、取扱い方によってあっちに行ったり、こっちに行ったりということで、非常にやりづらい法律だったということを私は感じていました。特にまた各自治体によって取扱いが違ったりすると、何が正しいのか、どうしたらいいのかというのが全く分からない状況でありました、現実的に。それを全国の共通ルールに一応一本化したというのは、私は不安もあるのですけれども、けれどもそういうことにしたほうが個人情報保護の統一的な取扱いといいますか、それができるのではないかと思います。一本化すれば、皆さんが心配しているように、これはうまくないのではないかと思います。全国規模でまた改正のほうにももっていけると

思いますので、私はこのことについては賛成をしたいと思います。

○議長 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第 85 号議案 南魚沼市個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 85 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 休憩いたします。休憩後の再開を 5 時 5 分といたします。

〔午後 4 時 51 分〕

○議長 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 5 時 05 分〕

○議長 長 日程第 18、第 86 号議案 南魚沼市職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 86 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの改正は、地方公務員法が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

改正の概要です。まず、定年が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引き上げられます。この引上げは、令和 5 年 4 月から 2 年に 1 歳ずつ引き上げられ、令和 13 年 4 月に定年が 65 歳となります。この定年引上げに伴い、主に次の 5 つの制度が導入されます。この内容は、本年 9 月 2 日の総務文教委員会においても説明を差し上げた内容でございます。

1 つ目は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年でございます。60 歳に達した管理職を管理職以外の職に降任等をするものです。

2 つ目は、定年前再任用短時間勤務制の導入で、定年前の 60 歳以降の職員が一旦退職した上で、短時間勤務に移行できるようにする制度でございます。これは働き方改革、多様性というような意味でございます。

3 つ目は、給与に関する措置で、60 歳を超えた職員の給与水準を当分の間、60 歳時点の 7 割水準とし、60 歳以降の定年前に退職する場合であっても、定年退職と同様に退職手当を算定するものです。

4 つ目、暫定再任用制度で、現行の再任用制度を廃止し、令和 13 年度の定年の段階的引上げ完了時まで、暫定再任用制度を設けるものです。

5つ目は、情報提供・意思確認制度の新設で、任命権者は、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の給与等の情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めなければならないとするものです。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明いたします。15ページの新旧対照表をお願いいたします。目次及び章名の新設。定年引上げに伴う各制度の新設を踏まえまして、目次を追加するもの。

第1条の改正。管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入に伴いまして、引用先の地方公務員法に合わせ改正するものです。

第3条の改正。職員の定年を60歳から65歳に改正し、これまで医師と歯科医師の定年を65歳と定めていた規定を削除するものです。

第4条の改正。特別な事情がある場合に定年時の職務で引き続き勤務できる勤務延長について、延長できる事由の追加と、管理監督職として延長した場合の規定を追加するものです。

16ページです。第4条第1項第1号から第3号の改正。これは文言の修正及び勤務延長できる事由をより詳しく規定したものです。

第4条第2項の改正。勤務延長後に延長事由が引き続きある場合に、さらに勤務延長できる規定で、管理監督職として勤務延長している職員を規定に追加するもの。第4条第3項の改正は、文言修正。

17ページ、第4条第4項の改正。勤務延長した場合で、延長した期間の末日の到来前に、延長の事由が消滅した場合は、延長した期間の期限を繰り上げる規定で、改正に合わせて文言を修正。

第6条の新設。管理監督職勤務上限年齢制——役職定年制の導入に伴う新設で、この制度の対象となる管理監督職の範囲を、管理職手当の支給されている職員及び行政職給料表(2)の5級の班長とするものです。

第7条の新設。役職定年制の導入に伴う新設で、役職定年を適用する年齢を60歳とするものです。

第8条の新設。役職定年を行うに当たって、任命権者が遵守する事項を規定するものです。

18ページをお願いいたします。第9条の新設で、役職定年制による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定めるものでございます。

第1項第1号から第3号の事由に該当する場合は、1年以内の期間で管理監督職に引き続き就かせることができるとするものです。

19ページ、第2項ですが、延長した対象職員の期間を1年以内の期間でさらに延長することができるものとしております。

第3項は、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、欠員を容易に補充することができない特別の事情がある職につきましては、1年以内の期間で引き続き管理監督職に就かせるか、他の管理監督職に降任、または転任させることができるとするもの。

20ページ、第4項。延長した対象職員の期間を、延長された期間の末日の翌日から1年以

内の期間で、さらに延長することができる。

第 10 条の新設。管理監督職としての期間を延長する場合や、管理監督職群の中で、他の管理監督職に降任等をする場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならないとするもの。

第 11 条の新設。管理監督職としての期間を延長した場合で、延長した期間の末日の到来前に、事由が消滅した場合は、末日を待つことなく、他の職への降任等をするもの。

第 12 条の新設。定年前再任用短時間勤務職員の任用について定めるもので、60 歳に達した日以後に退職した職員を、定年退職相当日まで短時間勤務の職に採用することができるとするもの。

21 ページ、第 13 条の新設。地方自治法で規定する一部事務組合及び広域連合の 60 歳以上の退職者を短時間勤務の職に採用することができるとするものです。

第 14 条の新設。条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものです。

附則第 5 項の新設。定年年齢を令和 5 年 4 月から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げていくための経過措置としまして、2 年ごとに定年年齢の 65 年を読み替える規定です。

22 ページ、附則第 6 項の新設。改正前の条例で、定年年齢が 65 年となっていた医師と歯科医師につきまして、定年年齢の段階的引上げ期間中も定年年齢を 65 年とするもの。

附則第 7 項の新設。任命権者の情報提供・意思確認について規定するもの。

戻っていただきまして、7 ページをお願いいたします。7 ページの附則第 1 条でございます。施行期日を令和 5 年 4 月 1 日からとしたいものです。ただし、令和 5 年度に 60 歳に達する職員への情報提供・意思確認は、令和 4 年度中に実施する必要があるため、当該規定は公布の日からとしたいものです。

附則第 2 条。勤務延長に関する経過措置について規定するもので、改正条例の施行日前に勤務延長を行った職員についても、改正条例に基づきその期間を延長できることを規定するもの。こういった内容の経過措置を規定してございます。

8 ページ、附則第 3 条は、定年退職者の暫定再任用に関する規定でございます。

9 ページ、附則第 4 条は、一部事務組合及び広域連合を定年退職した者等の暫定再任用に関する規定。

10 ページをお願いいたします。附則第 5 条は、定年退職した者等の短時間勤務の職に採用する暫定再任用に関する規定で、現行の再任用制度と同様に 1 年以内の任期中で短時間勤務の職に採用する暫定再任用ができるとするものといった内容でございます。

附則第 6 条ですが、一部事務組合及び広域連合を定年退職した者等の短時間勤務の職に採用する暫定再任用に関する規定。

11 ページ、附則第 7 条。施行日以降に新たに設置された職は、施行日前の定年年齢が存在しないため、これらの職と定年年齢について定めるものでございます。

附則第 8 条、附則第 7 条と同じ趣旨で短時間勤務の職についても、職と定年年齢について定めるものでございます。

12 ページ、附則第 9 条。これは暫定再任用とする場合に、施行期日以降に新たに設置され

た職は、旧定年が存在しないため、その職と旧定年に達している者を定めるもの。

附則第 10 条。定年の段階的引上げ期間中においては、定年前再任用短時間勤務職員の任期終了時点で、再び定年前となる場合があるため、改めて採用等することができないことを規定するもの。

13 ページ、附則第 11 条。令和 4 年に情報提供・意思確認を行う必要がある者として、対象とする職員の年齢を 60 歳と規定するものです。

附則第 12 条。定年の段階的引上げが開始される令和 5 年 4 月 1 日をもって再任用制度が廃止されるため、該当条例の廃止を行うものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。質疑を終わることに……。

18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 定年延長は分かるのですけれども、これはこれで今の時代の流れなのでいいのですけれども、新規採用について、退職しなければ採用していかないことになるわけです。その年度でやはり卒業する人がいるわけですし、そこをどういうふうにケアしていくかというのは大事なことだと思うので、それを少し説明をお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議員おっしゃるとおり、先ほどの説明の内容に 2 年に 1 回、定年退職者がいない年があるわけです。2 年に 1 回の退職となりますと、2 年に 1 回定年退職者がいない年があります。その採用をどうするかというご質問だと思いますが、私どももそのところを空白といいますか、採用しないということではなくて、特に年齢構成において、南魚沼市においてはある一定の年齢——昭和 45 年生まれの方の職員、その人数が非常に多ございまして、そのところを今言いました 2 年に 1 回の退職者がいないところに山を崩すといいますか、先行していないところを採用して平準化するというような作業を考えてございます。

それによりまして、その昭和 45 年生まれの方が定年退職のときに、また大量の採用になってしまうので、その年代のところで、それがならないように先行して採用していこうというような考えを持ってございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 86 号議案 南魚沼市職員の定年等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 86 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 87 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 87 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

この関係条例の整理は、今ほどの第 86 号議案、定年等に関する条例の一部改正の関連で、定年の段階的引上げや、役職定年制等の導入のため、その他、地方公務員法が改正されたことに伴いまして、関係する 9 つの条例の一部改正を行うものです。

13 ページ、新旧対照表をご覧ください。第 1 条は、南魚沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。毎年市報の 10 月号に職員の給料とか、いろいろな情報が出ているかと思いますが、その関係の条例でございます。地方公務員法、いわゆる地公法の改正に合わせまして、引用条項を改正するものでございます。

第 2 条関係は、南魚沼市職員の降給に関する条例の一部改正です。管理監督職からの降給、給与を 7 割水準とすることに伴いまして、降級の種類に改正地公法の降任を加える、降格の事由に管理監督勤務上限年齢による降任等を加えるというものでございます。

14 ページにいきます。附則は、南魚沼市職員の給与に関する条例の読替規定を加えるものなどでございます。

第 3 条は、南魚沼市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正。減給対象給料表の明確化とか、会計年度任用職員の取扱いについて改正を行うものです。

15 ページ、第 4 条関係。南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。再任用短時間勤務職員が、定年前再任用短時間勤務職員となることに伴いまして、改正を行うもの。地公法の改正に合わせて引用条項を改正し、短時間勤務の職の名称を改正するものです。

17 ページにわたりまして、名称を同様に改正する内容でございます。

18 ページ、第 5 条関係は、南魚沼市職員の育児休業に関する条例の一部改正。勤務延長者の規定への追加、給与の特例のための読替条項の整理に伴いまして、必要な改正を行うもの。

第 2 条、育児休業ができない職員として、管理監督職の異動期間を延長した職員を追加。

第 9 条は、育児短時間勤務ができない職員としての追加。

第 16 条は、育児短時間勤務職員についての給与の特例に関する読替表の改正となっております。

それから、19 ページから 20 ページにかけまして、第 19 条は、任期付短時間勤務職員についての給与の特例のための給与条例に対する読替表の改正でございます。

21 ページをお願いいたします。21 ページ、第 21 条は、地公法の改正に合わせて引用条項を改正し、短時間勤務の職の名称を改正。第 22 条も名称の改正。

21 ページから 22 ページにかけまして、附則第 10 項、育児短時間勤務職員にも 7 割水準の給与額が適用となるよう読替規定です。附則第 11 項は読替規定。

第 6 条関係、南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正です。条例全体の規定の整理による文言の修正、再任用職員・再任用短時間職員の定年前再任用短時間勤務職員への置き換え、給与を 7 割水準とすることに伴う必要な改正を行うもの。

23 ページです。第 4 条第 10 項は、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の規定に改正。第 4 条の 2 は、給料月額の規定が改正後の条項で規定されるため削除し、以降の項を繰り上げ。

24 ページ、第 10 条、通勤手当について文言の修正と名称の改正でございます。

25 ページ以降でございますが、28 ページまで、文言の修正と名称の改正が続いてございます。

28 ページをお願いいたします。28 ページ、第 17 条は、扶養手当、初任給調整手当、住居手当を適用除外とするための改正。

29 ページ、附則第 37 項の新設は、定年の引上げに伴う給与に関する特例措置。附則第 38 項の新設は、給与の 7 割措置の適用除外となる職員を定める規定。

29 ページから 30 ページにかけまして、附則第 39 項の新設でございます。給料月額の 7 割に満たない場合は、差額を調整額支給とするもの。

附則第 40 項、調整額の上限を規定するもの。附則第 41 項は、調整額の支給対象とならない職員について、必要があると認められる職員に調整額を支給するもの。附則第 42 項、調整額が支給される職員以外の職員で、任用の事情を考慮しまして必要があると認められる職員には同様の調整額を支給するもの。

30 ページから 31 ページにかけまして、附則第 43 項の調整額を支給される職員の期末勤勉手当の基礎額を、給料月額と調整額の合計額とする読替規定。附則第 44 項の施行に関し、必要な事項は規則で定めるというもの。

別表は、定年前再任用短時間勤務職員の各級の金額の上に基準給料月額を加えるもの。以降、同様でございます。

33 ページ、第 7 条関係ですが、南魚沼市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正。再任用職員について引用先の地方公務員法に合わせまして必要な改正を行うもの。

34 ページ、第 8 条関係、南魚沼市上下水道部職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。再任用職員について引用先の地公法に合わせまして必要な改正を行うものです。

35 ページ、第 9 条関係は、南魚沼市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正。引用先の地公法に合わせたの改正でございます。

戻っていただきます。9 ページをお願いいたします。9 ページ、附則第 1 条は、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日からとしたいもの。附則第 2 条は、この附則における用語の定義の記載。附則第 3 条は、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置。附則第 4 条から 11 ページにわたります附則第 7 条まで、一部改正に伴います経過措置と読替規定でございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

す。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 87 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、第 88 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 88 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

南魚沼市議会議員の期末手当につきまして、令和 4 年 11 月 18 日に公布されました国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、特別職の国家公務員の期末手当が年 0.05 月引き上げられたことから、これに倣い、引き上げることににつきまして、所要の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をお願いいたします。3 ページでございます。第 1 条関係及び第 2 条関係の表ともに、第 5 条の規定によりまして、期末手当の額を定めるもので、支給率を年間 3.2 月から 3.25 月とするものです。なお、この引上げによる影響額につきましては、合わせて年間 39 万円ほどになると試算してございます。

第 1 条関係では、令和 4 年度に係る引上げとしまして、12 月の支給率を 100 分の 5、0.05 月分を引き上げるものです。

第 2 条関係では、令和 5 年度以降の改正としまして、支給率を年間 3.25 月としたものを、6 月支給と 12 月支給の 2 回に、均等に振り分けるため、第 5 条の規定により 6 月と 12 月の支給率をそれぞれ 100 分の 162.5、1.625 月とするものであります。

1 ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は、公布の日から施行するものとし、第 1 条は令和 4 年 12 月 1 日に遡及適用、第 2 条は令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしたものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 日本共産党議員団を代表して、第 88 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加します。

新型コロナ前から地域経済は厳しい状況にありましたが、コロナ禍により一層大変になり、その影響ももうじき丸 3 年となります。そして最近では第 8 波に入ったとの指摘もあり、地域経済の影響は今後も継続するものと思われます。さらにこの春から始まった物価高騰は市民生活を直撃しています。年金が減額され、実質賃金は下がり続け、75 歳以上の高齢者の医療費窓口負担も 2 倍になるなど、一層深刻な状況が広がっています。

こうした状況の下で議員報酬の引上げを市民の皆さんがどのように受け止めるでしょうか。これまでも人事院の勧告に従うという慣例によって改正してきましたが、ストライキ権のない市職員には必要ですが、議員に適用する必要はないものと考えます。金額的には 0.05 か月分とわずかであっても、コロナ禍や物価高騰の影響で苦しむ市民の感情を考えれば、上げるべきではないと考えます。

以上、第 88 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 88 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 88 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 89 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 89 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

南魚沼市特別職の期末手当につきまして、先ほどの第 88 号議案と同様に、特別職の国家公務員の期末手当が年 0.05 月引き上げられたことから、これに倣い、引き上げることににつきまして所要の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表 3 ページをお願いいたします。第 1 条関係及び第 2 条関係の表ともに、第 2 条の規定によりまして、期末手当の額を定めるもので、支給率を年間 3.2 月から 3.25 月とするものです。

なお、この引上げによる影響額につきましては、合わせて年間 12 万円ほどになると試算してございます。

第 1 条関係では、令和 4 年度に係る引上げとして、支給率を 100 分の 5、0.05 月分引き上げるものです。

第 2 条関係では、令和 5 年度以降の改正としまして、支給率を 6 月支給と 12 月支給の 2 回に均等に振り分けるため、4 ページ、第 2 条第 3 項の規定によりまして、100 分の 162.5、1.625 月とするものでございます。

1 ページに戻っていただきます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、第 1 条及び附則第 3 項は令和 4 年 12 月 1 日に遡及適用し、第 2 条及び附則第 4 項は令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしたいものでございます。

なお、附則第 3 項及び附則第 4 項は、南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正でございまして、4 ページ、5 ページに南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の新旧対照表がございまして、これも市特別職の職員の給与に関する条例と同様の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 89 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 89 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 90 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例及び南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 90 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和 4 年 8 月 8 日の人事院の給与勧告等に基づくものでございます。南魚沼市は人事委員会を置いていないことから、従来、国準拠により給与改定等を行ってきたもので、今回の給与改定勧告により職員の給料表等、所要の改定のため、条例の一部改正を行いたいものでございます。

人事院においては、官民比較に基づき、民間給与との格差 921 円を解消するため、初任給について引き上げ、また若年層の俸給月額を平均改定率 0.3% 引き上げ、期末勤勉手当は、支給月数で支給率を改定するとしております。

当該条例の一部改正についての主な内容といたしましては、若年層の俸給月額を平均改定率 0.3% 引き上げ、初任給については、大卒 3,000 円、高卒 4,000 円の引き上げ。また期末勤勉手当は、支給月数で一般職員 0.10 月分、再任用職員 0.05 月分の支給率の改定とし、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分するものとなっております。

月例給につきましては、本年 4 月への遡及としており、引き上げ対象者は 460 人、引き上げ総額は約 1,200 万円となります。期末勤勉手当につきましては、引き上げ対象者は 967 人、引き上げ総額は約 3,300 万円となります。また、改定分を全職員で平均しますと、1 人当たり年額約 4 万 5,600 円の増額見込みでございます。

議案書 1 ページ、第 1 条は、月例給の引き上げに係る、別表第 1 の改正規定でございます。

25 ページの新旧対照表をお願いいたします。第 1 条関係、南魚沼市職員の給与に関する条例の別表第 1 の（1）行政職給料表（1）から、34 ページ、（3）公安職給料表、38 ページ、（5）医療職給料表（2）から、42 ページ、（6）医療職給料表（3）までを、国に準じて平均改定率 0.3% となるよう改正するものでございます。

初任給につきましては、大卒程度 3,000 円、高卒程度 4,000 円の引き上げとなるもので、具体的には 25 ページをご覧ください。25 ページの行政職給料表（1）の 1 級 5 号が当市の高卒初任給となっており、現行が 15 万 600 円、改正案が 15 万 4,600 円で 4,000 円の引き上げ。

26 ページにいきまして、1 級 25 号が大卒初任給となっております。現行が 18 万 2,200 円、

改正案が 18 万 5,200 円で、3,000 円の引上げ。

48 ページをお願いいたします。第 2 条関係、南魚沼市職員の給与に関する条例の第 16 条の 8、勤勉手当の年間支給月数を一般職員で 0.10 月分、再任用職員で 0.05 月分を引き上げるもので、令和 4 年 12 月支給の 1 回で引上げ分を支給するため、支給割合について、第 1 号は一般職員についてで、100 分の 95 を 100 分の 105 に、第 2 号は再任用職員についてで、100 分の 45 を 100 分の 50 にそれぞれ引き上げる改正を行うもの。

49 ページ、第 3 条関係、今ほど説明申し上げました第 2 条関係の勤勉手当引上げ分について、令和 5 年 6 月支給と 12 月支給の 2 回に均等に振り分けるため、支給割合につきまして、第 1 号は一般職員について、100 分の 105 を 100 分の 100 に、第 2 号は再任用職員について、100 分の 50 を 100 分の 47.5 に改正するもの。

50 ページ、第 4 条は、南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正で、令和 4 年度の人事院勧告に準拠して、第 7 条、特定任期付職員の給料表の 1 号給の 37 万 5,000 円を、37 万 6,000 円に引き上げる改正を行うもの。第 8 条第 2 項の勤勉手当の支給月数を 0.10 月分引き上げるもので、引上げ分を 6 月支給と 12 月支給の 2 回に均等に 0.05 月ずつ振り分けるため、支給割合を 100 分の 162.5 から 100 分の 167.5 とするもの。

戻っていただきます。24 ページをお願いいたします。附則第 1 項、施行期日を公布の日からとしたいものです。ただし、第 3 条は、勤勉手当引上げ分を令和 5 年度に支給する場合の規定であること、第 4 条は、現在、特定任期付職員の任用がないことから、施行日を令和 5 年 4 月 1 日からとしたいものです。

附則第 2 項第 1 号の給料表の改正については、適用日を令和 4 年 4 月 1 日に遡って適用したいもの。第 2 号、勤勉手当の支給については、令和 4 年 12 月支給に適用するため、適用日を令和 4 年 12 月 1 日としたいものです。

附則第 3 項、第 1 条の給料表の改正につきまして、改正前に支給された給与は、改正後の給与の内払いとしたいものでございます。

附則第 4 項、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしたいものであります。なお、職員組合とは協議が済んでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 以前もこの類いの議案が出るたびに質問したのですが、今ほど説明にあった人事院勧告の引上げにより、国準拠の考え方だというお話がありましたが、この地方自治体において、国準拠で引き上げることの法的な根拠はあるのか、ないのかという類いの質問したことがあります。そのたびに、法的な根拠はありませんという答弁をいただいていたのですが、今もその事実が変わりがあるかないか、その点をお尋ねします。

それからもう一つ、国準拠の考え方をいつ頃からしてきたのかという部分についてお尋ね

してみたいと思います。先ほどから繰り返し説明の中に地方公務員法という言葉が出てまいりました。地方公務員法第24条の6つの項目のうちの3つ目に、職員給与に関する決定原則といわれる部分がはっきりと明記されています。これは給与についての根本原則といわれるものですが、ここに準じないで、国に準ずるという考え方で給与を決定してきたのは、いつ頃からのことであつたかお尋ねします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 国で行われている人事院勧告の関連でございますけれども、この実態調査にどうしても私どもは人事委員会を設けてごさいませんので、人事院勧告に合理的に対抗できる手段というのは南魚沼市では持ってごさいません。以前にも勝又議員のご質問に同じような答弁をしていたかと思ひます。そういったことがござひます。これは県内の政令市以外、どこでも市町村についてはそうですけれども、国の人事院勧告に準じてという形になってごさいます。新潟市以外ということでごさいます。

それから、国の人事院勧告に至るまでは、先ほどの最後の質問に関わるところでござひますが、ノウハウが私どもはないのですけれども、国のほうは45万人を対象としまして調査した、その後比較をしてということでごさいます。私どもはそのノウハウがござひませんので、先ほどの理由によって人事院勧告に合わせて改正するというごさいます。

それから、その他特別な事情を考慮してというところもござひますが、それは例えば市内で、倒産件数が非常に多くなつたとか、あるいは就業の募集が著しく低くなつたとかということがあろうかと思ひますが、直近の有効求人倍率が2.9幾つだつたかと思うので、非常に高いということで、そういうことも相なりまして、その他事情を考慮してという内容は、特別今その状況ではないだろうということで、今回の改正の上程にさせていただいたということでごさいます。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 丁寧な説明をいただきましたが、我が市に人事委員会がないと、だから国準拠だという考え方は、私にしてみれば飛躍し過ぎではないかと。では人事委員会をつくつたらどうだろうというような思ひもあります。日本は法治国家ですから、地方自治法という法律がある限り、それに従うのが筋だろうと私はそのように思ひます。国準拠といひますけれども、地方公務員と国家公務員は質的にかなり違ふものだと私は思ひます。その辺のことについてどのようにお考えでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 最初のご質問で答弁漏れがござひました。何年頃からという、記憶している限りは国準拠でしてひるので、何年というのはちょっと資料がないのですが、以前私が総務課長をしてひた時代にも、同じようなことで国準拠ということに進めてまいりました。少し古い年限は分かりませんが、旧町時代からやっていたのではないかと推測するところでごさいます。

それから、国と違うのではないかというご質問のところですけども、先ほど 45 万人というお話をさせていただきましたが、調査対象がこの市役所と同じような機能、人員体制を持っているところを国も調査してございます。具体的には企業規模で 50 人以上の民間企業——これは何年前かに 100 人から 50 人変わった。そこまで、50 人規模の企業から抽出して調査するというところでございますので、確かに言われるように、国の事務事業と大きく違うのかもしれませんが、組織体制的には同様に——例えば部長がいて、課長がいて、係長、係員という 50 人以上の規模のもの、企業を抽出すると。それ以下になりますと、例えば課長と係員だけということになりますので、そういった組織体制の同一、同じようなもので国と市町村も同じだというような理解で、国準拠としているというところでございます。

以上です。

〔「質問、終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 私は 2 点についてお聞きしたいのですけれども、確か 1,200 万円と 3,300 万円、これに影響するというのは言ったのですけれども、補正予算を組まないでもこの予算を組めるというのは、当初予算で少し盛り過ぎではないかと思うのです。ただ、今度は款ごとに職員給与をやるようになったので、余裕を持ってやっているという答弁なのか。その考え方を聞かせていただきたいのと。

あと、私は本当は本来であれば、いつもこの職員給与を上げるのには反対しているのですけれども、ただ最近では医療職があるので、今回は賛成しようかという正直な思いがあるのです。ただ、医療職の給料に関しても、例えば最初が仮に 20 万円で、上が 50 万円だったら、それを 25 万円の、例えば 45 万円にして、総額が変わらないようにしてうまくいくようなカーブのやり方——今、例えば急に上がるのをこうして、初任給をもっとはっきりと高くしてやっていく方法というのも私は手ではないかと思うし、ほかの資料とかでも見たことがあるのです。そういう改定も考えて、医療職とかをやっていくのはどうなのかというのを、こちらだけではなくて、向こうにも聞けたらどうなのかという思いがありますけれども。

○議 長 総務課長。

○総務課長 今ほどの人事院勧告に関連しました補正予算がないのはどうしてだという話ですが、やはり手当の関係ですと、時間外勤務の要素もありますし、それから職員の人事異動や何かをある程度見込んだ形で予算計上していますので、実際 3 月の補正予算のときに、またその時間外の辺りも精査しまして、必要があれば 3 月のまた補正予算に計上させていただくということで。現予算で今のところ問題なく執行ができるということで、今回は補正予算のほうには計上しておりません。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2 点目のご質問、医療職の関係でございますが、議員ご承知のとおり、病院事業のほうは全部適用していますので、言われるような改正も可能であるというところでご

ざいます。答弁、その辺で失礼させていただきます。

以上です。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 先ほどから国準拠がどうのこうのという議論があつたのですが、職員の給与の関係ですけれども、当市は人事委員会を持っていない。そこはあると思うのですが、そもそも職員の給与については、職員は労働基本権を公務員の場合認められていない。その苦肉の策で、代償措置として人事委員会制度があるということになっているのが根本だったのではないかという気がしています。

自治体の場合、市町村の場合、人事委員会を持っていないわけですから、それに代わる何らかの方法で労働基本権の制限を受けている部分について、代償措置をしないわけにはやはりいかないだろうと思っています。それで国準拠という話ですが、県内には国準拠のところもあれば、県準拠のところもあるわけですから、どこが一番いいのかというのはまた議論のあるところだとは思いますが。

また、国の職員と根本的に違うような話もありましたけれども、給料自体については、給料表は人事院が出した部分を使っているにしろ、採用している給料表は上のほうが違うわけです。そういう意味では自治体規模に合った、組織に合った給料を適用しているのだろうという認識で、実は私はずっといたのですが。その辺について少しまた今の認識というか、こういうことでやっているというのがもし違いがあつたり、新たにもっとこれもあるというのがあれば教えていただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 最初のほうのご質問の——議員おっしゃるとおりです。労働基本権の制約ということで、人事委員会を持たないということで、過去から国準拠というようなことでしてきたものでございます。その中で言われるとおり、県準拠というものもあるわけですが、以前、県準拠と今の私どもの給料表で、県準拠にした場合どうなるのかという比較をしたことがございまして、その上で最終的に今までどおり国準拠にしようというようなことです。

一部、いろいろなところで上がったりがつたりで、県準拠にしたからピタッとそれが当てはまるということではなくて、あるところでは、年齢ですね——格付のところでは上がったりがつたりというのがありましたので、その比較もしたことはあるのですが、その上で今の国準拠で行うというようなことになっています。また、給料表のことです。これは議員おっしゃるとおりで、規模によってどういう格付ということになりますので、それはそのとおりということになります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 第 90 号議案に反対の立場で討論を行います。

実はこの反対の討論は、歩む会を代表して私が討論できればと思っていたのですが、会派の中で意見がまとまらないうち、こういうこともあるわけでありまして。議場でいつも思うことは、大勢集まれば様々な視点があり、反対意見もあつて当然だと、そんなふうに思います。

では、歩む会を代表してではなくて、反対者が何人いるか分かりませんが、そのうちの一人として討論に参加させていただきます。先ほどの質疑応答の中でも申し上げましたとおり、執行部がいつも引き合いに出す人事院勧告の引上げによる国準拠という考え方には、法的な根拠はありません。様々な場面で地方公務員法を引き合いに出しながら、この給与に関しては地方公務員法をなぜかそっと脇によけておくと。地方公務員法の第 24 条の 6 つの項目の中の 3 番目に、給与決定についての根本原則が明記されています。この給与決定の基準、そういうものがあるにもかかわらず、それを横に置いておいて、それで国準拠ですね、国準拠がいいですねという姿勢には、どうも私はうなずけないのであります。

このモヤモヤ感を何とか解消してくれるような行政側の動きがあると本当はいいのですが、私が議員になってからずっとこのパターンであります。今ほど私が質問したように、国準拠がいつの頃から始まったのかと聞いても、よく分からないと。調べれば分かるのだと思いますけれども、地方公務員法という法がある限り、その法律に従うべきだと。日本は法治国家であります。そういう給与決定原則があるにもかかわらず、その地方公務員法を横に置いて、直接関係があるのかないのかと思うような人事院勧告を引き合いに出すと。私は適切ではないと思います。

先ほど私は国家公務員と我々のような地方公務員の違いについてお話をしましたけれども、具体例を挙げてみます。ある国家公務員と話をしたときの話。三重県出身で国家公務員になって最初の勤務が静岡であった。静岡県から人事の異動で秋田県に行った。そしてさらに辞令をもらって、今は新潟県に来ていると。これからまた何年か後に島根県に行くかもしれないし、熊本県に行くかもしれない。さらに追加で、あるいは沖縄かもしれないと、そう言ったのです。国家公務員とはそういうものなのだと。辞令 1 枚で行けというところに行く、そういう立場なのだと。

この自治体の職員は常に自宅から通勤ができるわけです。親元から通勤ができる、あるいはアパートから通勤ができる。どれほど違うか。行った先、行った先でどんな状況が待っているか分からない。だから手厚い保護が必要なのだという、そういう考え方なのだと思います。国家公務員と地方公務員、同じ物差しを当てて、準拠だ、国準拠だというのは私は適切ではないと思います。

以上です。

○議長 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3 番・大平剛君。

○大平 剛君 賛成の議員を代表してと言っては失礼なので、賛成の議員の一人として私も討論に参加したいと思います。

先ほど反対者の意見がありましたので、少し法律的に反論をさせていただきたいと思います。反対者はまず根本的に地方公務員法第 24 条が 6 項目あるとおっしゃいましたが、私の持っているこれだと 5 項目しかありませんけれども、6 項目とは何を指しているのかというのがまず 1 点です。

そして、給与を決めるというのは多分 2 項目めだと思います。2 項目めを少し読んでみますが、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給料、その他の事情を考慮して定められなければならないとあります。つまり、この時点で国は入っております。国は全く関係ないというのは、逆に私は法的根拠がないのではないかと思います。むしろにはられません。

そしてまず、第 1 項、一番重要な点で、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないとあります。職員の皆さんの職務と責任とは何でしょうか。南魚沼市民の生活と安全と幸福を目指す、公共の福祉を目指すということです。その職務に対する給与が必要以上に高いという現状があるのでしょうか。また、先ほど意見の中にありましたけれども、地方公共団体の中の給料というのは、人事院勧告に準じているところも結構あるわけで、近隣市町村と比べて我が市だけ給料が低いというのはおかしくなるのではないかと思います。

そして最後に申し上げますが、だったら反対議員は、なぜ先ほど城内診療所のときに修正案を出すなり、反対しなかったのでしょうか。そうすると、もし反対が通ってしまったら、おかしくなりません。城内診療所はよくて、ほかのものは駄目ということになりかねませんよ。やはり原則的に平等な、公平な給与体系でなければおかしいと思います。

職員の皆さんは今本当に、いろいろ大変だと思います。これは民間だってそうです。けれども、民間だと功績をあげれば、その分のボーナスとかもらえるのが普通ですよ。でも、職員の皆さんは功績といっても目に映らないことが多いと思います。そんな中でやっていらっしゃる。民間との事情も考慮しなければいけないけれども、やはり民間とこの地方公共団体の職員は違うものだとは認識した上で、あらゆる整合性を考えた中で、今は人事院勧告がベストという考えの中でやっているものだと思います。私はその考えが正しいのではないかと。

もちろん市民の方にもいろいろおっしゃる方がいらっしゃると思いますが、そこはあえて我々が、いや、今市はこういう政策をやっていて、こういうことを頑張っているのだから職員を応援する気持ちで、ある程度の給料は確保してやらなければならないという思いを、我々議員が持たなければならないのではないのでしょうか。どうか、皆様の賛成をお待ちしています。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　それでは、発言を許されましたので、原案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

先ほども少し質問で言いましたけれども、人事院勧告自体が職員の労働基本権の制約に対する代償措置である。これは実は一番重要なことだと思っています。職員の人権の問題でありますから、これをどう担保していくかというのは、それぞれ例えば南魚沼市にとっても、一つの重要な課題だろうと思っています。

その中で先ほど地方公務員法の給与決定の原則と言いましたけれども、地方公務員の給与決定の原則をどうやって現場で実現していくか。その一つが人事院なり、県の人事委員会なりの調査、そこにある意味基本を置くということだろうと思っています。ですから、先ほどあった給与決定の原則に基づくべきだと。それにはどうするか。それが今までいろいろ議論をしていきつた帰結が、人事委員会なり人事院の勧告なりということになっていると思います。

そういう意味では、県に準ずるか国に準ずるか、これはまた議論があるところだと思いますが、そういった部分も現在市では検討した中で、今の制度の採用をしているということですから、その部分にきちんとのっとして、まず職員の人権も含めて整備してやっていく。これが民主的な自治体のまず求められる姿だろうと思っています。そういう意味では今回出された議案については、賛成していくという立場で討論に参加させていただきました。皆さんからも、ぜひご賛同をよろしくお願いします。

○議長　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長　長　採決いたします。第 90 号議案　南魚沼市職員の給与に関する条例及び南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 90 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長　長　日程第 23、第 91 号議案　南魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　第 91 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

会計年度任用職員につきまして、令和 4 年 1 月 20 日付の総務省自治行政局公務員部長通知によりまして、臨時・非常勤の職について、必要な適正化を図るため、適切な対応を行うよ

うありまして、これを受けて給与や任用条件につきまして、県内 19 市の状況を調査した上で検討を進めた結果、改定内容がまとまりました。

これらを踏まえまして、県内 20 市の中で期末手当額と比較用時給額が中位となるよう、期末手当の年間支給月数を現行の 2 倍に改正したいものであります。なお、この引上げによる影響額につきましては、合わせて年間 7,300 万円ほどになると試算してございます。

3 ページ、新旧対照表をご覧ください。第 15 条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当支給に関する規定で、100 分の 50 を 100 分の 100 に改正するもの。

第 28 条は、パートタイム会計年度任用職員も同様に改正でございます。

1 ページに戻りまして、本条例の附則でございます。施行期日を令和 5 年 4 月 1 日からとしたいものでございます。この施行期日につきましては、給料表改定の効力の規定で、当該条例の附則第 2 項、給料表改定の効力発生時期の特例としまして、当該条例の施行日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から生ずるものとするとしてされております。ですので令和 5 年 4 月 1 日から効力の発生ということでございます。この特例の例に倣いまして、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日からとしたいものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 91 号議案 南魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 91 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、第 92 号議案 南魚沼市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長 第 92 号議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正案につきましては、南魚沼市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例で定められている会計年度任用職員の給与の基準につきまして、市長部局の職員の条例を準用することとしておりますが、公営企業として健全な経営に取り組みながら職員確保が図れるよう、診療報酬や周辺医療機関の実態などの社会情勢に合わせて機動的に対応できるよう、市長部局の条例を基準としながら、病院事業に係る規定において給料の額を定められるように改めたいものであります。

3 ページ、新旧対照表にてご説明いたします。第 27 条第 2 項は、会計年度任用職員の給与の基準について、市長部局における南魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を準用すると定めてあるものを、同条例に規定する市長部局の職員の給与の額を基準とし、企業の特異性及び実態を考慮して定めることに改めたいものです。

1 ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、本条例の施行日は令和 5 年 4 月 1 日としたいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 第 27 条第 2 項の中で、企業の特異性及び実態を考慮して定めるものというふうにあります……

○議 長 すみません。ちょっと聞こえないので、マイクに近づいてもらっていいですか……

○中沢一博君 失礼しました。第 27 条第 2 項の中で企業の特異性及び実態を考慮して定めるものとあります。ということは、病院事業でありますので、全部適用されているわけですから、上げることもできるし、下げることもできるとみなしてよろしいのでしょうか。実態を考慮してという意味は、どう我々にとってはいいのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 まさにそのとおりでございまして、さっき牧野議員のところでもありましたけれども、病院事業管理者として経営を考えながら、給与については病院事業のほうで本来決定すべきものと考えております。

それで、ちなみに今回の――まずそもそも会計年度任用職員の任用の仕方が、病院と市長部局の職員は大分違っていてまして、病院の場合にはやはり同じ人を長く使って、医療ですから経験年数をおかなければいけないということでありまして、実際病院事業のほうの会計年度任用職員の給与は市長部局よりも大分高くなっております。

今回の期末手当を 2 倍にしたとしても、病院事業の会計年度任用職員の給与のほうが高こうございます。それは、この私が着任してからの半年間の中で、一々申し上げませんけれども、必要な職員を採用するために様々な改革を行っていきまして、上げるべきところは上げております。そんなことでございまして、一方、またこの条例のまま改正せずに準拠しますと、

影響額が 3,000 万円を超えるということになります、年間。

そういうことを考えますと、今の経営改善を考えている中で、いたずらにただ準拠するという形でやるのは好ましくないと。一方、必要な職員についてはきちんと採用できるのかという点を考えまして、できると判断したものでございまして、今後会計年度任用職員については、そのように持っていきたいということでございます。

以上であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか……。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 公営企業の考え方というのはよく分かるのですが、私が一つ心配なのは、基準を考慮しながら特殊性及び実態を考慮してというところで、今の質問にもありましたけれども、実態が非常に経営状況が悪化しているということになれば、当然今の答弁にもありましたけれども、その任用職員の給与も実態に合わせて削減しながらやるということでもいいのかということ。当然、今そういう答弁でありましたけれども、そうなりますと、雇用される者の待遇が安定しないというか、そこら辺の考慮というのはないのか、少し聞いてみたいと思います。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 ここも病院事業は大分違ってございまして、必要な会計年度任用職員を確保しないと、必要な診療報酬点数が取れないというのがほとんどでございます。したがって、むしろ逆に理論的には下げる場合もあり得ますけれども、私どもが考えておりますのはやはり他との競争の中で、きちんと必要な人材を機動的に確保する必要があると思っています。そういった意味では、イメージとしてはアップするという方向の意味で自由にさせていただきたいと、こういう趣旨でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 92 号議案 南魚沼市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 92 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

○議長 長 次の本会議は 12 月 12 日月曜日、午前 9 時半、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

〔午後 6 時 19 分〕